



私たちは、もう待たない



**Wait
No
More**



第4回世界女性シェルター会議参加報告集
(第22回全国シェルターシンポジウム2019 in 東京)

後援：内閣府、厚生労働省、外務省、文部科学省

平成31年度東京ウィメンズプラザ配偶者暴力防止等民間活動助成事業、WAN基金助成金事業



目次

報告集発行にあたって 2

1. 第4回世界女性シェルター会議(4WCWS) 参加報告 3

■はじめに 第4回世界女性シェルター会議とは 3

主なプログラムと分科会一覧

■第22回全国シェルターシンポジウム 午前の部 10 ～世界女性シェルター会議(4WCWS) 参加報告会～

●来賓あいさつ

●主催者あいさつ

1 「女性に対する暴力」対策～世界の主なトレンド 16

2 大会のハイライト 20

3 本会議5報告「平等と経済的エンパワーメント」 32

4 分科会報告「女性運動に対するバックラッシュ」 39

5 分科会報告「男性」関連セッション 43

■世界会議参加者からの報告集 48

1 本会議4報告「政策と立法」・Prof. Rashida Manjo氏 講演資料 48

2 オプションツアー報告「高雄少年及家事法院」 62

3 分科会報告「DVを目撃した子どもとの関わり」 63

4 ワークショップ参加報告 64

5 分科会報告 65

「アートを通じた運動は主体性を生み出し、アートを通じた主体性は運動を生み出す」

6 イスラエル、エチオピアからの報告(概要) 66

7 分科会報告 70

「複数機関の協力、リスク評価、セイフティ・プラン、女性のシェルターやその他の女性支援サービスに関するフェミニストの視点」

(付録資料) ・危険度アセスメント (Jacquelyn C. Campbell, Ph.D., R.N.)

・The Safety and Justice Reform (SJR) Process

2. 第22回全国シェルターシンポジウム／午後の部 パネルディスカッション 74

「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに！

～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～」

3. 第22回全国シェルターシンポジウム／午後の部 議員フォーラム 97

「世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を」

報告集発行にあたって

2019年は、台湾・高雄市で第4回世界女性シェルター会議が開催され、日本からも多くの方が参加されました。そして、日本国内のシェルターシンポジウムは例年とは異なり、12月に東京で1日だけの開催としました。

そこで、本報告集は、前半は、第4回世界女性シェルター会議の報告となっております。2019年12月8日の第22回全国シェルターシンポジウム2019 in東京午前の部の「世界女性シェルター会議報告会」の内容に加え、世界会議に参加された方の報告や持ち帰った資料をもちこみました。

本報告集後半は、2019 in東京 午後の部のパネルディスカッションと、議員フォーラムの報告集となっております。こちらもかなり内容の濃いものです。

世界会議及びシェルターシンポジウム in東京にご参加いただけなかった方も、本報告書をお読みいただいて、掲載された情報を活用されたり、その雰囲気味わっていただければと思います。

世界会議参加及び全国シェルターシンポジウム in東京開催に向けて資金助成・会場提供等さまざまなお支援・ご協力をいただきました皆様にお礼を申し上げます。

2020年3月

NPO法人 全国女性シェルターネット



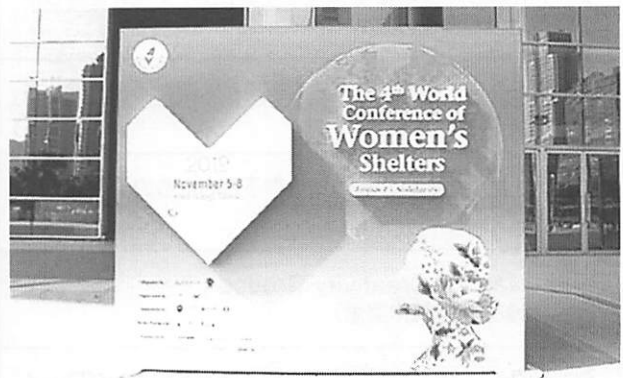
1. 第4回世界女性シェルター会議

(4WCWS) 参加報告

1 はじめに 第4回世界女性シェルター会議とは

主催：グローバル・女性シェルター・ネットワーク (GWSN) が主催している各国のDV性暴力など女性に対する暴力に取り組む現場の支援者などが中心に集まる会議。

2019年11月5日～8日 台湾 高雄市 高雄展覽館で開催された。

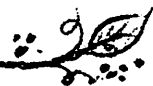


世界大会の主なプログラム

11月4日(月)	5日(火)	6日(水)	7日(木)	8日(金)
		本会議2 「アートとアドボカシー」	本会議4 「政策と立法」	見学ツアー
		分科会	本会議5「平等と経済的エンパワーメント」	
		分科会	分科会	
	開会セレモニー	分科会	分科会	
	本会議1 「新しい課題」	本会議3「シェルター運営の 新手法とソーシャルワーク」	閉会セレモニー	
若者ミーティング	パーティ		アジア・シェルターネット (ANWS)・ミーティング	

分科会

テーマ	担当団体
安全につながるということ：サバイバーにスマートフォンを、シェルタースタッフにテクノロジーの安全な使い方に関する研修を	WESNET Inc
そんなアプリあるの？ジェンダーに基づくサービスの提供とサバイバーの安全確保に関してアプリの複雑さを理解する	National Network to End Domestic Violence (アメリカ)
テクノロジーと安全：国際的な視点から	National Network to End Domestic Violence (アメリカ)
デジタル搾取：人身売買や子どもの性的搾取の深刻化にテクノロジーがどのように利用されているか	ECPAT台湾
ドメスティック・バイオレンスを経験している子どもや若年者の支援	BC Society of Transition Houses
ドメスティック・バイオレンスのある環境下での子供の監護権：女性と子どもの権利に対する攻撃と新たな課題	DiRe Donne in Rete contro la violenza - イタリア
アートを通じた運動は主体性を生み出し、アートを通じた主体性は運動を生み出す	Hiatus House
インタラクティブな劇場／演劇を通じて暴力防止を促し市民の責任を啓発する	Taipei Women's Rescue Foundation (台湾)
アートを使った啓発で若い女性や子どもたちのシェルターを理解する	Girl Child Art Foundation
Body Map Art Creativity Groups (身体地図芸術創作団體)	Wandering Deer 小鹿散步
シェルターにおける暴力被害女性と子どものエンパワーメントのためのシステム	LOKK Denmark
ナイジェリアにおける劇場／演劇とドメスティック・バイオレンス	Hope Rising Foundation
Walk In Her Strideスターシェルター体験ツアー	Singapore Council of Women's Organisations (シンガポール)
シェルタースタッフと支援者のための抜本的なセルフケア	Justice & Logic
トラウマに留意したケア：回復に欠けている要素とは	Houston Immigration Legal Services Collaborative
女性をかなり直す 写真を用いた参加型の方法で家庭内暴力を経験した女性をエンパワーし、彼女たちの意見を創造的に表現する	Scottish Women's Aid (スコットランド)
緊急事態や災害、人道的支援が必要とされる状況下での早期／児童強制婚を根絶する	Youth Association for Development
家庭での安全 家庭内暴力に取り組むための新しいパートナー（公営住宅サービス提供者との連携から学んだこと）	Federatie Opvang (Dutch Federation of Shelters) オランダ



テーマ	担当団体
ストーリーサークル:世論を変えるための物語や演劇を用いた手法	Pennsylvania Immigrant and Refugee Women's Network (PAIRWN)
ジェンダーに基づく暴力を根絶するために不可欠なサバイバーの役割	Silver Lining Kenya
世界女性シェルター・ネットワークの仕事を紹介します	GNWS the Hague (世界女性シェルターネットワーク ハーグ)
男性による女性へ暴力に対する一般の態度を変え、対話を始めるためのアートの使い方	Kvinnojouren Jamtland Sweden (スウェーデン)
中国のLGBTコミュニティにおけるドメスティック・バイオレンスへの介入サービスと啓発	Common Language & Rainbow Anti-Gender-Based violence Intervention Center
インドからの声: インドのシェルターから、暴力被害を受けた「女性」サバイバーの道のり	Lamlynti Chittara Neralu - represented by Jagori, North East Network and Visthar
立ち直ること: シンガポールにおける家庭内暴力に直面した移住者である妻たちにレジリエンスを築く	Singapore Anglican Community Services (シンガポール)
家庭内、学校、社会で台湾のLGBTGの若者が経験する暴力と政策/サービスのギャップ	Taiwan LGBTQ Hotline Association (台湾)
Sisters in siege' - シェルターについてのドキュメンタリー第1部(「圍城的姊妹們: 庇護所紀錄片賞析一上」)	The Ministry of Health and Welfare 衛生福利部服務保護司
Sonshine子どもセンター: ト라우マに留意したセラピー的なデイケアの開発	Sonshine Community Services
ジェンダーに基づく暴力を受けた子どもへの特別の配慮とケア	Different & Equal
運営におけるヒューマニティ - 振り返り、再調整し、そして、ほっとする時間を取る	The Central Alberta Women's Emergency Shelter
前進するための振り返り	Women's Habitat of Etobicoke
ヨガを使ったアプローチ: 女性シェルターでのトラウマに留意したヨガに関する革新的研究から私たちが学んだことをシェアします	British Columbia (BC) Society of Transition Houses
暴力から逃れる際に様々なレベルメンタルヘルス問題のある女性、物質乱用女性が直面する壁を減らす	BC Society of Transition Houses
彼女のいる場所で出会う: 当事者中心のサービスモデル	INTERNATIONAL FOUNDATION FOR CRIME PREVENTION & VICTIM CARE (PCVC)
見捨てられた女性たちがシェルターにおいて尊厳をもって暮らすことが出来るようにする戦略的枠組み	Datamation Foundation Trust
私の出番! ドメスティック・バイオレンスを目撃した7~11歳の子どものためのグループを中心とした介入プログラム	Blijf Groep
見過ごされた課題: シェルターにおける、DVを目撃した子どもたちとの関わり	The Garden of Hope Foundation 勵馨基金會總會社工諮商部 (台湾)

テーマ	担当団体
点と点をつなぐ: 親密な関係性における暴力とトラウマによる脳への損傷との関係を探る	Kelowna Women's Shelter
啓発活動のすべて: 文化的背景にそった証拠に基づく実践の棚卸し	Asian Pacific Institute on Gender-Based Violence
方向性を変える、人生を変える: シェルターを利用する女性のための文化的に意味のある包括的な実践を一緒につくる	Restoration for All Inc. (REFA)
ポジティブに前に進もう - シェルターを超えてトラウマへの取り組みを支える	Womankind (formerly New York Asian Women's Center)
女性に対する暴力防止のために、女性シェルターに自発的または強制的な男性へのカウンセリングを組み込むインドネシアでの取り組み: その現状と課題	Rifka Annisa
予防プラスプログラム: 男性と男児を巻き込んだ女性に対する暴力防止 - 理解を共有し、社会的インパクトを持ち、連帯をしていくために	Rutgers
家庭内暴力サバイバーのための住宅改革	Peabody
アクセスしやすく障がいを包摂するシェルター: 誰も取り残さない	Samarthyam, Women with Disabilities Forum for Action
シェルターに障がいを持つ女性を歓迎するフェミニズムとイタリア初の複合的差別監視機関	Differenza Donna NGO
オーストラリアにおける地域密着型の女性シェルターに関する新しいモデル	Women's Community Shelters - NSW, Australia
オーストラリア郊外における新しいシェルターの在り方	Annie North Inc. Women's Refuge and Domestic Violence Service
変化の先駆者: ビクトリア州王立委員会による家族の暴力対応後の女性シェルターにおける革新の機会と課題	RMIT University
一夜で成長する: 自立ための準備における若い女性の変化を探る	The Mustard Seed Mission
ドメスティック・バイオレンスのサバイバーがトラウマから回復するための長期的支援	Taipei Women's Rescue Foundation
女性のボクシングと女性の人権 - ジェンダーエンパワーメントと社会運動の実践 (當女拳遇上女權-性別培力與運動實踐)	BTSS Sports Stadium 博拓運動空間
Sisters in siege' - シェルターについてのドキュメンタリー第2部 (「圍城的姊妹們: 庇護所紀錄片賞析一下」)	The Ministry of Health and Welfare 衛生福利部服務保護司
マリにおいて女性器切除の被害者はどのようにしてこの行為を廃止するための拡大する社会運動の機動力となったのか?	ONG Tagne
デジタル技術とドメスティック・バイオレンス	Moviera
モバイルアドボカシーを使ったサービスの向上	Eve's Place



テーマ	担当団体
Removiendo obstáculos para el acceso a justicia y empoderamiento de las mujeres Sordas víctimas de violencias	Enlaces territoriales para la equidad de género
"Cortando las cadenas intergeneracionales de la violencia" Dispositivos de intervención para niños, niñas y adolescentes en una Casa Refugio	DIGNOS DE SER - ASOCIACIÓN CIVIL DE PREVENCIÓN Y ASISTENCIA EN VIOLENCIA FAMILIAR
Violencias contra niñas y jóvenes en contextos de desastres naturales: Nuevas leyes y nuevos protocolos	Red por los Derechos de la Niñez de Puerto Rico
StoP- 暴力のない近隣地域	Austrian Women's Shelter Network, AÖF
物語を変える: ドメスティック・バイオレンスに対するナラティブアプローチ	Centre for Non Violence
DVにさらされたアダルトチルドレンたちの声と経験: ジェンダーに基づく暴力を根絶するための世界的取り組みを進めるための教訓	National Resource Center on Domestic Violence
変化をリードする: 女性に対する暴力根絶に向けた文化的変化をもたらす地域社会モデル	Alberta Council of Women's Shelters
ロッカールームトーク: ジェンダーに基づく暴力防止のためのアスリートおよびスポーツ文化への支援	Alberta Council of Women's Shelters
男の中の男はピンクを着る	Hong Kong Shue Yan University (香港)
女性に対する暴力根絶に向けた男性の役割	twmen
個人的なことは政治的なこと: イスラエルのアラブパレスチナ人女性のDVサバイバーと協力するためのシェルターにおけるフェミニストアプローチ	women against violence WAVO
オレンジハウスを評価する: オープンシェルターにおける体系的なアプローチはどのように機能するか? 研究発表会2017-2019	Blijf Groep
多機関協力、リスクアセスメント、安全計画、そして女性シェルターや他の女性支援サービスについてのフェミニストの見解	Domestic Violence Intervention Center Vienna (Contact: Rosa Logar) (オーストリア)
暴力をふるう男性との取り組みにおけるアプローチ	Ambassadors of change
カナダにおける女性に対する暴力シェルターの包括的プロファイルの構築: 女性に対する暴力シェルターとステップハウスに関する全国調査の主な調査結果	Women's Shelters Canada (カナダ)
ネットワークの介入を通じて提供されるOdishaにおけるシェルターの現状とサービスの質	Project Swarajya
「家から遠く離れたホームを見つける」 - レバノンで最も影響を受けているジェンダーに基づく暴力のサバイバーのための緊急シェルター: 実践の好事例、アプローチと学び	ABAAD
影響と持続可能性: 社会保障政策がマイノリティ化している女性シェルターに与える影響と権利に基づく枠組みの下でのVAWG提供の持続可能性に向けたアプローチ	London Black Women's Project (LBWP) (イギリス)
「新しい女性の声」	New Women Connectors

テーマ	担当団体
窮状にある移住者の保護とエンパワーメント、受入国政府および派遣国政府の役割	Serve the People Association (SPA), Taoyuan
回復と声：ガーデンオブホープ居住者が性的暴力の被害者とともにどのように協力するか	The Garden of Hope Foundation 勵馨基金會 (台湾)
世界シェルターネット (GNWS) 企画	
日本における女性の貧困とシングルマザー、DV	日本・全国女性シェルターネット
台湾の住宅政策をふりかえる：新北市における弱者とジェンダー視点からの政策	勵馨基金会 (ガーデン・オブ・ホープ) 新北分事務所 (台湾)
全国シェルター組織 - 私たちの知恵と課題を一つにまとめよう	ウイメンズ・シェルターズ・カナダ (カナダ)
改革を再考する：the Combineについてのオランダの経験	Rutgers WPF
女性に対する暴力・女性NGOが、女性の権利への世界的な「ジェンダー中立」バックラッシュに立ち向かう	WAVE (ヨーロッパシェルターネット) : Hilary Fisher (英国)、, Marcella Pirrone (イタリア)、 Rosa Logar (オーストリア)
イタリアとヨーロッパ全土での合法的中絶：何が起きているのか	D.i.Re Italy (イタリア)
子どもの面会交流とDVからの保護：世界各国の子どもをめぐる経験	大阪工業大学 (研究者) & 日本の弁護士たち&イギリスの団体
ジェンダーに基づく暴力に対する運動への弁護士たちの参加	香港大学ロースクール
ストーカーに「ノー」：台湾におけるストーカー規制法の制定と啓発	現代婦女教育基金会 (台湾)
DV被害者支援システムにおけるシェルターの重要性：シェルター運動の精神に立ち戻って	神奈川大学&日本の民間シェルター
女性の被害者支援にとっての政策と法制定の役割：チュニジアの経験から	家族と人口のための国民会議 (チュニジア)
ジャカルタにおける警察制度における女性と子どもの支援ユニットにおけるDVケースへの紹介 (委託) サービス：DVケースを扱うSOPの先進的プロジェクト	Rutgers WPF
安全の問題としてのジェンダー暴力、効果的な革新的デジタル・プラットフォーム	ヤング・アフリカン・イニシアティブ (YAWI)
協働か吸収か？ 女性支援におけるファミリー・バイオレンスへのビクトリア州王立委員会の影響	Domestic Violence Victoria (オーストラリア)
Justicia Nostrum: 女性と子どもの暴力からの避難を改善するためのファミリー法・法意識啓発のモデル	ハーモニー・ハウス (カナダ・オタワ)
国(州) のジェンダー暴力対策の強化：真のコストを払う	ナショナル・シェルター・ムーブメント (南アフリカ)



テーマ	担当団体
台湾における住宅運動と女性	ワイオミング大学
弱者とジェンダー視点からのロッカールームでの会話政策：新北市の場合	勵馨基金会（ガーデン・オブ・ホープ）新北分事務所（台湾）
女性に対する暴力根絶の最前線におけるシェルター	Women for Human Rights single women group
想定を超える都市人口急増に対する住宅負債を減らす戦略的アプローチ、NakurLaikipia 郡、ケニア	Ambassadors of change (変化の大使)
住宅不足への戦略的アプローチ、NAKURU、ケニア	AMBASSADORS OF CHANGE
アフリカにおける女性と少女たちのエンパワーメント：ウェブでの相談サービスを通じた貧困と暴力を減らす取り組み	Halley Movement
経済的自立：女性の自由への一歩	現代婦女教育基金会(台湾)
就職活動への親密なパートナーからの暴力の影響をどう乗り切るか	インターバル・ハウス (カナダ)
ゲッティング・ホーム・プロジェクト：暴力被害後の住宅探しのバリアを克服する	BC Society of Transition Houses - バンクーバー、カナダ
ジェンダー暴力とDVへの闘い - CREA プロジェクトミラノ・イタリア	インターバル・ハウス (カナダ)
サバイバーがホームレスになることを防ぐ為の柔軟な資金集め	District Alliance for Safe Housing, Inc.
女性の経済的エンパワーメント：女性に対する暴力根絶の戦略として	Women in Development and Environment
パキスタンQuettaの先住民女性女性が作った素晴らしい工芸品の展示	Community Development & Entrepreneurship Foundation
平等と経済的エンパワーメント	Voice of Women Organization
アフガニスタンにおける女性保護センター（シェルター）	Organization for Research and Community Development
行動するリーダーシップ：社会と構造変革をしていく上での女性サービス専門職の役割	90分のワークショップ
アルバニアにおける人身取引(ヒューマン・トラフィッキング) / 被害者の回復支援	心理・社会センター"Vatra"
暴力に対するシェルター、地方政府と社会サービス	SiConTe (イタリア)
企業／地域のパートナーシップ 被害者にとっての職場と政策の向上の二重の利益	National Collective of Independent Women's Refuges (ニュージーランド)
パキスタンにおける平等とエンパワーメント ストリート・チルドレンの経験	子どもの権利保護協会 (パキスタン)

② 第22回全国シェルターシンポジウム 2019 in 東京 午前の部

～世界女性シェルター会議(4WCWS)参加報告会～

日時: 2019年12月8日

場所: 東洋学園大学フェニックスホール

来賓あいさつ

内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室長 吉田真晃氏



本日、全国シェルターシンポジウムが開催されますことをお祝い申し上げます。また、皆さま方におかれましては、日ごろから女性に対する暴力の根絶や被害者の支援に、まさに現場の第一線でご尽力いただいていることに厚く御礼申し上げます。

私は2カ月前に着任しましたが、その前は男女共同参画局の中で国際と地域を担当するセクションにおりました。その前には少子化とか子育てとかを中心にやってまして、その前には男女共同参画担当大臣の秘書官とか、民主党政権下の男女共同参画局で総括補佐として、ひかり交付金に関わったり、東日本大震災対応をしていました。男女共同参画行政に携わりながらも、暴力という分野は関わるのが少なかったのですが、今はキャッチアップをしております、非常に重要な問題で、重大な人権侵害であり、絶対に根絶していかなければいけない、また被害者の支援をしっかり強化していかなければいけないと思っている次第です。

男女共同参画行政の中では、2013年以来、女性活躍を中心に据えて取り組んでおりまして、2015年の第四次基本計画でもそういったものを重点的にやっておりました。その中で、2015年度以降は、毎年「重点方針」をつくり、来年度、何をやっていくのかというのを決めておりますけれども、2018年度以降からは、今までの女性活躍も大事なんだけれども、まずは安全・安心の構築というのがやはり女性活躍の大前提だということで、女性に対する暴力の根絶が非常に大きなテーマとなってきています。これは世界的な#MeToo運動とかもあるかと思えますし、また国際的にも女性活躍というのが議論になる中で、暴力対策は大事だと言われております。

そうした中、今年の2月からですが、片山前大臣のもとで民間シェルターをどういうふう考えていくのかということで検討会を立ち上げてまして、Saya-Sayaの松本様や北仲様にも構成員に入らせていただいて検討しました。民間シェルターは、地域性とか専門性とか柔軟性を持ったもので、困難を抱える女性、暴力の被害に遭われた女性を支援する地域の重要な社会資源であると。その一方で、財政的な面でなかなか苦しいということもありまして、これをしっかりと応援できるような枠組みをつくっていかうということで、来年度予算で約3億円を要求しております、今ちょうど財政当局と最終的な調整をしているところです。

まだ中身のほうは具体的には示せていないのですが、財政的な支援が必要という面もありますが、やはり成果を出していけないと、例えば3年程度はパイロット事業をやるとして、その時に成果を示していける



かというバランスをどのように取りながらこの予算を使っていくかというところで、頭を痛めているところでして、現場の皆さんのお声を伺いながらつくっていきたいと思います。

もう一つ、DVに関しては児童虐待との連携、やはり家庭の中の一つの暴力として非常につながりが深いということもありまして、今年もDV法の改正を致しました。その中で児童虐待との連携ということで、今年も秋の暴力をなくす運動も、吹田市が作っているのですがオレンジと紫の二つのリボンを重ね合わせたダブルリボン、そちらを使わせていただいてキャンペーンを行ったところですが、また、そういったキャンペーンだけではなく、来年4月から法律が施行されますので、今、現場できちんと連携できるように研修などを行っております。

性暴力のほうも非常に盛り上がっておりますので、そうした機をとらまえて、さらに性暴力被害者支援のワンストップ支援センターもしっかりと拡充していかないといけないと思っております。

来年は男女共同参画にとっては5次計画をつくる年でもあります。さまざまな政策を打ちながら、また5次計画に向けてしっかりと中身を詰めていくと。そうした中においては、現実をしっかりと踏まえないといけませんので、現場の皆さまのお声を伺いながらしっかりと検討していきたく思います。また引き続き、よろしくお願ひ致します。

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

母子家庭等自立支援室長 度会 哲 賢 氏



本日「第22回全国シェルターシンポジウム2019 in 東京」が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。また、全国各地からお集まりの皆さまをはじめ、このシンポジウムを主催されるNPO法人 全国女性シェルターネットの皆さまにおかれましては、日ごろから、配偶者からの暴力や性暴力等の被害者の立場に立ちまして、きめ細かな支援を行っていただいていることにつきまして、深く敬意を表すとともに心から感謝を申し上げます。

厚生労働省では、婦人保護事業の実施によりまして、DV・性暴力・貧困・家庭破綻など、さまざまな困難を複合的に抱える女性への支援を行ってきたところですが、さまざまな事由による被害者の方々への支援がより適切に対応できるよう、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しが求められてきたところです。これを踏まえ、昨年7月に「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を立ち上げまして、支援現場の方々や有識者の方のご意見などを十分に伺いながら検討を重ねてきました。この検討会の状況を踏まえまして、本年6月には婦人保護事業の運用面における見直し方針を取りまとめ、他法他施策優先に関する取り扱いの見直しや一時保護委託の積極的な活動などをはじめ、婦人保護事業の運用面の改善を進めています。

また、本年の10月には、検討会の中間まとめとして、婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方をまとめまして、困難な問題を抱える女性を支援する制度について、売春防止法を根拠とした従来の枠組みではなく、新たな枠組みの構築が必要であることや、新たな制度の下で提供される支援の在り方、国および地方公共団体の役割の考え方、こうした基本的な考え方と併せ、また民間団体との連

携、協働の在り方といったことが示されております。

厚生労働省としましては、この基本的な考え方に沿って、今後、検討をさらに加速し、さまざまな困難な問題を抱える女性への支援の充実に努めてまいりたいと考えております。そのためには、引き続き公的機関と民間団体の密接な連携による対応が必要であり、民間シェルターをはじめ、若年被害女性などの支援を行う団体の皆さまには、多様な支援を行っていただいておりますので、その特色や経験、それから民間団体、民間シェルターの強みを生かしていただきながらご協力をいただきたいと思います。最後になりましたが、本シンポジウムの成功と皆さま方のますますのご活躍を心からお祈りし、私の挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願い致します。どうもありがとうございました。

外務省領事局

ハーグ条約室長 松居真司氏



本日は、「第22回全国シェルターシンポジウム2019 in 東京」にお招きいただき、心より感謝とともに開催へのお祝いを申し上げます。また、本シンポジウムの開催にあたり、北仲様はじめ、ご尽力された実行委員会の皆さま、NPO法人 全国女性シェルターネットの皆さまに深く敬意を表します。

1980年に採択されたハーグ条約というものには、まだなじみのない方もおられるかもしれません。この条約は、一方の親御さんによる国境を越えた子どもの不法な連れ去りへの対処や、別々の国に暮らす親子の面会交流の確保に向けた国際協力の仕組みを定めております。日本では、2014年4月に発効して以来、外務省に中央当局を置き、行政・司法の関係者、子どものケアなどの専門家、そして自治体の関係者の皆さまとも連携して条約の実施にあたっております。本日は、私がおその実務の責任者として、この場に立たせていただいております。

これまでハーグ条約室には、子どもの返還や子どもとの面会交流に関して約370件の申請があり、対応してきております。その中には、ドメスティック・バイオレンス（DV）などが原因で、子どもを連れて住んでいた国を離れることを選択した親御さんもおられますし、DVを行っていた相手に子どもを連れ去られてしまった親御さんもおられます。ハーグ条約室では、本日一緒にまいりましたDV被害専門家を配置するなど、必要な援助を提供できる体制を整えておりますが、こういった問題に十分に対応するためには皆さま方との連携が不可欠だと考えております。例えば、DV被害を受けてお子さんとともに日本に帰る、あるいは外国を行き来する親御さんが支援団体の皆さまに相談されることもあろうかと思っております。その意味で、支援団体の皆さま方にハーグ条約について一層理解していただくことは非常に大切だと考えております。もしご希望がありましたら、当室より出張し、さらに説明をさせていただきますので、ご連絡をいただければと思います。

また外務省では、海外の日本大使館や総領事館によるDV被害者支援も行っております。現在は、米国・カナダ・オーストラリア・イギリスで活動する11の支援団体と連携して、現地の日本人の皆さまが日本語でDV被害について相談できる環境も整えております。もしこれらの地域を含め、周りでお困りの方がいらっしゃいましたら、私どもにご紹介いただきたいと思います。なお、こうした取り組みにつきましては、当



室としても内外に発信し周知に努めています。私どもの連絡先や関連情報につきましては、外務省のホームページに入ってください、「海外渡航・滞在」、「ハーグ条約」とリンクを進むとご覧になれます。

皆さまのご支援に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き日本における条約の実施にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、全国からお見えの各支援団体の皆さま、そして全国女性シェルターネットの皆さまのますますのご活躍を祈念致しまして、私からの挨拶とさせていただきます。

文部科学省 男女共同参画共生社会学習・安全課長

三好 圭氏のメッセージ

まず、台風第19号をはじめ、本年発生した災害によって被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された方々が一日も早く平常の生活に戻られますよう、心からお祈り申し上げます。本日は、「全国シェルターシンポジウム 2019 in 東京」が多くの方の参加を得て開催されることを心よりお祝い申し上げます。本シンポジウム開催にご尽力された実行委員の皆さまをはじめ、日頃からDV、性暴力等の被害防止、被害にあわれた方の支援活動等を全国各地で行っていらっしゃる皆様に、深く敬意を表したいと思います。

文部科学省では、第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりや対策等の推進に取り組んでおります。今年度もJK ビジネスやアダルトビデオ出演強要問題等の若年層に対する対策の強化に向けて、関係省庁との連携により相談窓口の情報や事例等をまとめた啓発資料を作成し、教育委員会や大学へ配布するなど、広く取組を推進しているところです。今後とも、若年層を含む女性への暴力の根絶に向けて、教育や学習振興の観点から取組を進め、男女共同参画社会の実現を図ってまいります。本シンポジウムの成功と皆様のご健勝を心より祈念しております。

主催者あいさつ



ひとりじゃない!

NPO法人全国女性シェルターネット代表理事

北 仲 千 里

前回、シェルターシンポジウムのお会いしてからの1年間、皆さまどんなふうにお過ごしだったでしょうか。昨年の時も、シンポジウム開催地北海道の地震や、西日本の豪雨や関西の台風被害などの自然災害を目の当たりにしながらの開催でした。その後のこの一年、また全国で多数の、広範囲の災害が起きてしまいました。国内外で、建物や産業の破壊、人命が失われただけでなく、私たち多くの人の心にも、災害によって受けたダメージが重なり続けているように感じます。

そしてまた、私たちにとっては、DVと児童虐待が重なった、非常に残虐な、悲しい事件がいくつも起きた1年でした。千葉県野田市の事件について、当初の報道が母を虐待の加害者としてのみとらえることが多かったことに、私たち支援関係者はいてもたってもいられず、シェルターネットとして「これは、DV事件です」という声明を2月に公表しました。その声明はかなりの反響を呼び、その他の事件についても、「DVと児童虐待」という切り口から報道されたり、考える催しがもたれるようになり、法改正や、虐待対策の見直し、統計の把握などの動きが作られました。

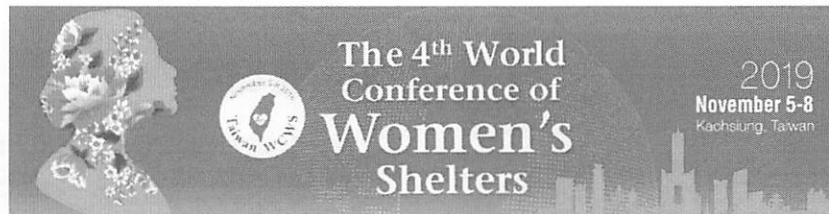
同時に、これほど問題の重要性が注目されているにもかかわらず、財政難・人材難から民間シェルターが活動を停止したり、縮小したりするところが出てきました。そんな中、政府も「民間シェルターは重要な社会的資源」としての位置づけを初めて表明し、支援の方針が作られました。そして、永年、日本のDV政策、とくに被害者相談支援の土台となってきた、売春防止法に基づく婦人保護事業の見直しも、政府においてとうとう着手されました。全国女性シェルターネットは、これら内閣府・厚生労働省の検討会において意見を表明し、また、厚生労働大臣あてに要望書を提出して、現在のDV対策では十分ではなく、地域によってはむしろ劣化しているということを訴えてきました。

さて、今回のシンポジウムは、11月に第四回世界女性シェルター会議(4WCWS)があり、日本からも100名を超える人が参加したため、国内大会は1日だけの開催です。東洋学園大学のご厚意により、会場を使用させていただきました。感謝申し上げます。

4WCWSでは120ヶ国からの人が集まり、たくさんの元気や勇気、刺激をもらいました。世界会議を通して、また、DV虐待事件や#me, too、性暴力問題への多くの方の関心、反響をみても思うこと。それは、私たちは、ひとりじゃない、ということ。被害を受けている女性は、あなたひとりじゃない、私ひとりじゃない。そして、そのことを許されないことだ、なんとかしなくては、と思っている「私」もひとりじゃない、ということ。つながらなくちゃ。つながって、ともに考え、行動すれば、命は守られる、状況は変えることができる。強くそう思います。



第4回世界女性シェルター会議(4WCWS) 報告会



コーディネーター:北 仲 千 里 氏 (NPO法人全国女性シェルターネット共同代表)

報告者:山 崎 菊 乃 氏 (NPO法人女のスペース・おん代表理事
北海道ウイメンズ・ユニオン副執行委員長)

松 本 和 子 氏 (NPO法人女性ネットSaya-Saya代表理事
社会福祉士/精神保健福祉士)

沼 崎 一 郎 氏 (東北大学大学院文学研究科教授)

北仲:まず私から台湾での世界会議の全体的なご報告をしたいと思います。会場はこんな感じでした

(写真)。一番前中央におられるのが、後でもご紹介いたします台湾総統です。



○世界女性シェルター会議とは

主催:グローバル・女性シェルター・ネットワーク (GWSN)

現地主催団体:Garden of Hope Foundation (財団法人 励馨社会福利基金会) 台湾

実行委員長 紀恵容(Garden of Hope理事長)

今回、初めてアジアで開催。今回、世界120ヶ国以上から1400人を超える参加者があり、3日間の会議(全体会議、分科会、懇親会)とサイドイベントが開かれた。学者や政府関係者による会議ではなく、世界各地でDVや性暴力などの被害者支援に関わっている現場の人どうし、つながろうということを目的とした会議。今回も、(専門家や政府関係者も来たけれど)被害者による証言や、活動家、支援者がたくさん参加して、報告や発言をしていた。

世界女性シェルター会議というのは、「Global Network of Women's Shelters」という、世界シェルター・ネットワークがありまして、そこが開催している会議です。



GLOBAL NETWORK
OF WOMEN'S SHELTERS

現地主催団体：Garden of Hope Foundation
実行委員長 紀恵容 (Garden of Hope 理事長)

現地主催団体は「The Garden of Hope Foundation」(財団法人 励馨社会福祉基金会)という台湾のたいへん大きな民間シェルターの団体で、紀恵容さんという方が今回の実行委員長です。紀さんは今、この世界ネットワーク (GNWS) の代表もされています。

GNWS理事会といっても、わりと緩やかな組織なのですが、全世界から集まったメンバーで大会の前の日に理事会を開きました。アジアからは、理事会には台湾、ベトナム、そして日本から参加しています。

今回、初めてアジア、台湾、高雄市での世界会議開催となり(これまでは、カナダ、アメリカ、オランダ)、世界120カ国以上から1,400人を超える参加者がありました。3日間の全体会議、分科会や懇親会と、その前と後にサイドイベントが開かれました。大会テーマは「Impact * Solidarity (インパクト、連帯)」です。



1. 「女性に対する暴力」対策 ～世界の主なトレンド

*全般的な傾向

世界会議の内容をお話する前に、世界のDV対策のトレンドについて見ておきたいと思います。

全般的な傾向

加害者処罰「DV罪」など・・・処罰の枠組みの上での加害者「処遇」や「教育」
保護命令 「通常保護命令」「緊急保護命令」
リスク評価・リスクマネジメント
24時間ホットライン
シェルター：「緊急」から「中期」(ステップハウス)、その後の住宅(「遠くに逃げる」「隠れる」はあまりやらなくなってきている)
支援の担い手：「DVアドヴォケイト(アドヴォケイト)」とか、「ソーシャルワーカー」と呼ばれる。
民間シェルターへの行政の委託が主流。
「女性に対する暴力」対策 または「家庭内暴力」対策であって、子ども虐待、性暴力、夫婦間のDVなどは包括して扱われる

全般的な傾向としては、日本よりも、世界の多くの国ではもう少し加害者処罰がはっきり厳しいということが言えます。加害者処罰をするという枠組みの上で、加害者の処遇とか教育プログラムというような話があると言えます。それから、保護命令も日本にはない緊急保護命令もあることが珍しくなく、さらにさまざまな種類の保護命令があったり、加害者のリスク評価をするしくみが導入されていたり、24時間ホットラインがあったりします。シェルターも、緊急シェルターだけでなく、中期のシェルター、その後の住宅まで、さまざまな支援がなされています。「もう『遠くに逃げる』とか『隠れる』というのはなくなっているよ」というような話が紹介されています。

こうした被害者を誰が支援しているのかというと、世界会議では「DVアドヴォケイトの皆さん～」



というふうな呼びかけがされています。DV問題について被害者の代弁者として支援をしたり、問題を世の中に広める人たち、という意味です。その活動は「ソーシャルワーク」なので、「ソーシャルワーカー」という名前で仕事をしている方が多いと思います。台湾もそうですが、欧米もだいたい民間シェルターに行政が委託するというかたちが主流で、会議で私たちが「いや、私たちは日本ではボランティアワークだ」と言ったら、「はあ？ ちょっと理解できない」とよく言われました。また、DV対策は「女性に対する暴力」対策というアプローチです。これはまたアジアの理事会で、「なぜ日本では、性暴力ワンストップセンターとDVセンターが別にあるの?」と聞かれました。全体として「女性に対する暴力」対策、あるいは「家庭内暴力」対策というような国が多いかなと思います。

世界の対策水準 相談センターのタイプ: ワンストップ型 (ファミリー・ジャスティス・センター方式)、各地域拠点、裁判所内

一つのパターンとしては、ワンストップ型が他の国ではあるといえます。以前大分でのシェルターシンポジウムで Casey Gwinn さんにお話ししていただいた「ファミリー・ジャスティス・センター方式」というのもその一つです。一つの建物の中に、警察もシェルターもDVも、虐待や福祉の対応窓口もみんなあるものとか、それが各地域拠点内にあるという形です。また、裁判所内にそういう窓口があるとか、あとレイプクライシス・センター=性暴力のワンストップセンターのワンストップ型というのがかなりあります。

例えば、これはアメリカ・アラバマ州のファミリー・ジャスティス・センターのウェブサイトに出ている写真です。同じ建物の中に、弁護士、DV専門警察、DV担当検察官、カウンセラー、聖職者、託児施設、シェルターへの案内、住宅相談、経済相談などが全部入っていて、各専門スタッフがいます。

こちらは、アメリカのノースカロライナ州ギルフォード郡 (Guilford County) のファミリー・ジャスティスセンターのウェブサイト上の写真です。



これはソルトレイクシティーのファミリー・ジャスティス・センターです。そのウェブサイトを見ると、こんなメニューをやりますよというのが書いてあって、とにかくそこに行けばいろんなサービスにつながるというものです。



【支援内容としてウェブサイトに出ているサービス】

- 危機介入
- リスク危険度判定
- セーフティー・プラン
- 警察への通報 拘束
- DV保護命令、ストーカー行為停止命令、デートDV保護命令
- 性暴力被害者への24時間検査
- 言語通訳サービス
- 託児サービス・子どものプレイルーム
- DVサポートグループ
- カウンセリング紹介
- 刑事裁判と民事裁判の情報
- 犯罪被害者支援
- 緊急シェルター
- 法律相談紹介
- 移民相談
- 住宅や経済的エンパワーメント
- 生活保護、医療保護、保育、経済支援
- 啓発

*イスタンブール条約

もう一つのトレンドとしてイスタンブール条約を挙げることができます。これは去年の札幌のシェルターシンポジウムでご紹介したものです。2014年から、ヨーロッパを中心にある種のグローバル・スタンダードとなっています。国家に対して、DV、ストーキング、性暴力、セクシュアル・ハラスメント、強制婚、FGM（女性性器切除）、中絶と不妊手術の強制などを犯罪とする、あるいは処罰する法律として導入することを求めています。

また、包括的で連携した諸政策の一連のセットとしての対策を国家は取らなければいけない、とされています。例えば、啓発・専門職養成とか、保護ではシェルターや24時間無料相談もあり、医療的

支援、心理・法的相談などの専門的な支援が受けられなければいけない。「訴追」、適切な処罰がなされなければいけないというふうになっています。

「イスタンブール条約」では、私たちにとつ



ては驚きかもしれませんが、「性的、精神的なDVも全部犯罪として禁止しなければならない」とか、「同意がなければそれは性犯罪である」「地位や立場を利用したセクシュアル・ハラスメントも犯罪である」とすることが求められています。そして、女性のための電話相談が全国24時間365日無料でかけられるものがなくてはならないとか、全ての地域に女性シェルターがあること・人口1万人に対して1カ所とか、住民20万人に対して性暴力のセンターが1カ所はないといけないというような基準が作られています。このグローバル・スタンダードが、今、世界で33カ国は既に批准されています。

※欧州評議会 (Council of Europe, CoE) とは

欧州評議会は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。伝統的に人権、民主主義、法の支配等の分野で活動しており、最近では薬物乱用、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品対策、女性に対する暴力などの問題に対応しています。(外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html> より) 加盟国は47か国。日本は、オブザーバー国として各種会合への参加及び財政支援を行う他、CoE作成条約の署名・批准等を行っている。

▶大会配付資料より

2014年に発効した欧州評議会の「女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止及び根絶に関する条約」(Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence) は、女性に対する暴力およびDVの予防と根絶に関する協定で、女性に対する精神的暴力、ハラスメント、身体的暴力、性的暴力、性的嫌がらせに対する法的拘束力を持ち、予防、被害者の擁護と加害者の告訴に関する最低限の基準を定めたものです。条約の署名式が行われたトルコのイスタンブールにちなんで「イスタンブール条約」と呼ばれています。

この条約では、女性性器切除 (FGM)、強制婚、ストーキング、中絶や不妊手術の強制などを犯罪とすることとし、女性に対する暴力やDVに対応



するあらゆる段階の関係機関やサービスが連携して取り組むことを求めています。つまりNGO（民間団体）だけが取り組んでいけばよいのではなく、各機関が協働して取り組む手続きを作ることを求めています。

この条約は年齢、人種、宗教、社会的出自、移民であるかどうかそして性的指向などにかかわらず、全ての女性と少女を対象とします。

条約では、国家に以下のことを犯罪とするか、少なくとも罰を与えることを求めています。ドメスティック・バイオレンス（身体的、性的、心理的、経済的暴力）・ストーキング・性暴力・セクシュアル・ハラスメント・強制婚・女性性器切除（FGM）・中絶と不妊手術の強制。この条約は、女性に対する暴力とDVは決して個人的な問題ではないというはっきりとしたメッセージを打ち出しています。むしろ、家庭内での犯罪がトラウマを生むという影響の深さを認識し、とくに配偶者やパートナー、家族のメンバーに対する暴力の加害者にはより重罪とすべきとしています。

この条約は、国に、以下のことを行うことを求めています。

【防止 Prevention】

- ・女性に対する暴力を容認する態度、ジェンダー役割やステレオタイプを変えること。
- ・被害者支援の専門職の育成
- ・トラウマを与えるような様々な形態の暴力について、意識啓発活動をすること。
- ・あらゆる教育レベルのカリキュラムに平等の問題についての教材を組み込むこと。
- ・広く人々に伝えるために、NGO、メディアそして民間セクターと協働すること。

【保護 Protection】

- ・被害者のニーズに応え、被害者の安全を確保することを全ての対策の中心に置くこと。
- ・医療的支援、心理・法的相談を被害者と子どもたちに提供するための専門的な支援体制を構築すること。
- ・十分な数のシェルターを無償で提供し、また24時間電話相談を提供すること。

【訴追Prosecution】

- ・女性に対する暴力を犯罪とし、適切に処罰するよ

うにすること。

- ・文化的背景・慣習・宗教あるいはいわゆる「名誉」などによる、いかなる暴力を弁解しようとするようなものを受け入れないこと。
- ・捜査と司法手続きの間、特別な保護措置を被害者が受けられるようにすること。
- ・法執行機関は、助けの求めに対してすぐに対応し、危険な状況に適切に対処できるようにすること。

【統合された政策 Integrated Policies】

上記の対策は全て、包括的で、連携した諸政策のとれた一連のセットとして、女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスに対する包括的な対応ができるものでなければならない。

（「欧州評議会」ウェブサイト、「イスタンブール条約」パンフレット英語版より）

▶ 今年の第21回シェルターシンポジウム2018 in 札幌 Rosa Logarさんの講演から

ヨーロッパ発（でもヨーロッパ以外でも批准できる）2018年10月時点で33カ国が批准。

- 身体的、性的、精神的暴力のDVは「犯罪」として禁止
- 性犯罪：（暴行が用いられたことではなく）、同意がなかったことで定義される
- ストーカー行為や、（職場などの地位を利用した）セクシュアル・ハラスメントも犯罪

<イスタンブール条約で求める被害者支援の水準>

- 暴力の被害を受けた全ての女性と子どもには専門的な支援サービスを受ける権利
- 各地域に適切に配置された、即時的、短期的および長期的な支援サービス
- 母親に対する暴力を目撃した子どもが年齢にふさわしいカウンセリング
- 女性のための電話相談：24時間365日匿名で無料でかけられる電話相談窓口少なくとも全国に1つ。
- すべての地域に女性シェルターがあること（最低基準：住民10,000人に対して1か所）
- 性暴力センターを含む女性センター（住民20万人に対して1か所）

2. 第4回世界女性シェルター会議 (4WCWS)

北仲の勝手な報告

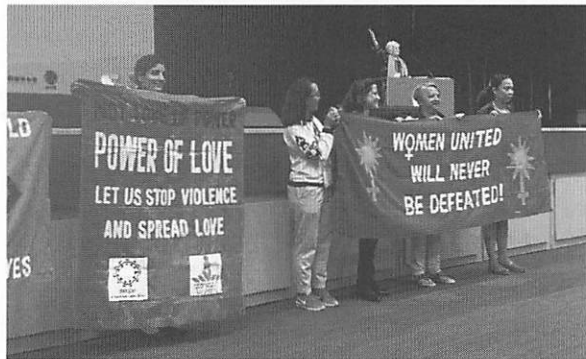
* 4WCWS ハイライト

その1

～魔女 (Feminist) の決起集会だった！
KAMLA 婆の「ソリダリティ (連帯) !」
「アザディ! (Azadi) 自由」

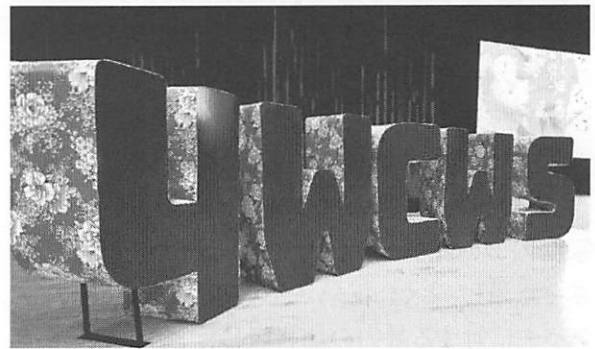
◆一日目の基調講演: 「インパクト&ソリダリティ
女性シェルターの最優先の諸課題」

Kamla Bhasin / インドの発展的な (developmental) フェミニスト、アクティヴィスト、詩人、著述家、社会科学者。著作は30近い言語に翻訳されている。「One Billion Rising」キャンペーンの南アジアのコーディネーターでもあり、家父長制に対し「Azadi (自由を)」と詩を読み、声をあげるパフォーマンスをインド国内や世界で30年近く続けている。



では、この世界会議のハイライトをご紹介します。私は「はー。魔女 (=フェミニスト) の集会だ!」と思ったんですね。Feminist を魔女と言ったりするのではないですか。とにかく「決起集会」という感じで、ダンスと演劇と音楽がいっぱいあったので、堅いシンポジウムという部分は少なかったんですね。私が特に感激したのが、あえて「KAMLA 婆」さんと呼ばせていただきますが、KAMLA 婆さんのオープニング直後のスピーチです。Kamla Bhasin さんはインドの方ですが、配付資料の中に

スピーチの一部を聴き取って訳したものを載せました。(会場では動画を視聴)。私は、会場で聞いていて「こりゃあ、たいしたアジテーションだなー」と思ったのですが、後でよくプロフィールとかを見たら、この人は poet (詩人) なんですね。アジテーションなんて言って申し訳なかったな・・・と。これは詩なんですよねえ。どんどん話が広がって、LGBT、それから男性も暴力の支配にとらわれているんだーとか、どこまで広がるんだ・・・と思って聞いていたのですが、実はかなり有名な方でした。



▶カムラ・バシンさん スピーチ (概要)

この壇上からの眺めはすばらしいです。120ヶ国から、1,400人!

友よ、私たちの連帯自体がインパクトを生むのです。一緒にフェミニストのノイズ騒音を出しましょう。フーフー!! ピーピーピー!!

この素晴らしい会議を主催した台湾のガーデン・オブ・ホープの皆さんに敬意を表します。誇らしいことに、初めて、アジアで世界会議が開かれました! アジアと環太平洋の皆さん、大きな声をあげましょう。カモン!

アジアは日出づるところ (the continent of the rising sun) です。しかし、いまでは、ここは娘たちが立ち上がる所です! (rising = 立ち上がる, sun → son (息子) → daughters (娘))

忘れないで。この女たちは不死鳥のようです。燃えかすの灰の中から飛び立ちます (rise)。

家父長制が私たちを強く抑えればおさえつけるほど、私たちは、高く飛び立ちます (rise)。

友よ、まともな世界には、女性のためのシェルターは必要ないはず。すべての家庭で、すべて



の人は愛を感じ、安心を感じるべきです。しかし、残念ながら私たちはそんなまともな、人間的な世界に住んでいません。私たちは家父長制的な世界に住んでおり、ここでは女性と少女たちに向けた差別、暴力、侮辱があるのです。家父長制は家庭を、学校を、大学を、職場を、通りや道路を、戦場にしてしまいます。家父長制の世界では、女性や少女にとって平和な時はありません。一番身近な人々との関係ですら。

過去3年の間に、何百万もの女性たちが職場で“me, too.”と言いました。

家父長制はまた、人種、階級、カースト、宗教的狂気による軍事化などとも近い関係を持っています。“いわゆる”リーダーたちは、平和の橋を架けることをせず、戦争や憎しみを煽っています。そして、あらゆる種類の難民が生み出され、誰もが傷つき、侵害され、シェルターを探しています。むちゃくちゃな状況です。私たちフェミニストは、勇気ある女性や男性は、この無茶苦茶な状況に対処し、シェルターの中に何か希望や喜びを作ろうとしています。友よ、私たちはこの無茶苦茶な混乱を掃除しなくちゃいけません。人々の精神や心から恐怖や憎しみを取り除き、愛や包摂に基づいた関係性を生み出さなければいけません。

私たちのシェルターを植物を植える苗床のようにはしようではありませんか。そこに種をまき、何か生命力の強い草を育てて、残りの世界に広めるのです。私たちのシェルターをフェミニストの苗床にしましょう！台湾にあるように、希望の園（ガーデン・オブ・ホープ）にしましょう。コンゴに作られたように、シティ・オブ・ジョイにしていきましょう！LOVEのスローガンをみんなで見つめますよ、用意はいい？

We are maker of love! —Love love!!

シェルターで平等や民主主義、人権や尊厳を教えるだけでは不十分です。少女たちは、自立性、自由を求めています。私たちのシェルターでは、少女たちに「女性は人間なのだ」という過激なフェミニスト思想を教えて、育てなければなりません。

ん。これは世界中での大きな戦争です。

そして友よ、この会議のテーマが「solidarity（連帯）」です。ネットワークと連帯がその土台にあるべきです。「ソリダリティ！」と叫びましょう。We love solidarity! 女性の労働者と、家事労働者と、セックスワーカーと、LGBTQの人々と連帯して！

今の私たちのように、女たちが一つになって団結すれば、もう、潰されることはありません。はい、「負けないぞ！」と叫びましょう！ We'll never be defeated!

Unity（一致団結）は「みんな同じであること」（uniformity）を意味しません。連帯は、ダイバーシティ（多様性）、多元性、多様な経験を含むことができるのです。

少年や男たちもまた、ジェンダーの檻に押し込められて苦しんでいます。家父長制は、家庭を暴力の場所にします。男たちよ、あなたが暴力を振るわなければ私たちは安全なのです。

友よ、この会議を通して、エネルギーをもらって、エンパワーされましょう。私はアジアから来ました。最後のスローガンは、私たちの言葉“Azadi”（自由）を叫びたいのです。

用意はいいですか？

We women want -Azadi!
 私たち女性に「自由を！」
 Our daughters want -Azadi!
 私たちの娘にも、「自由を！」
 From endless violence-Azadi!
 終わりのない暴力からの「自由！」
 From helpless silence-Azadi!
 救いようのない沈黙からの「自由！」
 From discrimination -Azadi!
 差別からの「自由！」
 From subjection -Azadi!
 支配からの「自由！」
 From patriarchy -Azadi!
 家父長制からの「自由！」

From all hierarchy -Azadi!
あらゆるハイアラーキーからの「自由!」
For singing loudly -Azadi!
大声で歌う 「自由を!」
For danciing madly -Azadi!
狂ったように踊る 「自由を!」
For self expression -Azadi!
自己表現の 「自由!」
For celebration -Azadi!
祝福する 「自由!」
We love it madly -Azadi!
「自由!」 狂おしいほどに欲しい
We like it badly -Azadi!
「自由!」 本当にどうしようもなく欲しい

ありがとうございました。アザディ。

*4WCWSハイライト

～女性の台湾総統が来た!

その2



北仲:次に、やはり私たちが盛り上がったのは「台湾の蔡総統が来た!」という場面でした。しかも女性の総統が来た。ここは桃源郷か…と思いましたよね。白い服のボディガードたちと一緒に会場に登場して、最初「みんな、声が小さい!」とか言って、なんと「こんにちは」はやり直しになったんですね。



▶蔡英文総統 挨拶 主な内容

司会者:政治の世界に入る前にすばらしい経歴と司法分野でのキャリアを持っている女性をここに紹介できて、本当に光栄です。彼女は障害者、女性問題、LGBTQ コミュニティなどのアドボカシーとして有名であり、この地位に就いた初めての女性です。台湾総統、蔡英文氏です。



蔡総統:どうぞ皆さまお座りください。世界各国からの賓客の皆さま、こんにちは。…あ、もっと大きい声で。Good afternoon!本日ここに世界各国からのゲストをお迎えできることを、大変名誉に思います。台湾へようこそ!何十年ものあいだ、GNWSは政府と市民団体との協働の中で、女性と子どもに対する暴力の根絶に取り組んでこられました。

ここにおられるすべての皆さんの、女性と子どもの権利を守ることへの貢献に感謝を表したいと思います。あなた方の働きは、地球のあちこちで彼らの人生に影響を与え、女性と子供が安全でいられる場所をつくってこられました。世界中で、女性は様々な形での差別と暴力の脅威にさらされています。しかし、台湾では、女性運動の活動家と政府の努力によって、ジェンダー平等は少しずつ前進してきました。1998年、台湾ではDV防止法を制定しました。2002年、我々は職場や雇用におけるジェンダー平等法を制定しました。2004年にはジェンダー平等教育法を制定しました。国際社会の責任ある一員として、台湾は、困難な道のりではありますが、ジェンダー平等の達成に引き続き取り組んでいきます。

今年、台湾はアジア初の、同性婚を法制化した国になりました。(会場 大拍手)

女性は本当に台湾社会の根幹を担う存在です。政治の世界では、台湾の国会議員の40%近く



が女性です。官僚の管理職の40%以上が女性です。2019年、国連のジェンダー開発指数を用いた測定では、台湾はジェンダー平等ランキングでアジアの上位に位置しています。

世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数では、台湾はアジアでトップです。しかし、まだ課題はたくさんあります。この世界会議が女性や子どもの命や尊厳を守るために互いに助け合うことのできる場になることを願います。最後に、台湾によろこそ。台湾の自然の美しさと温かくフレンドリーな文化を楽しんでください。だけど、食べ過ぎないで。

北仲：「同性婚を実現しました。男女平等指標アジアでトップです。国会議員の40%が女性です」ということを、女性の総統が、国家元首が言う。日本で言ってみたくはですね。もう、ヨーロッパの人たちも大興奮でした。やはり女性の総統の国でということは、特別な思いでした。

*4WCWSハイライト

その3

～今回は、アジアからたくさん来て、うれしい。



北仲：今回はアジアからたくさん参加がありました。特に韓国ですね。日本と韓国というのはかなり立ち位置が似ていて、どちらも英語のバリアがあって、なかなか世界から情報が入ってこず、世界とつながりにくい。韓国は世界会議にずっと来なかったのですね。今回、たくさん来てくれました。日本からも100人行きましたが、もっと大勢で来ました。台湾実行委員会の人に私が「いやー、韓国が来て良かったね」と言ったら、「そのおかげで韓国の人から、ホテルはどこがいいの?とかもうど

んどん問い合わせがあって死にそうだった・・・」なんて言ってましたが、はい、アジアの仲間がたくさん会えました。韓国の人たちがすごく盛り上げ役になってくれて、日本人はおとなしいのですが、最後、閉会セレモニーでのダンスとかはコリアンがすごく踊って盛り上げていました。アジア会議のパーティーのほうも、私たちは北海道のいか踊りを持って行ったのですが、韓国の人のがのりのりで踊ってくれたので非常に良かった。それで法被(はっぴ)を「そのまま持って帰ってください」と言ったら大喜びでもらってくれました。

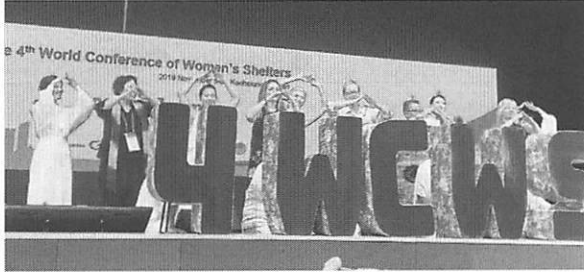


こちらは、韓国の#MeToo運動のシンボルと言われている女性の検察官で被害者のSeo Ji-Hyunさん、「被害者の証言」の企画の時に話しされました。



開会式で、各大陸出身の人たち、アフリカ大陸、アメリカ大陸とかみんなまで並びなさいとか言われて、アジア代表の台湾の紀さんは台湾総統が来てその対応で忙しいので、急遽「おまえがやれ」と前夜に言われて、アジア代表は私が、出ました。急に「パープルの色を持ってるよね」とか言われて、

「えーっ?No!持っていない。」紫のスカーフをオーストラリアからの理事に慌てて借りました。「ソリダリティー」って手でその△マークを作ったんです。



日本から福島瑞穂議員に来ていただいて、ほんの少しの短い時間の登壇で申し訳なかったのですが、シンポジウムで発言をしていただきました。あと、今回はこれまでで一番多い男性の参加があるということがよく言われていましたね。



夜のパーティ「乾杯!」写真(GNWS 理事たち)





*4WCWSハイライト

その4

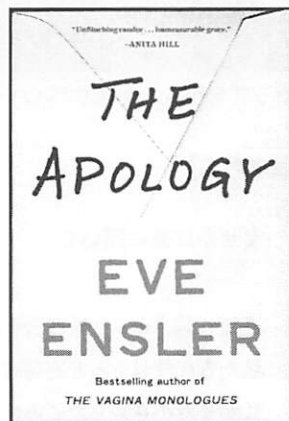
～アートや演劇、ダンス、ポエム、そして思想/フィロソフィ/理念の大切さを認識。ラップソングも聞いてみてね。

北仲：「まるで、コンサートだ」というツイートをしている参加者がいましたけれども、最初のダンスから始まって、演劇を見ました。これは『The Vagina Monologues』という有名な演劇の台湾版で、台湾の団体の人たちはこの作品をやっているんだ、この作品を大切にしているんだという話は関係者から前から聞いていましたが、それが上演されました。

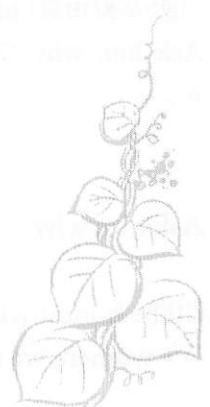
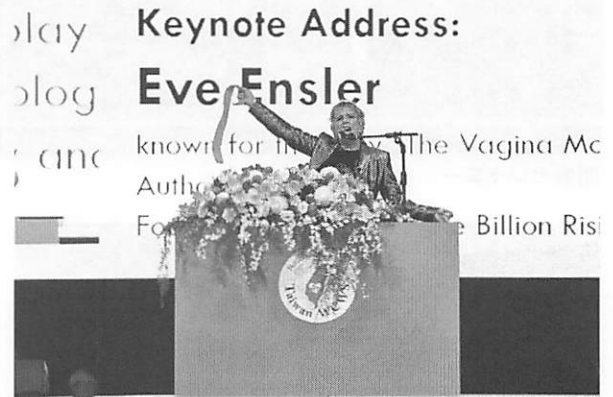


日本ではあまり言わないけれども、Feminist Thinkingとかね。先ほどのKAMLAさんも「ただのシェルターを提供するんじゃないんだよ。私たちは、そこで本当に『女性は人間だ』というすごく過激なことを教えるんだ」とか、こういう思想とかフィロソフィーとか、そういうものが何度もみんなで語られて、こういうことが大事だなと思いました。

最後の閉会式は、今度はEVE ENSLERという『The Vagina Monologues』の作者で、「One Billion Rising」ムーブメントの創始者でもある人です。彼女が、最近、『THE APOLOGY』という本を出したので



すね。彼女自身が父親からの性的虐待に長年苦しんでいて、お父さんは一言も謝らずに死んだと。それで自分で、お父さんが自分に謝る謝罪文を書いたという本です。彼女がスピーチでそのことを語り、そしてみんなでダンスを踊って終わりました。





閉会セレモニー みんなで踊りました。



▶オランダの女性サバイバーの人たちが
ラップ (Rap) を作りました。

北仲: 「彼に聞け」、そして「Are You Listening?」
 (「聞いているの、ちゃんと?」) と一歩前に出るところ、大好きです。今回皆さんにこれをご紹介できて、私はとてもうれしいです。

<会場で動画を紹介したところ、反響が大きかったので、多くの皆さんのご要望にお応えして、ラップソング (日本語字幕付き)、Youtubeで公開しました。

(訳:草野由貴) <https://youtu.be/TNJgMdn2cFU>
Ask him why で検索してもみつかるかもしれません>



ラップを作った女性サバイバーの皆さん

【歌詞と日本語訳はこちら】

Ask him why

I'll be honest with you, so listen to me
We women, we need more solidarity
I remember my mum, I was just a little girl

なぜかは彼に聞いて

正直に言うから、私の言うことを聞いて
私たち女性はもっと連帯すべきなの
私がまだ小さかったころの母のことを覚えてる



Dad used to beat her up and yell at her
I managed to hide, she believed I didn't hear
I never talked about it, but my heart was full of
fear
He used to say she's stupid, he used to call
her dumb
I swore that I would never ever be like my
mum

Me too, you too
we had a man like that
he was my sweetie
but a hitman too!
(2x)

Yes me too, I had a man like that
From the moment we got married, I
belonged to him he said
He thought he owned my body, he thought
he owned my soul
He wanted to show that he was in control
My freedom had gone, I kept asking why
My self-respect faded, my soul started to die
Whatever went wrong, I was blamed
I was lazy, crazy, ugly, and I felt so ashamed
Defend our rights
No victim blaming
No victim shaming
Are you listening?
(2x)

Don't ask me why I stay with him,
listen to my suggestion
Ask him why he abuses me,
that would be a better question
Why my in-laws temper him
Why society protects him
Why he rapes me when he's drunk
and I have to satisfy him

I want to share my story

父は母を痛めつけ、怒鳴り散らしてた
私はなんとか隠れようとし、母は私が気づいてないって
信じてた
こんなこと話したことはなかったけど、私の心は恐怖で
いっぱいだった
父は、母はバカなんだって言って、母のことをのろまと呼
んでいた
だから私は母みたいには絶対にならないと誓った

私も、あなたも
そういう男に会ったことがあるでしょ
私の愛しい人だったけど
ヒットマンでもあった
(2回続ける)

ええ、私にもそういう男の経験がある
結婚したその時から私は彼のものだって、彼は言った
彼は私の体を彼の所有物だって思ってた
私の魂すら彼の所有物だと思ってた
自分が支配しているんだって見せつけたかったのね
私は自由を奪われ、なんでこんなことになって問いかけ続
けた
自尊心が消え、私の魂も死にかけてた
悪いことが起これば、私が責められた
私はだらしなくて、頭がおかしくて、醜くいんだって、自
分が恥ずかしくてたまらなかった
私たちの権利を守ろう
被害者を責めるのはやめて
被害者を恥とするのはやめて
ちゃんと聞いているの?
(2回繰り返す)

なんで彼のもとにとどまったかなんて私に聞かないで
私の提案を聞いてよ
なんで彼が私を痛めつけたのかは彼に聞いて
そっちの方がいい質問でしょ
なんで義理の家族が彼を鎮めようとするのか
なんで社会は彼の方を守ろうとするのか
なんで彼は酔って私をレイプするのに、私は彼を満足さ
せなきゃいけないのか

私のストーリーを分かち合いたい

I want to share my pain
I want to hear your story too
I'm sure we felt the same
I'm sure we felt the same
I'm sure we felt the same

2 x chorus "Defend our rights"

Proud to be me again
Strong again and free again
No more veiling of my feelings
Proud to be me again
Strong again and free again
We decided to speak out, to speak out, to
speak out

私の痛みを分かち合いたい
あなたのストーリーも聞きたいし
私たちきっと同じように感じたはずよ
私たちきっと同じように感じたはずよ
私たちきっと同じように感じたはずよ

(「私たちの権利を守ろう」からのサビを2回繰り返す)

「私」を取り戻したことを誇りに思う
また強い私に、また自由な私になれた
もう自分の気持ちを覆い隠したりしない
「私」を取り戻したことを誇りに思う
また強い私に、また自由な私になれた
私たちは声を上げよう決意したの
私たちは声を上げる
私たちは声を上げる

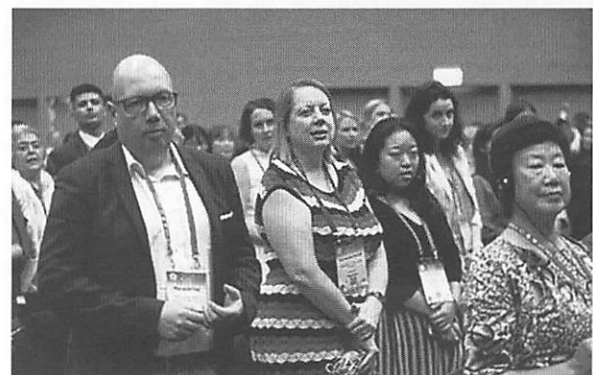
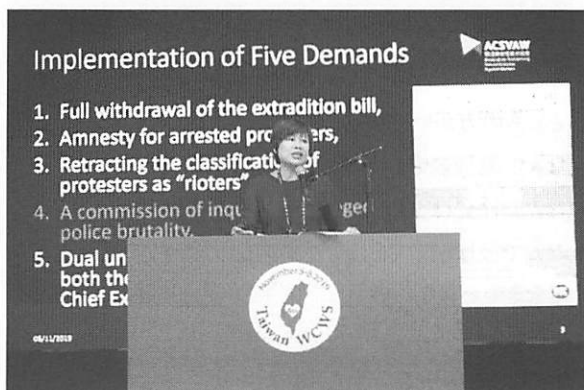
Production and copyrights: Canto Libre Films, www.cantolibrefilms.nl, the Netherlands/
Lyrics: Women Survivors Rap Group, with the input of ideas from women's shelters all over
the world/ Lyrics support: Sanne te Pas/ Original music: Gerard Jan Heering/ Performance
backing track: Josephine te Pas, Martine Bier, Cara Boerwinkel, Irma Dulmers, Gerard Jan
Heering / Arrangement of the music: Sanne te Pas/ Sound recording and mixing: Studio
Peggy51, the Netherlands/ Direction and camera: Sanne te Pas/ Editing: Johan Twigt /
Idea and production coordination: Suzanne van den Biggelaar

*4WCWSハイライト

その5

～香港、そしてフィリピンで起きている
できごとについて

北仲：香港はご存じのように、現在大変なこと
になっておりますが、特に性暴力の支援団体からの
報告がありました。





その後、私たち各国代表者で今回の香港の運動に対し警察による性暴力が起きていることに抗議する緊急記者会見をしました。抗議の意味を込めて、黒いマスクをつけました。

香港でいろいろな性暴力が起きているということがそこで報告されました。一人の女性の映像による証言では、デモに参加して留置されたら、女性の警官から「素っ裸になれ」と言われて体を触られたと。エイミーという人は、裁判所の留置所で裸にされて検査されて、下着も全部脱ぐように言われて、「ここは裁判所だから明確に身体検査をしなければいけないんだ」と、彼女に法的な手続きの知識がないことをいいことにやりたい放題だったと。そして、裸のままスクワットを3回やれと言われて、その後、すぐに服を着たかったのですが、まだ足りないと言われて5回のスクワットをやらされたという証言をしています。



もう一人の証言者は、同意なく男性警官に胸を触られて、男性警官の目の前で女性に胸をたくし上げられて、「トイレに行きたい」と言ったらトイレのドアを閉めることを許可されず、女性の警官は彼女の陰部をじっと見ていたと。監視カメラでも録画さ

れ、ドアの外には男性の警官もいたと。その後、下着だけを残して服を脱ぐように言われて、また下着の中に指を入れられたと。彼女はそれ以来、ずっと悪夢を見るようになり、精神的に不安定になっています。また、このことを記者会見で告発したあと、たくさんの嫌がらせを受けて、彼女のことを「性体験の多い女だ」とか、「セックスワーカーだ」とかさまたざまなことを言われて、ネット上でも嫌がらせを受け、匿名の嫌がらせ電話で「殺すぞ」とか、「一晩いくら?」とか、「シンナーのスプレーをかけるぞ」とか、「1年以内にレイプするぞ」とかという脅迫も受けていると。

このほかにもたくさんの被害者がいるけど名乗り出られませんかという報告がありました。私たちはこれで、政治的な運動を抑えるために性暴力が使われるんだということを強く認識しました。

記者会見をして、その後みんなでサインをしました。



もう一つがフィリピンです。フィリピンに「GABRIELA」という国際団体があります。女性に対する暴力の相談とか移民労働者の支援をしている団体ですが、そこも今年、嘘の罪で、ピストルを持っているとか手榴弾を持っているという理由で、そのシェルターの団体の事務所が搜索されて、所在地も公表されて、何人もが拘束されて、たくさんスタッフが行方不明になってしまったという報告がありました。

これもある意味、政治的なもので、フェミニストの運動をターゲットにして始まった抑圧の一つのテストケースかもしれないということで、香港の人も、フィリピンの人も、世界の人にもこのことをよく

知ってほしいと。そして、国連など外部の立場からきちんと調査してほしいということを望んでいます。

パネリストの皆さん感想は、どうでしょうか。



松本：北仲さんのお話を聞いていて本当に思い出すが、熱気にあふれていて、特に私が元気だなと感じたのはアフリカの女性たちでした。韓国の女性もそうでしたね。表現がすごくたくさんあって、やはりトラウマって話すだけではなくて、体で表現したりとか、そういったものがすごく大事なんだなど。最初から最後まで、ずっと表現に満ち満ちていて、最後の台湾の民俗の音楽の歌、白い衣が風になって会場中を渡っていったというのは印象的でした。そういう表現を私たちがしていくというのは、すごく大事だなというふうに思いました。



山崎：私は、やはり圧巻だったのは総統の挨拶でした。総統が出てきて、「国会議員の40%は女性だよ」と言われて、国を挙げてジェンダー平等を実現していくというのを国のトップが発言するというのが鳥肌もので、そういう国家はすごいなと思ったし、そういう国家は、男性も、女性も、子どもも、

お年寄りも、いろんな人がきっとシェルターが要らなくなるような国になるのかなと思うぐらい圧巻でした。外務大臣も出てきてくれて、その男性も「私たちは国を挙げてジェンダー平等」と総統と同じことをおっしゃっていて。私たちはアジアの仲間たちだけでパーティーをしたんですね。そこにも外務大臣が来てくださって、私たちのシェルター活動にエールを送ってくださったということで、台湾はすごい国だなと。本当は外務大臣にもいか踊りを踊っていただきたいかったんですが、忙しいようで帰られてしまいました。

Closing Address:

Dr. Jaush Joseph WU

Minister of Foreign Affairs, Republic of China



沼崎：実は私は台湾研究が専門で、30年以上前ですが3年間住んでいたこともありますし、この30年間ずっと研究を続けているので、個人的には自分の家みたいなものなのですが。30年前、私が3年いた頃は、まだ国民党の一方独裁政権で戒厳令も敷かれていて、夜になると町の中を憲兵が歩いていると。銃剣式の銃を持って歩くんだよね。やはりあれを見ていると怖いですよ。きらきら刃が光る。そんなことを思い出しながら、本当にこの30年ですっかり世の中は変わってしまったなと思ったのですが。

開会式の時に、隣に日本から来た女子学生の方が座っていらっしゃって、その女子学生に「日本の方なんですか」と聞かれた。それで「はい」と言ったら、言われたのが「どうして先生のような大人の男性の方がここにいらっしゃるんですか」と。それで、ああ、「おまえみたいなじい」というのを丁寧にならうとそうなるのかと。それで「かれこれシェルター運動と20年以上付き合ってます」と答えながら、



ああ、そんなになるんだと改めて思って、そう言えば、昔、山崎さんも若かったよなと思ったんですが、もうDV防止法ができてから、そろそろ20年なんだと。いつまでたっても夫婦別姓は実現しないしね。

それで台湾で、今は「すごいすごい」と言っていますが、それでもDVがありますから。だから、総統も言っていたように、まだまだ足りないということなんですよね。おそらく、どんなに民主化して、政治がどんなに男女共同参画になっても、きっと家庭はまだ最後のとりでに残るから。こう言うと、「そんなことを言うと加害者が安心するから言わないで」と言われるんですが、まだまだこれからだよなというふうに、ひたすら思っています。確かに、この3日間はすごいお祭りでした。



ミー賞にノミネートされている女優さんのヤリッツァ (Yalitza Aparicio Martínez) さんというメキシコの方が来て挨拶をされたのですが、ぜひ皆さんで見ましょう。



北仲：本当にコンサートでしたよね。あと、アジアの理事会で去年、札幌に来てくれた皆さんに台湾で再会したんですが、みんなが言ったのは、「さすまたが忘れられないわ」と。北海道の公的シェルターにご案内して、日本の中ではとても立派ないいシェルターですが、皆さんからしたら、「なんで鍵をかけて頑丈に閉じ込められているの？」というのと、さすまたが置いてあって、「これは何？」と。「これは写真を撮っていい？」と言われて、みんなが写真を撮って帰られたのです。シンガポールの人からも、カンボジアの人からも、「あのスティックが忘れられないわ」と言われました。

松本：先ほど出てこなかった中に『ROMA/ローマ』という映画の紹介がありましたね。アカデ



3. 4WCWS本会議5報告

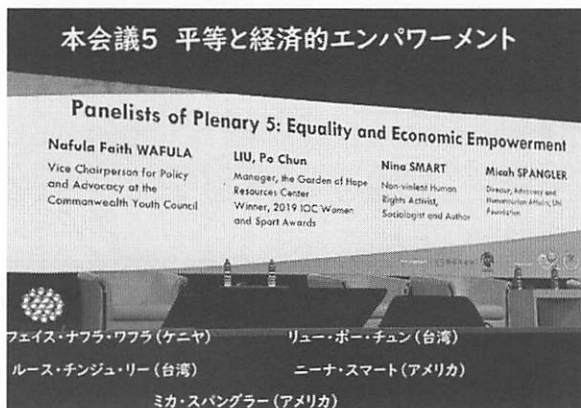
「平等と経済的エンパワーメント」

報告者：松本和子さん

松本：皆さんのお手元の資料は、Saya-Saya担当ということなので、すごいマシンガントークの中、同時通訳なので分かりにくいのですが、書記はSaya-Sayaの野本美保でしたが、きれいにまとめてくれたものです。この資料を見られたらだいたい分かると思います。



女性にとって経済的自立というのはすごく大きなテーマですが、最初に話されたのは、このルース・チンジュ・リーさん。HSBC銀行(Hongkong and Shanghai Banking Corporation)の方です。こういう外資系の企業が「Garden of Hope」という台湾の民間団体を支援している、この支援のあり方を話して下さったんですね。現場の私たちとしては相当にうらやましいスポンサーがついていて、後で皆さん、びっくりされますが、この金額はあり得ないみたいな金額なんですよ。これはHSBCの社員さんたちにとってもメリットがある、Win-Winの関係をつくっていくんだなというふうに感じました。かなり社員さんのボランティアで成り立っています。例えば、社員の名前入りのクッキーを焼いたりとか、コンピューター機器258とか、一緒にチャリティーバザーをしたりとか、いろんな援助があります。



▶ 「HSBCにおける多様性と包括性」

【HSBC ポリシー】

- 私たちは、人々が尊厳と敬意をもってお互いを扱い、平等な機会を支援する包括的な文化を創造することを期待します。
- 多様で包括的な労働力の構築
HSBCにおいて幅広いバックグラウンドの人々が仕事に応募することを奨励するために積極的な措置を講じています。
- 従業員のネットワーク
私たちのネットワークは、性別、年齢、民族、LGBT、信仰、働く親とそのキャリア、そして能力に焦点を当てています。
- 包括的な文化を伝えること
多様性と包括性へのコミットメントはグループ全体のプログラムに組み込まれており、トピックに関する専用の情報とトレーニングは、HSBC と他の第三者機関のソース両方から入手できます。

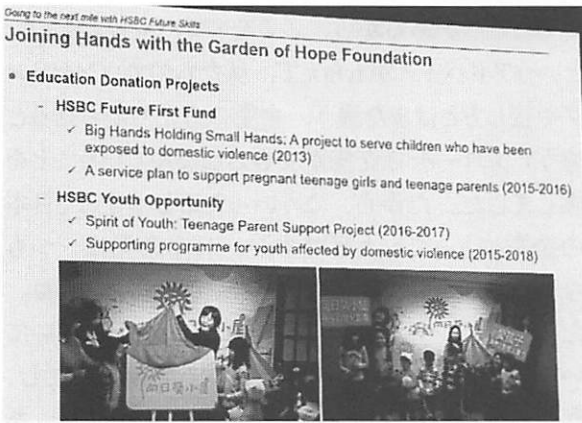
将来を第一に考える資金。お手元の資料にもありますが、社員たちにこういうCSRの活動、ボランティアに参加させることで、ジェンダーや恵まれない女性たちについての認識を高めてもらいたいという願いでやり始めたものだという事です。「大きな手で小さな手を握って」という2013年のプロジェクト、十代で妊娠している少女・親を支援するサービスマン2015年～2016年、十代の親をサポートするプロジェクト、ずっと発展して続けて継続的にサポートしているのですね。



【「ガーデンオブホープ財団」と手を繋いで】

●教育寄付プロジェクト

- HSBC 将来を第一に考える資金
 - ・大きな手で小さな手を握って：DVに晒された子供たちを救うプロジェクト (2013)
 - ・十代で妊娠している少女・親を支援するサービスプラン (2015 - 2016)
- HSBC 若者の機会
 - ・若者の精神：十代の親をサポートするプロジェクト (2016 - 2017)
 - ・DVの影響を受けた若者をサポートするプログラム (2015 - 2018)



私たちが結構、外資からお金を頂いたりしながら活動をつなげてきたのですが、このように継続的にずっと、大きな長期目標を持ちながら支援を受けているというのは本当にうらやましいなと思っています。私たち、お金を取ってくるのはなかなか大変なんです。皆さんもそうでしょうか？ 私たちは台湾やほかの国の方たちに勝るとも劣らない熱意を持っているし、それからいろんなスキルも持っています。しかし、お金がないというのが現実です。だから、やれることが限られている。この現実の中でどう

やっていくのか。本当にこういったものを参考にしながら、これからつくっていかないといけないなと思っています。

将来的なスキルというので、野本美保の資料の下段のほうですね。財務の力を女性が持つための教育アプローチ。それは自分の仕事の適応力を高め、マネーハンドリングのツールを使いこなす方法を学び、お金を稼ぐ力を将来のスキルに組み込むことが大事であると。100万人が仕事に結びつくようなスキルを身に付けられるように、2020年までに8,000万ドルをガーデンオブホープに資金提供することで参加している。8,000万ドルってすごいですよね。あまり計算ができないのですが80億ぐらいですよ。本当にうらやましいなと思います。

そして従業員に、可能な場合は顧客を従事させてボランティアをさせていくということなんですって。それは社員がこの現状を分かるということで、こういった問題を共有するというは社員さんの成長にもなると思っています。

【HSBC 将来のスキル】

- 将来のスキル
 - グローバル経済で成功するために必要なスキルをお客様、コミュニティ、そして人々に提供する。
- 財務能力
 - 100万人の人々が金融スキルを向上させる
- 2020年までにこれらのプロジェクトに8,000万米ドルの資金を提供する
- 従業員、そして可能な場合は顧客を従事させ、ボランティアを通じて、地域社会とキャリア経験、知識、スキルを共有する

Location Safety Planning

- Limit location access in apps.
- Call phone company to see if other 'features' are turned on.
- Review & choose settings in social media.
 - 位置情報安全計画
 - ・アプリでの位置情報アクセスを制限する
 - ・電話会社に電話して、他の「機能」がオンになっているかどうかを確認する
 - ・ソーシャルメディアの設定を確認して選択する

「『ガーデンオブホープ財団』と手をつないで」。台湾の若者のための金融リテラシーと貯蓄プログラムです。ソーシャルワーカーの財務能力を高めて若者を支援するといったことや、若者の金融知識に対する理解を深めるためのワークショップを実施する。若者が、お金をよりよく管理できるような貯蓄プログラム、こういったことを勉強しているんですね。

そして、2019年～2021年までには雇用関連の詳細な支援を提供する。この寄付総額、なかなかすごいですよね。USドルで100万ドル。すごいお金をガーデンオブホープ財団に集めたり、寄付したりしているわけです。ガーデンオブホープ財団は台湾の各地にシェルターを持ち、500人のソーシャルワーカーを雇用していると。

【「ガーデンオブホープ財団」と手を繋いで】

●将来のスキル寄付プロジェクト

一 財務能力

✓台湾の若者のための金融リテラシーと貯蓄プログラム(2018-2019)

■ソーシャルワーカーの財務能力を高めて若者を支援する

■若者の金融知識に対する理解を深めるためのワークショップを実施する

■若者がお金をよりよく管理できるような貯蓄プログラム

一 雇用適性

✓恵まれない女性のための雇用と経済的自立プログラム(2019-2021)

■雇用関連の詳細な支援を提供する

■雇用支援グループサービスを提供する

■キャリアフェアを実施し、スモールビジネス起業の支援資金

寄付総額 USD1,000,000↑

先ほど北仲さんもおっしゃっていたけど、台湾は多くは民間指導型です。後で紹介しますが、4年前に Saya-Saya に見学に来られた台湾の民間の方たち、人口40万都市をカバーする民間団体で、

国から月に3,000万円もらっています。30人のソーシャルワーカー雇用。皆さんの話を聞いていると、DV支援はすごくソーシャルワーカーの位置が大きいです。そうですね。私たちの仕事って、そういう内容ですよね。その後心理職とかが来る。

では、ちなみに Saya-Saya の紹介をしてみます。自立支援って結構細かいことを私たちもやっているんですよ、お金なしでね。でも、バンク・オブ・アメリカ (Bank of America) が、ずっと「女性が働くってどういうこと？」というシンポジウムをやってくれたり、それから面接練習を社長自らね。ついこの間、3日前かな、フォローアップで Saya-Saya に来て社員さんがやってくれたりして、「見事、正社員に合格しました」とか、「パートに受かりました」とか、そういったプロセスを経るわけです。やはり、そのプロセスで自尊心を回復していきます。すごく自尊心を支えてくださる。

そして、日本橋に行ったりしている。私たちでも尻込みするような場所ですが、そこへ行くだけでも、何て言うかな、スーパーのレジをしたり、それだけの面接練習でも、丁寧に「あなたにはこんないいところがあるから、ここをアピールしましょう」というアドバイスがもらえて、私たちのカウンセリングや接し方とはまた違う、企業の方たちから見ると違うアプローチで支援ができるななんていうことを感じました。だから、こういったことはすごく日本の企業にとっても大事ですが、日本企業は一つもないですからね。外資だけです。なぜでしょうね。だいたいバンカメから年間700万～800万頂いています、それでも本当に御の字です。ただし、私たちは雇用するお金はもらっていないんです。ああ、そうか、という感じですよね(笑)。

パネルディスカッションが4人の方たちからありました。だいたい資料に書いてあるので詳しいことは見てください。

ニーナ (Nina SMART) さんは人権活動家であって、FGM(女性性器切除)という女性の処女性を守るため





の伝統的に行われてきたこの通過儀礼に関して、それをやる女性たちを支援しないといけないと。それを経済的な手段にしているわけだから、その女性たちに次の仕事を紹介するとか、そういったプロセスがないと、この問題はいくら法律で禁止しても解決しないという話もされました。



ケニアのナフラ (Nafula Faith WAFULA) さんですね。この方もジェンダー平等と人権の熱心な擁護者です。この方たちにそれぞれ、「経済的に女性がエンパワーメントされれば女性への虐待から逃れられると思いますか」

とか、「どのようにして女性の経済的エンパワーメントを進めていますか」とか、「マイクロファイナンスについてどう評価しますか」という質問、同じ質問をされていました。皆さん同様に、マイクロファイナンスはとても評価しますと。女性たちに必要なんだと。低金利でお金が借りられて、次のステップアップのために必要ですということです。

そして、このケニアのナフラさんは、経済的に女性がエンパワーされても女性への暴力はなくならないと言われているんです。女性が経済的にエンパワーメントされても、暴力を受ける人たちがいるから、女性がより力を付けて声を上げることで変わるのではないかと。このことは、私は日本の女性に言いたいんです。おとなしい女性に。国連の調査で、日本の女性は声を上げない、助けを求めない。我

慢して自分で何とかしようとしている。やはりこれだと暴力は解決しないなど。ナフラさんのおっしゃるとおりだと思います。



リユー・ポー・チュン (LIU, Po Chun) さんは野球の審判ですね。台湾で初めてその役割をした人です。そして今はDVの支援者になっています。この方もいろいろ体験を語って、スタッフになった女性で、夫との

関係が回復した人もいるし、生活保護から収入を得られるようになった人もいたりとか、いろいろな現状を報告してくださいました。そして、実際に当事者の方が財団で仕事をしてもらってエンパワーメントされて、というふうなものを紹介されました。これは Saya-Saya も同じです。当事者が支援者になっていくというプロセスは同じだだと思います。皆さんのところでもそうだろうと思っていますが、なんせ違いはお金です。しつこく言うようですが。



ミカ (Micah SPANGLER) さんは一番左の方です。国連のアドボカシーと人道問題担当のディレクターとして働いていらっしゃった。ミカさんは1人の男性として参加されました。

本会議5 「平等と経済的エンパワーメント」

まとめ/野本美保

【基調講演】

●ルース・チンジュ・リーさん（台湾）

＜プロフィール＞

ルースは、HSBC 銀行の企業の持続可能性部門責任者であり、2008 年から、環境保護と、恵まれない若者と DV 被害女性と子どもの財政能力を高める就業プログラムの教育に焦点を当ててきた。地元の NGO と密接に連携し、台湾での効果的で多様なコミュニティの投資プログラムを提供している。HSBC は、2010 年から 9 年連続で、CommonWealth Magazine のフラッグシップ CSR 賞の「企業の社会的責任における優秀賞」を受賞した。

＜社会のジェンダー平等、貧しい女性のエンパワーメントを進めるのが企業の役割、GOH とのパートナーシップ＞

多様性、包摂性の方針をすべての職員に守るように伝え、働く人の尊厳と働く機会を尊重し、よりよい職場環境づくりを目指している。社員のネットワークをつくり、子育て、介護、LGBT に関わらず生活を楽しめるよう、社内外で努力をしている。

2008 年から HSBC に持続可能性ボランティア部門ができ、2011 年から GOH でボランティアプログラムが始まった。GOH の活動にボランティア参加をさせることで、ジェンダーや恵まれない女性たちについての認識を高めてもらいたい狙いがあった。オフィスの整理、バザー、イベント、アクティビティ、財務的知識の教育、日用品や中古パソコンなどの現物給付、などを行ってきた。社員が自分の名前を入れたクッキーを作るといったワークショップも行った。これまでに社員 5 万人以上が参加し、27000 時間活動した。

また、HSBC の基金プログラムの改善を行い、目的を若者と女性と子どものサポートとした。

DV 被害の子どもたちを対象にして、2013 年から 1600 人の子どもをサポート。ワークショップでは 49 家族をサポート、10 代で妊娠した若い親たちのグループへのサポート、サポートやリソースの情報を伝えるリーフレットを 1000 部以上配布。

28000 人の若者が教育プロジェクトに参加、高校資格を取れるように財政的なサポートシステムやカウンセリングを行った。3 年間のプログラムで、GOH の 72000 人がサービスを受けていて、560 家族が利益を得た。

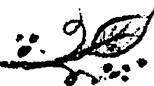
＜財務の力を女性が持つための教育アプローチ＞

将来のために資格を身に着ける持続可能なアプローチが必要。

お金だけでなく、より多くのスキルがあることで成功できる。自分の仕事の適応力を高め、マネーハンドリングのツールを使いこなす方法を学び、お金を稼ぐ力を将来のスキルに組み込むことが大事。100 万人が仕事に結びつくようなスキルを身に着けられるように、2020 年までに 8000 万ドルを GOH に資金提供することで参加し、女性の力を高めるプロジェクトの推進に関わっていく。

2013 年からのドネーションプロジェクトでは、100 万ドル以上の寄付を集めてきた。恵まれない女性をサポートしている GOH を高く評価している。

女性が財務の力を高めることが、自信を持ち真の独立につながる。今はワーキングプアの問題が大きい、人々のお金を使うスキルを高めるトレーニングが必要と考える。ワークショップに女性を招き、意見交換をし、企業が求めているものを言いマッチングして、お互いを高めあうこともやっている。



【パネルディスカッション】 司会：アルディシュ・ハンカーさん

【4名のパネリストに、出された質問】

- ①経済的に女性がエンパワーメントされれば、女性への虐待から逃れられると思いますか？
- ②どのようにして女性の経済的エンパワーメントを進めていますか？
- ③マイクロファイナンスについてどう評価しますか？

*マイクロファイナンス（小規模金融）とは、貧しい人々に小口の融資や貯蓄などのサービスを提供し、彼らが零細事業の運営に役立て、自立し、貧困から脱出することを旨とする金融サービス。

●ニーナ・スマートさん（アメリカ）

<プロフィール>

ニーナは、人権活動家、社会学者、作家。FGM(女性性器切除)*の害について人々を教育し、シエラレオネの慣行を根絶するために活動している。人権に対するニーナの情熱、彼女の専門知識とユニークな伝記は、彼女をシエラレオネの文化の内外に重要な影響を与えている。2004年、スマート博士はServicing Wild Flowers-SWF Internationalを設立した。

*女性性器切除 (female genital mutilation、以下FGM) とは、アフリカを主として中東、アジアの一部の国々で行われている、女性の処女性を守るために伝統的に行われてきた通過儀礼の一つである。しかしその多くはきちんとした医療プロセスを踏んでおらず、FGMを受けた女の子や女性は、出血が続き、感染症や不妊、死のリスクにさらされる。女子と女性の人権侵害であるとともに、健康面及び精神面で長期的な影響を及ぼす。FGMを禁止する法律もあるにも関わらず、年間約200万人がFGM/Cを受けている。

- ①シエラレオネでは、経済的エンパワメントの定義を変える必要がある。FGMで生計を立てている女性たちがいて、その職業の人たちにナイフを捨てる教育と経済的エンパワメントが必要。
- ②ナイフを捨てて他の仕事に着くように教育をする。自分の店を持つことで、自分の社会的地位を維持し尊厳を高めることができ、まだFGMで生計をたてている別の人に情報を伝えられる。自分はFGMを逃れられ、経済的支援も受けられた。他の姉妹はFGMを受けた。互いにコミュニケーションを取ることが大事。
- ③すべてのプロジェクトでマイクロファイナンスを使っている。仕事を新しく始めるために、女性だけでなく男性にとっても有効なシステム。

●フェイス・ナフラ・ワフラさん（ケニア）

<プロフィール>

ナフラは、ジェンダー平等と人権の熱心な擁護者であり、汎アフリカ主義と社会正義に情熱を注いでいる。連邦青年評議会で政策とアドボカシーの副委員長、ブリジッスセンター（子どもの救助と保護、リスクのある若者と学校に行けない少女たちに教育と経済的エンパワメントを提供する組織）のプログラムディレクター。

- ①経済的に女性がエンパワーされても、女性への暴力はなくなる。女性への暴力が無くなる魔法の杖はない。父権男権社会のステレオタイプが残っているので、女性が経済的にエンパワメントされても、暴力を受ける人たちがいる。女性がより力を付けて、声を上げることで変わる可能性がある。加害者は力を持っているので、女性が自分には力があるという、より大きなスキームを身に着けることが必要。
- ②植民地の抑圧のなかにいた20億人の人たちが、草の根から声を上げること。ユースネットワーク（若者会

議)を作って、草の根でエンパワメントしている。リスクのある若者職業訓練をするコースを持っている。できることが増えることで、学校に行き、職業につくことができる。

- ③マイクロファイナンスは、重要。担保がいらす金利がかからないので有効。モバイルマネーを使い、お金のあ
る人が分配する仕組みを。

●リユー・ポー・チュンさん (台湾)

<プロフィール>

台湾で初めて野球の審判員となった女性であったリユーは、差別に直面しフィールドから追い出された。彼女が審判員のトレーニングを終了した後、彼女のための装備はないと言われた。ニューヨーク・ヤンキースの通訳という幸運な仕事を果たしたことがその状況を変えて、彼女はいまや台湾の女性野球の母として知られるようになり、2019年IOC女性とスポーツ賞を受賞した。GOHのプロジェクトマネージャーで、若年女子、性暴力被害者、DV被害者の支援をする。カウンセラー。

- ①若い女性たちがシェルターを退所した後、60%戻ってくる。シェルター（カウンセリング、物品提供）だけではだめで、フォローアップが必要。雇用プログラムとして、センター内での仕事を提供している。すべての利用者が真の職場に戻るのが難しい。特にトラウマを抱えたり妊娠したりしている女性は、正規の仕事に着くのが難しい。時々発作が起きて泣いていても給料が支払われるような、カスタメイドの仕事が必要。簡単な仕事から、一日働けるようになっていく、就労経験が大切。経済が安全の一步。GOHにやってきた6~17歳の女性たちの、60~70人の人が就業した。スタッフとなり、ロールモデルとなった人もいる。一緒にやっていこうという精神的なエンパワメントが必要。
- ②スタッフになった女性で、夫との関係が修復した人もいる。生活保護から収入を得られるようになった人もいる。18歳未満で妊娠6ヶ月の女性は、財団で仕事をしてもらいエンパワメントを受け、出産後ピザ屋でバイトしながら進学し、仕事を心得、その収入からGOHに寄附してくれた。
- ③いろんな傷ついた人たちにとって、マイクロファイナンスはとてもいい。

●ミカ・スバングレーさん (アメリカ)

<プロフィール>

UN (国連) 財団のアドボカシーと人道問題担当のディレクターとして、ミカは、さまざまな人道主義、難民、移民、開発、平和と安全保障にまたがる、米国と国連の強いパートナーシップのためのサポートを構築するために、米国議会、行政、NGO、企業、草の根支援者と共に働いている。ミカは、南スーダン、コンゴ民主共和国、マリ、中央アフリカ共和国、レバノン、ヨルダン、バングラディシュ、など広範なフィールド経験を持つ。

- ①国連ではなく、一人の男性として今回参加した。皆さんがやっているシェルターでの仕事は素晴らしい。戦争の中で、常に若い女性がターゲットになる。女性であるという理由で暴力を受ける。UN財団は、女性を助けようと、ユニセフを通じて資金を出し働いている。女性が経済的な力を付けることで貧困から立ち上がる。
- ②女性をエンパワメントするグローアップキャンペーン。コミュニティやキャンパスを変え、その人の人生を変える。女性には質の高い教育を受けるのにバリアがある。早い結婚とDVで出産。出生届の無い子どもたちが学校に行けず、人権としての教育を受けられずにいる。途上国ですべての子どもに出生届を出すようにアメリカの国務省は途上国に働きかけている。
- ③マイクロファイナンスに賛成。大きな影響を与える。



4. 4WCWS分科会報告

「中絶をめぐる状況からみる女性運動に対するバックラッシュ」

報告者：山崎菊乃さん

山崎：札幌の「女のスペース・おん」の山崎です。去年は札幌でローザ・ローガーさんをお招きしてイスタンブール条約についてお話をしてもらいました。今回、私も司令を受けて、分科会を聞いて



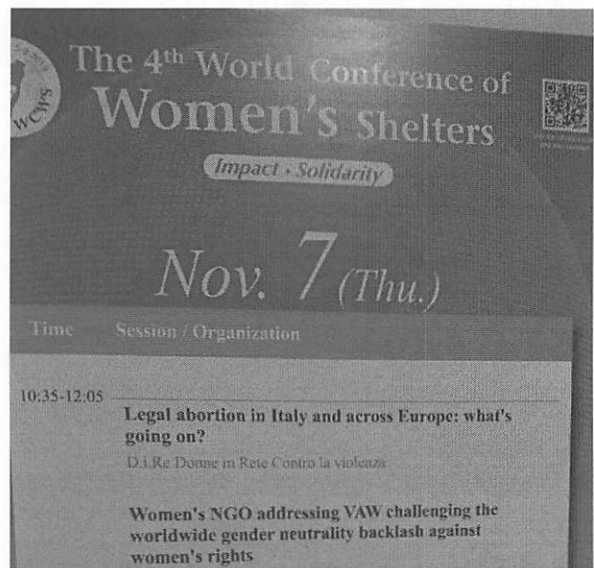
きてと言われたんですね。今回、ローザさんの分科会はバックラッシュがテーマということだったので参加させてもらいました。ただ、台湾はすごくお祭りで楽しかったのですが、分科会に関しては詳しい段取りとか資料は一切もらえなくて、本当にその日の気分で、ぼっと部屋に行って話を聞いて、資料も何もなく、頑張ってパワーポイントを連続写真撮影するみたいな感じで、私にとってはとても厳しかったです。

それでバックラッシュということで行って見たら、イタリアの方がヨーロッパの中絶事情について調べた発表と、中絶に対する動きというところでのお話でした。これが分科会の看板ですが、30人ぐらいのお部屋に50人ぐらいの人がいっぱい入っていて、それでお話を聞かせてもらいました。

ヨーロッパ、特にイタリアの方が発表したの、まずイタリアを中心にお話を伺いました。ヨーロッパでの中絶に関しては、イタリアをはじめとするヨーロッパでの中絶をめぐる状況とか、ヨーロッパ全土に父権主義というのかな、そういうのが強くなりつつあって、バックラッシュもあるというお話と、あとフェミニズム運動がバックラッシュに対して担う役割とは何なんだろうという内容の分科会でした。

イタリア

- 1978年に母体保護法ができるまでは、中絶は貞操に反する犯罪とみなされていた。
- 60～70年代のフェミニズム運動により、中絶に関して多くの女性が語るようになった。
- 当時は女性が参政権を獲得し、社会進出も始まった。
- しかし相変わらず父権制度は非常に強く、また、宗教的なモラルが女性を縛りつけていた。



イタリアは1978年に母体保護法ができるまで、中絶は貞操に反する犯罪と見られていたんですね。1960年代～1970年代のフェミニズム運動によって、初めて中絶に関して多くの女性が語るようになりました。当時は女性が参政権を獲得し始めて、社会的な女性のフェミニズム運動がだんだん盛り上がってきた時代だったということです。しかし、やはり相変わらず父権制度はとて強く、イタリアなのでカトリックのモラルが非常に強く、女性を縛りつけていたそうです。

- 母体保護法により、妊娠90日までの中絶が許されるようになった。
- 中絶の要件は妊娠の継続や出産が母体に深刻な危険を及ぼす場合又は胎児の顕著な異常を伴う病気の進行があり、これによって母体に危険が及ぶばあい。
- 未成年女性などは、保護者または法定代理人の

許可が必要となる。

- 法的な要件を満たしていても、中絶は犯罪行為という認識がある医師が拒否。

やっと1978年に妊娠90日までの中絶が許されるようになりました。中絶の要件は何かというと、妊娠の継続とか、母体に深刻な影響を及ぼす場合とか、たぶん子どもはおなかの中で死んでしまうだろうとか、子どもにそういう危険が及ぶ場合。また未成年女性は、保護者または法定代理人の許可が必要となる。法的な要件を満たしていなくても、中絶は犯罪行為というスティグマが医師の中にあって、言葉としては「良心的施術拒否」というのですか、法的には中絶してもいいよとなっていて、医師が自分はやらないというようなことがすごく多いそうです。実際、法律はあっても実効性がないとか、医師が嫌だと言えば中絶手術はされないというお話でした。

- 2010年には、妊娠7週目までは堕胎薬を使うことが許されるようになった。
- これは病院でのみ処方され、3日ほどの入院が必要。
- 2015年には18歳以上の女性は、処方箋なしで緊急避妊薬を購入することができるようになった。

2010年に妊娠7週目まで堕胎薬を使うことが許されるようになった。これは病院だけで処方されて、3日ほどの入院が必要だそうです。2015年には18歳以上の女性は処方箋なしで緊急避妊薬を購入することができるようになったということです。その点は日本よりイタリアが少し進んでいるのかなと思います。



欧州議会勧告

- 適切な中絶は合法に
- すべての人（移民を含め）に安全で利用しやすく
- 加盟国は個人の権利を守るために、援助を保証する。
- ヨーロッパ諸国の間では中絶手術を受ける条件には大きな格差がある

欧州議会では、適切な中絶というのは合法にしないと駄目だよということをうたっています。全ての人に安全で利用しやすくしなければいけない。加盟国は個人の権利を守るために援助を保証しなければいけないというふうに定められてはいるのですが、実態はなかなか中絶手術を受ける条件というのは国ごとに大きな格差があるそうです。例えば、妊娠中絶を受けやすい国は、ここに書いてある国。オーストリア、ベルギー、フランス、グレートブリテン、オランダ、スウェーデンなど、そういう国々の中絶をすることに対してハードルは高くないということ。

オーストリア

- 妊娠3か月まで
- 女性に身体的または精神的な深刻なリスクがある場合
- 女性の生命が危険にさらされている場合
- 胎児に深刻な障害 (impairment) がある場合
- 女性が14歳未満である場合

例えば、オーストリアは妊娠3カ月まで。その中絶の要件は、女性に身体的または精神的に深刻なリスクがある場合とか、女性の生命が危険にさらされている場合、胎児に深刻な障害がある場合、そして女性が14歳未満である場合ということですね。

ベルギー

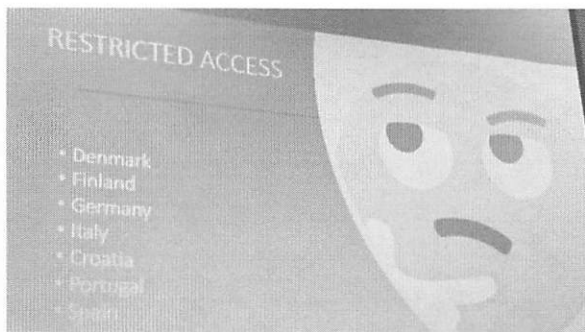
- 妊娠12週（または最後の生理から14週）
- ただし、12週目前にカウンセリングを受けていれば、のばせる。
- 緊急の場合はすぐに処置
- 女性の健康に深刻なリスクがある
- 胎児に非常に深刻で回復できない疾病がある



※女性は処置の6日前には適切な医療環境で、医師からカウンセリングを受けなければならない。

ベルギーは、妊娠12週または最後の生理から14週。ただし、12週目にカウンセリングを受けていれば、その中絶が12週を過ぎても延ばすことはできる。緊急の場合はすぐに処置をしなければいけないということと、女性の健康に深刻なリスクがある場合、胎児に非常に深刻で回復できない疾病がある場合というのが中絶の要件になっています。

女性は処置の6日前には適切な医療環境で、きちんと医師からカウンセリングを受けなければならないということも定められています。きちんと精神的なケアを受けてということなんだそうです。



なかなか中絶が厳しいなという国が、デンマークとかフィンランド、ドイツ、イタリアなどですね。

クロアチア

- 10週まで
 - 10週を過ぎると裁判所の許可が必要
 - 母子の健康や生命が危険
 - 胎児に深刻な先天的障がいがある
 - レイプ・物理的または精神的な抵抗ができない状況での性交による妊娠
- ※イタリア同様中絶反対勢力が大きく、多くの女性が悲惨な状況に置かれている

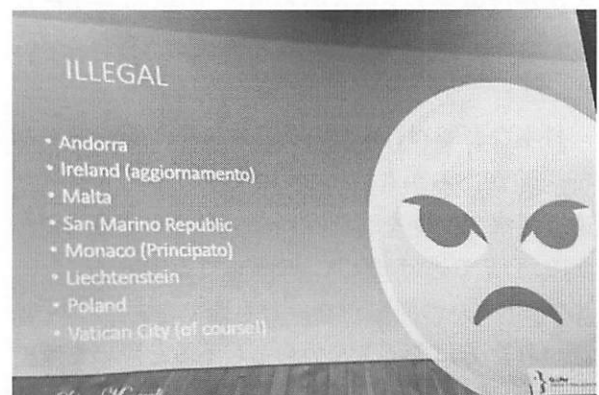
クロアチアは、10週を過ぎると裁判所の許可が必要になるのだそうです。そして、母子の健康や生命が危険だとか、胎児に深刻な先天的障害がある

場合、レイプ・物理的または精神的な抵抗ができない状況での性交による妊娠については、裁判所の許可を得て中絶ができるそうです。イタリアと同じように、クロアチアでもすごく中絶の反対勢力が大きくて、なかなか中絶をするにも、きちんとした医療機関というよりはアンダーグラウンドで手術を受けるので、とても命の危険に脅かされたりとか、あと国外に行って手術を受けるというふうなことをおっしゃっていました。

スペイン

- 12週まで
 - 女性の健康や生命に危険がある場合、胎児に深刻な障害がある場合は22週まで
- ※レイプによる妊娠の場合は、レイプを警察に届けてないと中絶できない。
※ほとんどの病院では中絶手術を行っていない。

スペインは12週まで。女性の健康や生命に危険がある場合、または胎児に深刻な障害がある場合は22週までなんですね。ただ、レイプによる妊娠の場合は、きちんとレイプをされたということを警察に届けていないと中絶ができないということには驚いてしまって、さらにほとんどの病院では中絶手術は行っていないということだそうです。ですから、これから午後のセッションにつながるのだと思いますが、本当にEUのいろいろな国でも女性の生殖とか、そういったことの権利については、やはりまだまだ遅れているのかなと感じました。



ILLEGALな国、禁止されている国ですね。アンドラ、アイルランド、マルタなど。これは禁止されているそうです。

ポーランド

- 母体に命の危険がある
- 非常に重篤な胎児の障がい
- レイプ

※原則中絶は禁止されているために、違法な中絶があり、多くの女性が海外で中絶している。

マルタ

中絶は全面的に禁止 犯罪となる

※18か月から3年の禁固刑

※同様の刑罰は故意に流産を引き起こした女性にも課せられる

⇒海外での処置

ポーランドに関しては、母体に命の危険がある場合、非常に重篤な胎児の障害がある場合、またはレイプ。原則、中絶は禁止されていますが、違法な中絶が結構多くて、よその国に行って中絶手術をしているというようなお話でした。マルタに関しては中絶は全面的に禁止、犯罪となると。日本も墮胎罪はありますが、全面的な禁止になっています。18か月から3年の禁固刑。同様の刑罰は故意に流産を引き起こした女性にも課せられるということで、これは女性に課せられるんです。それで妊娠をさせた男性に関しては、どこの国も何もないというのがよく分かりました。この日、すごくたくさんの国からも参加者がいらしていて、アメリカ、スウェーデン、オーストラリアなど。韓国は今、まるっきり中絶は禁止です。最近やっと韓国の最高裁で中絶を禁止する法律は違憲だというのが出て、中絶が合法になるのはこれからかなという話を韓国の方はされていました。

日本などでは、私たちシェルターの仲間はみんな経験があるかもしれないですが、シェルターに逃げて来て中絶をしなければいけないとなったときに、DVで逃げて来ているのに、病院に行くと、「パートナーの同意がないと手術できませんよ」と言われた方はたくさんいらっしゃると思います。そういった中で、どうしてもうちのシェルターの管轄内では中絶の手術ができないので、私は北海道ですが、ほかの地方から札幌に来て手術を受けるとか。合法であっても、医師が、医療現場が、そう

いったことに理解がなくてできないということで、また女性の健康が害されていく事実がすごくあるなと思っています。

この方たちが参加された方、一番右側がローザさんですが、中絶することとか中絶を合法化することに関して、やはり多くのバックラッシュがどこの国でも起きているとおっしゃっていました。それは、家族を壊すということは何事だとか、父権主義といふのかな、父親の血をつないでいかなければいけないという基本的な考え方が多くの国にもまだまだあるなというのをすごく感じた分科会でした。

ですから、私たちはあまり世界のほかの国の中絶事情を知らないですが、これはすごく女性の基本的な人権のところにあるので、今回の分科会に出させてもらって、私にとってはとても新しい発見で勉強になった分科会でした。





5.4WCWS分科会報告

世界女性シェルター会議

「男性」関連セッション

報告者：沼崎一郎さん

沼崎：私もスライドを印刷したのを資料に入れていただいています。写真を撮ったそのままなので、きちんと日本語になっていなくて申し訳ないのですが。一応、私の宿題は、男の話をしてい

るのを見て来いということだったので、あなたたち男が問題なんだからと言われ続けているという。だから男の人を探しているんな分科会を歩いたのですが、これはカナダのアルバータの女性シェルター会議というのですか、その男の人が、少年、若い男の子たち向けにやっているプログラムがあるそうです。暴力防止のプログラムというのがあると、その話をされていました。



Alberta council of women's shelters

アルバータ州 女性シェルター協議会

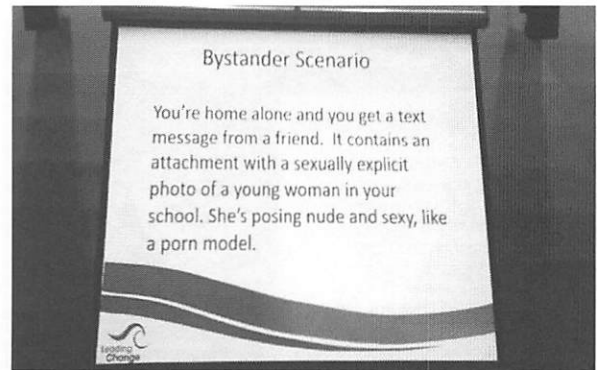
● Leading Change: Inspired Communities model for Culture Change to end Violence



Against Women

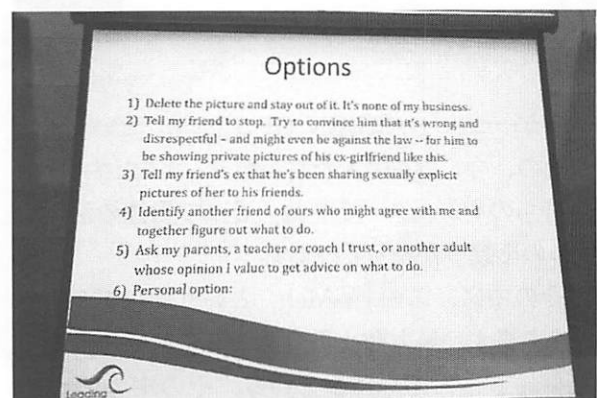
● Locker room talk: Supporting athletes and sports cultures to be arenas of gender-based violence prevention

ここに「Locker room talk」とあるのは日本語では何と言えればいいか。要するにスポーツチームなどの男の子たちがロッカールームでわあわあと盛り上がる。だいたいそこで女性差別とか暴力的な話で盛り上がるということがありますが、そういうところを何とかしなければいけないということで、いろいろなことをやっているそうです。

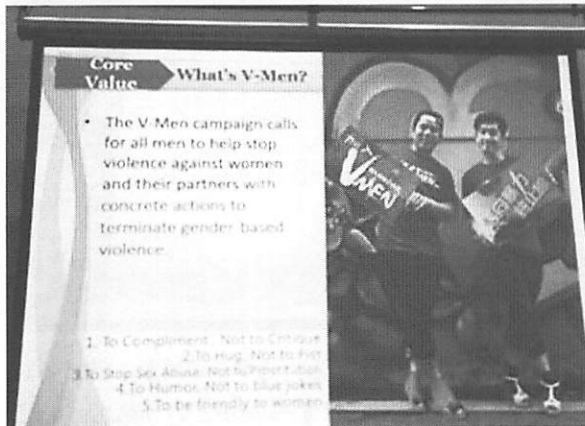


「Bystander Scenario」というのは、要するに傍観者、第三者がどうすべきかという話です。ここで書いてあるのは、「あなたは家で1人です。そうしたら、スマホのメッセージが友達から来ました。そのメッセージというのが、要するに若い女の子のポルノ的な写真、自分の学校の同級生の女の子の裸の写真みたいなのが付いてきましたと。まるで、ポルノモデルみたいに、要するに男の子が「どうだ!」と言って友達に送ったという状況。あなたの友達からそういうメッセージが来たら、さて、あなたはどうしますか、どうすべきですか」と、そういう練習をするということ。

それでいろいろなオプションがあって、「黙って消してしまう」のか、「その友達にそういうことはやめなさいと言うのか」とかありますが、あなたならどうしますか、何ができますかというディスカッションを、暴力防止の教育の一環としてやっているということでした。特にスポーツ、外国は部活というのはあまりないので、日本でいったらスポーツ少年団みたいなところの男性チームに行って、その暴力防止のプログラムをして、特にリーダーを養成するとか、コーチを集めてするとか、そういうことをいろいろとやっているそうです。

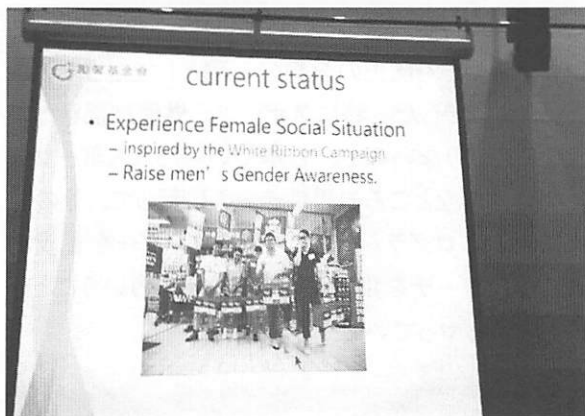
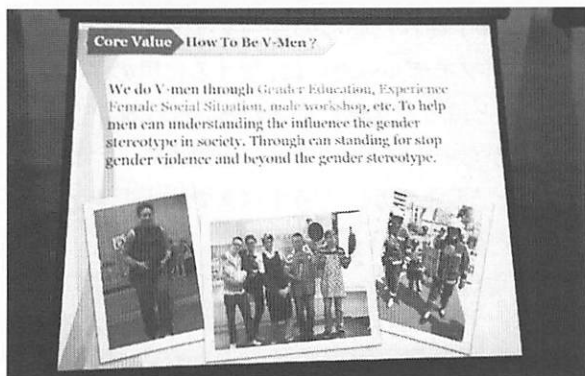


The Garden of hope V-MEN



Including Men in Anti-violence Education: A Case Study of Garden Hope V-Men Project

● V-Men's V Victory Vagina Anti-Violence Valentine



もう一つ、「GARDEN OF HOPE」というのは台湾の、今、北仲さんたちが紹介してくださったお金持ちのシェルターですね。そこで男性の活動というのを幾つかやっています。

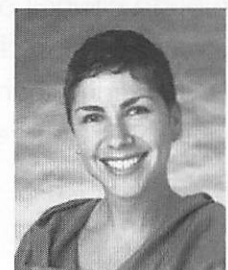
その中に、この「V-Men」という男のグループがあります。暴力防止教育にどうやって男の子たちを巻き込んでいくかという、その中の一つの

プロジェクトとして「V-Men」というのをやっていて、その若い男の人に、「『V-Men』のVって何なの?」と聞いたら、四つの意味があると教えてくれました。一つは「Victory (勝利)」のV、その次が「Vagina」のV、反暴力 (Anti-Violence) のVと、「Valentine」のVも入っているんだというので、四つのVで「V-Men」だそうです。

いろんな活動をしていて、啓発のためのマラソン大会とかやっているのですが、一つ、これは面白いなと思ったのは、女性の体験をするということ。これはハイヒールを履いて街を歩くというものです。これは買い物に行っている。これは、妊娠したときに体重が10キロぐらい増えますが、それを着て歩くというもの。日本の国会議員の方には全部やっていただきましょう。公務員とかもですけどね。3日間、国会議員はハイヒールで行ってみようと。そうしたら絶対に、「こんなのはやめよう」と言い出すぞということです。ハイヒールを履いてスーパーマーケットで日用品の買い物をしてみるということをやっています。

NATIONAL RESOURCE CENTER ON DOMESTIC VIOLENCE

● The Voices and Experiences of Adult Children Exposed to Domestic Violence: Lessons to Advance Global Efforts to End Gender-Based Violence



それからもう一つ、これは男性の話ではなかったのですが、ちょっと興味があったので行ってみました。アメリカのDVのナショナル・リソース・センターという所でやっていることで、子どもの頃に親のDVにさらされて、もちろんそれは児童虐待も含めてですが、そういう経験をして大人になった人たちに、過去の自分の体験を語ってもらうという活動を始めているんだそうです。

これは「ACE-DV」というタイトルのプログラムですが、一言で言うと、きちんと立派な大人になっ



ていますということです。そしてその体験を、自分たちがどうやって癒やされて非暴力的に暮らせるようになったかということと語ろうと。それぞれが自分の体験を自分なりに意味付けることが許されるべきで、それから虐待していく、つまり母親に対して暴力を振るっている父親とか、あるいは自分たちに対して暴力を、性暴力も含めてですが、振るってくるような父親、それも自分としては家族だから決して嫌いにはなりたくないわけだけど、暴力を振るう、虐待する人を愛することと、その行動を許すということは違うのだよと。

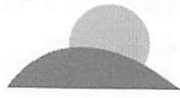
Stories of adult children exposed to domestic violence can:



Paint a picture about the complex and multi-faceted experience of living with a batterer



Reflect on key opportunities for intervention and support



Share a path to resilience, noting the assets and strengths gained along the way

あと、この辺はほかのと同じですが、要するに暴力というのは学習されていくもので、しかも社会が許しているものだけど、きちんと責任を取ってもらわないといけないうことです。さらにDV被害者の母親が、いかにその制約の中で、複雑な状況の中で何とかしようとして生き延びているのかということも伝えていく必要があるということ。最近の児童虐待で女の子が亡くなった事件とかでも、母親の裁判の場が一生懸命にクローズアップされますが、そういうことです。あの裁判官は何も分かっていないなという話ですが。そして、これをさらに運動として広げていきたいと。

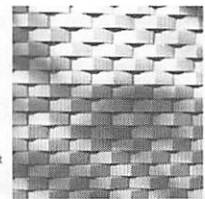
そして、この分科会が終わった後にこの人と話しました。DVを経験したけど、大人になってまともな仕事をして、ある意味、それなりに社会的に成功したような人たちが語るという話だったけれども、「今現在、DVにさらされている子どもたちに対して語りかけるようなことをしているのか」と聞いたら、「まだそれはやってないけど、ぜひ考えたい」ということでした。

シェルターに逃げてくる子どもたちのケアがものすごく大変だということは、私が言わなくても皆さ

んは身に染みてご存じでしょうけれども、その時にいい大人のモデルはなかなかないですよ。暴力を振るわない男性のモデルは探すのが大変です。特にDV被害者でシェルターに逃げて来なければいけないような経験をしている人たちになると、多くの場合、周りが全部そうだという環境のことが多いでしょう。そう言って偏見を持たれても困るのですが、そういうときに、まともな男性を見たことがない。そうすると学習ができないわけです。しかし、ここのおじさん、「僕も昔そうだったけど」と言って話してくれる人がいたら、とても役に立つのではないかな、いいのではないかなと思って、ロールモデルとして「いや、あなたの年にね」と話してくれる方。それから、僕も個人的にも知っていますが、被害者の中には私が大人になったらどうなるんだろうかと不安に思う男の子がいます。その時に「いや、大丈夫、大丈夫。このおじさんみたいなになれるから」と見せられるケースがあったらいいよねという話をしています、それをこれから何か考えると書いていたので、どうなるか注目しておきたいと思います。

Speaking your truth can bring a greater understanding to the experiences of children exposed to domestic violence.

1. Children exposed to domestic violence can heal and thrive. Your story is much more than a tale of adversity.
2. Each of us should be allowed and encouraged to name our own experience. Reclaiming ownership over your narrative is an important step in incorporating this part of you into your whole self.
3. There is a difference between loving a person who abuses and condoning their behavior. Your story can emphasize that people who choose to abuse are human.
4. Violence is learned and reinforced by societal norms, yet accountability and commitment to change can create a new path. Your story may help your audience to envision a world free of violence and abuse.
5. Non-abusive parents are faced with limited and complex choices. Your story can demonstrate the power and strength of survival, shedding light on the importance of family bonds in navigating abuse.
6. Our unique experiences bring added value to the movement. By sharing your experiences, you can enhance and transform individual, organizational, community, and systemic approaches to intervention and prevention.



最後に、これはインドネシアの例ですが「Rutgers」というのはオランダの団体だそうです。この「RIFKA ANNISA」というのがインドネシアの団体で、そこで加害者教育プログラムをやっているというので行ってきました。強制ではなくて自主的に参加しました。まだまだ法整備もされていないけれども、「なんとかして」という話があるので試みているということでした。中身は、私がよく知っているアメリカなどの加害者プログラムと基本はあまり変わらないです。いろんな教科書とかをつくったりはしているらしいので載せていました。で

すから、中身の話はあまりしてもしようがないなと思ったのですが。そこで、あえて私は異論を唱えて帰って来ました。こんなことをやったって意味がないとは言わなかったけれども、社会全体が暴力を容認していて、どちらかといえば社会全体が加害者の味方であることのほうが多い状況が変わらないのに、この加害者教育は「おまえ進歩的な男になれ」と言っているようなものだから、それは無理だよねという。

アメリカで30年もやっているけど、全然DVは減っていないよと。繰り返すし、先ほど松本さんが報告していたように台湾とか韓国でもいろいろなことを試みっていますが、被害者支援と連携して、とにかく刑罰の一環としてか、あるいはその代替としてやらなければ、システムをきちんとつくられなければ駄目だと。アメリカの経験からいうと、それでも駄目ですから。こんな面倒くさい所に毎週1回通うぐらいだったら、刑務所の中のほうが俺は慣れてるからいいと。実際そうなんですよ。それは刑務所が悪いからということにもなるけれども。刑務所の中で、もっといいことをきちんとやってという話がありますが。あと、台湾にいたから余計に思ったのですが、インドネシアは昔、オランダの植民地だよと。元の宗主国から加害者プログラムの支援に元旧植民地に行くのかというので、やや複雑な思いを感じていました。

RUTGERS/RIFKA ANNISA

- Prevention+ Program: engaging men and boys to prevent violence against women - coming together to find common ground, create impact and show solidarity
- Incorporating voluntary and mandatory male counselling to prevent violence against women into an Indonesian women's shelter : on-going results and challenges

学んだこと

沼崎:それで、少年向けの予防教育をどうするかというのは、これからいろいろ大事なことだと思います。カナダの試みとか、あるいは台湾の「V-Men」

はとても面白いなと思って、それこそ明るくてノリのいい国だからできるのか、日本だとなかなか男の子にさせるのは大変かもしれませんが、こういう試みも具体的でいいのではないかと思います。そういうTシャツ着てひたすら走るとか、それだけでも意味があるし、あとハイヒールを履いてスーパーマーケットを男の子が歩いていたら周りも注目するだろうし。

また、DVを経験して大人になった人たちの語りというのも、いいお手本を見せるためにとても大事なのではないかと、それは日本でも、どうやってやっていくのかというのはなかなか難しいと思いますが、これから考えてもいいのではないかと思います。

加害者プログラムは、やはり「うーん」で、おしまい。以上です。

松本:加害者プログラムは「うーん」というところで少し付け加えたいのですが、私も加害者プログラムに期待しているわけではありません。加害者が良くなるのが、なるまいが、関係がない。関係あるのは、被害者の支援としてどちらに責任があるのかということこそを社会がきちんと認めること。そのシステムが必要。今みたいに何も無いというのはあり得ない。それが分かる人たちは元気になります。あと、タイムラグがあるのはそうですね。そのことだけ。

それから、少年向け予防教育ですが、うちも毎週火曜日、「てらこやミモザ」といって、もう本当に大変な子どもたちが来るんですが、そこに高齢者の男性、若い男子学生、いろいろ入ってくれて、ロールモデルまではいかないのですが、ああ、こういう人もいるのかみたいな感じで寄り添ってくれています。そういうことはできるかなと。いろいろな分科会が山のようにありましたね。

やはり社会の問題ですよというのはすごく大事なアプローチだなと感じましたし、台湾を見て、これからはアートかなと思っているんです。メリーランド州の大学教授で表現をやっていたら分科会に出た波多野からの報告も入っています。これは亡くなったIさんという当事者が前から願っていたこと、これから実現したいねというところは

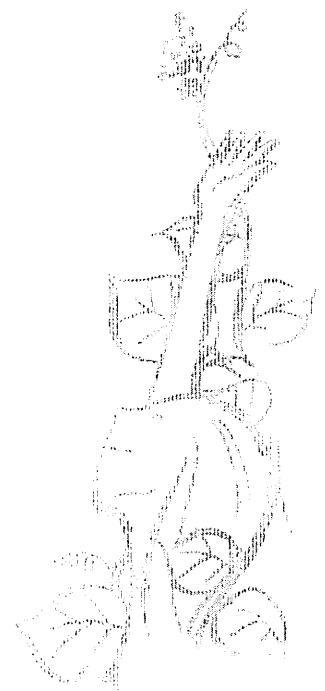


あります。報告書で見てください。それからもう一つ、シェルターにおける子どもとの関わり。私たちもいろいろなツールが欲しいなと思っているところで、ぜひ読んでみてください。こういうのに参加された方々、またシェアをしていただけたらうれしいなと思います。そして最後は、これは本当に台湾がすごくシステムチックに準備してくれたねというのと、ソリダリティーとかLGBTとかありましたが、スタディーツアーでアフガニスタンの支援者の女性と一緒に。大変ですよ。12歳で無理やり結婚させられたり、レイプされたら親族がレイプされた女性を殺害してもいいみたいな法律があったり、まだまだ大変そうなので、やはり共有して、世界の女性を救うぞみたいなところは持ちたいなと思いました。

山崎:私はあまり国際会議とかは出たことがなかったんです。日本だけでやっていて、去年イスタンブール条約の話聞いて、本当に初めて世界中の女性が同じような痛みを持っているというのがよく分かりました。それと同時に、世界中の子どもたちが

同じような心の痛みを持っていると。先ほど沼崎さんがおっしゃったように、子どものときにDV家庭で育って、大人になってまだその傷が残っているということがある。実際にシェルターを20年やっていると、シェルターに逃げてきた当時中学生だった男の子が成人になり、公務員になってきちんと働いているのに、お父さんが怖くて怖くて「住民票、ブロックかけたいんです」とうちに来たんですよ。そういうことというのは、お話を聞いて、やはり世界中でも同じなんだなと感じたので、本当にグローバルに活動していきたい、ソリダリティーだなと思いました。

沼崎:直接この会議の感想ではないですが、全部、性暴力の問題は共通だけれども、女性が置かれた状況はものすごく多様なんですね。ところが、加害者のせりふは世界中一緒です。ですから、世界共通の男の暴力文化というのは実はあって、それを何とかしなければいけないけど、それを何とかするためには、それぞれの社会で変わっていかないとどうにもならないので頑張りましょう。



3 世界会議参加者からの報告集

(全国シェルターシンポ2019で紹介がなかった分)

1. 本会議4報告

S・ば〜ぶるリボン 石本宗子

「政策と立法」

シェルター会議3日目は、4つ目の課題である「政策と立案」から始まりました。

この原稿の執筆に際し、本会議の案内を読み返してみました。そこには「優れた公共政策の枠組みと法制度は、女性に対する暴力を根絶するための総合的かつ包括的なアプローチの基礎を築くことができます。このセッションでは、国際的な基準と目標を批判的に検討し、社会や加害者に説明責任を果たさせることや関係機関の連携を改善するための革新的な戦略を探り、被害者を保護して暴力を根絶するのに役立つ法律と政策を特定します。」と書かれていました。

そんな深い意味があったのか!!

改めて趣旨を確認し、私の語学力のなさから同時通訳に頼らざるを得ない状況の中、何が問題になっているか、深い内容まで聴き取れていません。中途半端な部分は、他の参加者の報告で埋めていただくことを期待して、私が聴き取りつつ、こんな意味かなあと勝手に解釈して付け足したことに、周囲の人から教えていただいたものを含めてまとめたものを報告させていただきます。

基調講演者は、日本で言うところの厚生労働省の事務次官みたいな立場の女性でした。

1 基調講演者

1人目は、Ms. Lin Wei-Yan (台湾 Director-General at the Department of Protective Services, Ministry of Health and Welfare)。

2人目は、Rashida Manjoo (南アフリカ Professor and convenor of the Human Rights Program in the Department of Public Law University of Cape Town, Sous Africa.

前「国連女性に対する暴力の原因と影響に関する特別報告者」(Special Rapporteur on Violence against Women, its causes and consequences)

2 講演の概要

(1) Ms. Lin Wei-Yan 氏の講演

「台湾の虐待を受けた女性へのシェルター政策と支援の展開」

台湾における最初のシェルターは1985年に設立され、1992年に初めての公的なシェルターが設立され





た。その後、台湾のシェルターは社会福祉サービスの一環として整備されてきた。1998年に「家庭暴力防止法」(以下「DV防止法」と称す。)が成立したことにより、同法に基づき、シェルター整備がより包括的な視点に立って進められるようになった。2008年には保健福祉省(衛生福利部)によって、暴力被害女性のシェルター運営にかかる基本方針や基準が規定された。台湾福祉制度により福祉的にお金を出すことができるようになった。

現在、台湾には22の市や郡があるがそのうち19の市や郡に37の公的シェルターが設置され、活動している。468人が滞在することができる。そのほとんどは民間に委託している(公設民営)。37か所中、26か所が短期滞在型の施設であり、11か所は中長期滞在が可能な施設となっている。現在そのほとんどのシェルターは3-4部屋の小規模のものである。シェルターを制度化した後、各自治体はこうした形態のシェルターのほかに、ホテル、B&B、病院、介護施設などと契約して様々なオプションを提供できるようにしている。2008年には厚生福祉省における虐待されている女児へのサービスが充実した。未成年者も、移民もシェルター利用できるようになってきている。

緊急シェルター(短期滞在シェルター)では安全・安心を優先しながら、安全確保、法的な支援、カウンセリング、経済的な支援、安定した生活支援などにとりくんでいる。

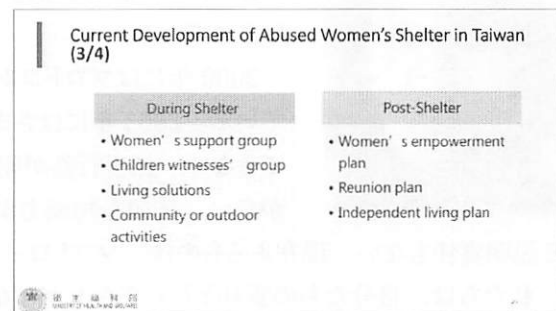
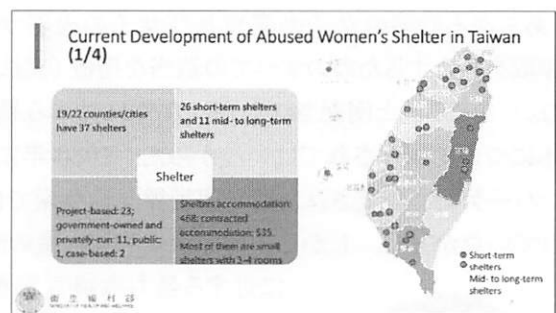
2018年現在、親密な暴力の被害を受けた女性の被害者は23735人であり、そのうち1213人(5%)はシェルターに入っている。786人が母と一緒にシェルターに入っている。もし未成年の子どもと一緒にシェルターに入れなければ、それは被害者に影響が及んでしまうことを意味する。現在は台湾のすべてのDV女性シェルターはすべて子どもと一緒に利用することができるようになってきている。

現在、シェルターの稼働率は41.9%。短期滞在のシェルターにおける滞在日数の平均は3.5日である。シェルターの老朽化の問題があり、改装が必要な状態にある。良い施設ではないので長く利用したくないという声が多い。しかしそうすると自力で家を借りなければならず、経済力がなければ家は借りられないので夫の元に戻らなければならなくなる。シェルターを出た後のサバイバーの経済的自立や社会復帰にかかる支援は重要な課題である。施設の改善、安全・安心・安定した生活を可能とする住宅確保、シェルターの増設、24時間体制やスタッフの働き方の見直し等課題は山積している。

DVを予防し、女性たちの権利を守りたい。

(2) Rashida Manjoo氏 講演

「国際法における規範のギャップを埋める：女性に対する暴力に関する国際条約を通じた特定の拘束力のあ



る義務づけの必要性」

暴力は人権侵害である。個人の安全のために、国は責任を果たしていない。予防もしていない、保護もしていない。国は、責任を持って実効性のあるDV防止法を作っていない。国際社会で通用する、効果的なものを作っていない。既存の法律で進めていくのか、特化した国際条約を作るのか、他のプロトコル（議定書）で行くのかいろいろ考え方、方法はあるが、グローバルな法律を作らなければいけない。

歴史を振り返ると、WHOの報告で女性の死亡原因の多くが暴力と指摘されていても、国連の場でも、国レベルでも何も手を打っていなかった。1979年国連総会で採択された女子差別撤廃条約では第6条に「あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる」と明記されたが、女性に対する暴力全体について明記されてはなかった。1980年にコペ



ンハーゲンで開催された第二回世界女性会議では、暴力は保健の問題として扱われ、社会問題として扱われていなかった。しかし、その後女性の人権の問題として扱われるようになった。1993年には国連で女性に対する暴力撤廃宣言が採択された。しかし、リコメンデーション（考え方は示されているが⇒注：石本解釈）、法的拘束力、罰則はない。平等への問題意識、差別、ジェンダーに基づく暴力への認識はあり、グローバルな公衆衛生の問題でもあるとはされている。

2000年にはプロトコルが採択された。レイプ、ストーキングへの問題意識も広がっている。2003年にはさまざまな議定書が採択された。現在の人権保護法では対応できない。加害行為が犯罪視されていない。解釈にギャップがある。法的な拘束力がない。法的な拘束力がないということは、不十分な対応しかされない。国における説明責任もない。現在あるものは、ソフトロー（石本解釈：中途半端で法的に不十分なもの）でしかない。

私たちは、自分たちの責任として立ち上がらなければならない。解釈をきちんと示さなければならない。新しいフレームワークを作らなければならない。システムティックにきちんと対応していくものを作らなければならない。安全のために緊急対応ができ、拘束力があり、国が責任を果たすことができるものを制定しなければならない。

今、ヨーロッパ評議会が一番進んでいる。（欧州評議会「イスタンブール条約」のこと）「誰も取り残さない」ことが大事だが、どうやって達成するかが問題。さまざまな差別が続いているので、2030年まで、11年間では解決は無理だろう。まずはコミットして構造を変えていかなければならない。インパクトを高めるためにできることとしてネットワークを強化すること、分断させないことが重要。

3 まとめ

(1) DV防止法について

台湾の法制定の歴史については、あまりに多くの歴史を語られたために、私は流れをきちんと聞き取ることができませんでしたが、行政の責任者としての現状認識や、課題意識、DV問題に対する取り組みの方向



性を指し示し、それを明言する態度に、DV 被害者支援が台湾ではきっちり国が責任を持って取り組まれていることを実感しました。

お二人の基調講演を聞いて、安全と安心、回復と自立、エンパワーメントのための法律や制度、それも実効性のあるものを作ることが共通する課題であることがわかりました。けれども、言うは易し行うは難しで、一つの国ではなかなか進展しません。それでは国際的な拘束力のあるものを作ればどうなのか、たとえば、国、民族、宗教、人種等、いろいろな違いにより、実効性を持たせようとすればするほどまとまったものを作るのは講演者が言う通り難しいと思います。

そのような中、今一番理念やみんなの考えや気持ち、要求に近いと考えられているのが「イスタンブール条約」のようです。イスタンブール条約に、まずは自国が批准するように政府に働きかけていく取り組みが必要です。これをDV 対策の国際基準として政府に批准を求める取り組みをしなければなりません。併せて、自国のDV 防止法の見直しや拡充を訴えていくことが必要になります。

私たちが求める内容での法改正は決して容易なことではありませんが、運動としてイスタンブール条約を参考にしながら、DV 防止法の改正や関連法の整備などを求める動きをしていくことが必要です。イスタンブール条約をスタンダードとして、理想とする法律と現状の中の課題を抽出し、何を盛り込み整備していくか、獲得していくかといった議論の積み重ねは、2030年までにできなくはないかもしれません。ぜひ期待したいです。

一方、日本はどうでしょう。日本のDV 防止法が不十分なことはわかっています。制度の充実も必要です。台湾の会議のあふれんばかりの熱気が冷めないうちに、日々実感している支援における安全や安心のための法律や制度の不備を抽出し、課題を整理し、法律や制度要求につないで行く取り組みが必要です。

現場で女性たちと日々向き合いながら、寄り添う支援とはどういうものかを追求している者が声を上げ、国に働きかけていく、そのための作業を担うのは、全国シェルターネットワークでしょう。議論や手続きに時間はかかるでしょうが、みんなで考え、作り上げていくことが重要です。理想とする法律ができて、使いこなせなければ絵に描いた餅になります。行政を巻き込み、お互いの意見を丁寧に交換し合い、必要であれば、全国の団体への調査も含めて積み重ねていくプロセスが、法律や制度を活かしていく力になると思います。

(2) シェルターが抱える課題

続いて、今回の会議全体で女性の自立がとても強調された印象があります。女性が加害者から離れて自活していけるようになるための経済的な自立は不可欠です。

シェルター入所後の取り組みとして①心身の回復のためのカウンセリング、②安全に暮らしていけるようにするための法的な手続きの支援、③経済的な自立のための支援がどの国、どの地域においても共通の主要な課題として認識されていると感じました。

このことを改めて感じたのが、この全体会議④の基調講演の中にあつた台湾における短期滞在シェルターの利用日数が3.5日であること、また、多くは夫の元に戻るしかないという事実でした。とても切実な問題となっていることを認識しました。避難して安全は確保したものの、その先の生活のめどが立ちにくいことが、「経済的な自立支援」の必要性を訴える声の高さに現れているように思えます。

日本でも同じ課題を抱えています。シェルター入所後生活保護につながったなら、何とか生活のめどは立つので、すぐさま働くことは迫られないし、多少なりともその人のペースでその後の生活を考え、組み立てて行けます。けれども、生活保護の下支えがない場合は、ほとんどにおいて即、貧困に直面します。相手と離れたこの機会にどのように生きたいかとか考えられるなら少し時間を要しても着実にエンパワーメントすると思うのですが、そんな余裕はなくなります。

将来の経済的な自立を見据えて、単身女性も子どもを抱えたひとり親の女性の場合も、職業訓練や資格取得のための専門学校や大学等で経済的な力をしっかり身につけられるまで学びなおしをする機会が用意され、その間の生活費や、そのための入学金や授業料などを公的に負担する仕組みなど、経済力の向上のための方策を真剣に考える必要があると思いました。

構造化された女性の貧困解消のためにどうするか、改めて切実さを認識しました。

(3) まとめ

日本語以外の会話力のない石本は台湾にポーっと行ったので、この報告も、みなさんに間違った情報提供をしているかもしれないし、研究者や学識経験者、先輩たちから見ると怪しいところだらけかもしれません。

それでも、世界中の女性たちがDVへの怒りを持っていて、女性たちが安全に安心して生き直す空間をシェルターで提供できるために闘っていることは、しっかり受け止めることで来ました。また、他の国の政府の民間シェルターを運営する団体への信頼感や敬意、手厚い支援等を知るにつけ、日本は、法律も制度も財政的なことも、民間団体への敬意も、すべてにおいて「政府はさぼっている!! きちんと向き合っていない!!!」と改めて痛感しました。民間団体があればこそ、当事者に寄り添った支援が何とか積み上げられてきたと思います。国として民間とのパートナーシップをどうするのか、改めて問いかけたいと思いました。台湾の風、日本にも!!!



Prof. Rashida Manjo氏 講演

**Closing the normative gap in international law: the need for
specific binding obligations through an international treaty on
violence against women**

**By Prof Rashida Manjoo
Law Faculty, University of Cape Town, South Africa
Former UN Special Rapporteur on violence against women,
its causes and consequences**

4th World Conference of Women's Shelters

**Organised by the Global Network of Women's Shelters and
hosted by the Garden of Hope Foundation**

Kaohsiung, Taiwan

7 November 2019

Distinguished Delegates, colleagues and friends

It is an honour for me to participate in this conference and to provide a perspective on international developments in respect of violence against women. Thank you to the organisers, The Global Network of Women's Shelters; the hosts, The Garden of Hope Foundation; and the sponsors, the Ministry of Health and Welfare. The input by the Director General of the Department of Protective Services on the government's shelter policy reflects the importance of codifying state responsibility to provide accommodation for abused women, as reflected in the Domestic Violence Prevention Act. The obligation of the local government to provide short, mid or long-term shelter is a positive example of how state responsibility is incorporated into the law. The challenge of the low uptake rate by women of shelter accommodation (about 5%) is a reflection of how much more work is necessary to address the personal, institutional, cultural and societal factors that influence and shape the decisions of women, about moving into shelters.

Introduction

Violations of women's human rights, whether linked to civil, political, economic, social, cultural or development aspects, is a widespread problem globally. Violence against women and girls is acknowledged as one of the most pervasive human rights violation that we face today. The forms, prevalence, causes and consequences of violence experienced by women has led to numerous reports which analyse the legal and institutional developments, including on the effectiveness of, or lack thereof, of access to remedies for this violation of human rights. Currently, an important conversation is taking place about how to achieve a more effective international response to violence against women. The questions are broadly framed as: should we strengthen the existing legal frameworks; should we adopt a stand-alone international treaty focused solely on violence against women; or should we adopt a new optional protocol to CEDAW with its own monitoring body that is focused solely on violence against women and girls? Supporters of a new international treaty recognize the urgent need to establish uniformity, specificity and State accountability through a binding global instrument, rather than maintaining the status quo with various inadequate standards and obligations for different regions of the world. It is argued that the vast knowledge that has developed over decades, about practices and lessons learned at the national and regional levels, needs to be drawn upon in the development of an international legally binding treaty.



The importance of accountability derives from concerns about the failure of States in their responsibility to act with due diligence in responding to and preventing violations of women's human rights. The principles of dignity, equality, freedom, justice and peace underpin the Universal Declaration of Human Rights (UDHR). Article 2 notes that everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth, without distinction of any kind. The right to life, liberty and security of the person is included in article 3, and the right not to be subjected to torture or to cruel, inhuman or degrading treatment or punishment in article 5. In linking articles 2, 3 and 5, it is clear that these rights apply to all women and girls, without distinction - which is crucial for a life free of all forms of violence.

Developments in the international sphere

There is global recognition that violence against women is a pervasive and widespread human rights violation that exists across the world. It has been labelled as an epidemic by the World Health Organisation and the indicators are that violence against women is the foremost cause of death and disability among women (WHO 2013 report). UN Women notes that malaria, cancer, traffic accidents and war combined kill fewer women than violence against women – and this is most often at the hands of people they know (UNiTE). As I noted in a report to the General Assembly, on the subject of gender-related killings of women, the death of a woman is the ultimate act of violence in a continuum of violence that women experience. It is not a new act and is in fact a reflection of the failure in the responses of States' to other acts of violence that have been experienced.

For more than four decades, the global movement to combat violence against women has strived to ensure that the issues relating to women and gender-based violence are discussed within a human rights discourse. However, it was not until the Second World Conference on Women in Copenhagen in 1980 that a resolution was adopted on battered women and violence within the family. As positive a development as this was, violence against women was not characterised as a human rights violation but rather as a social problem within the ambit of health policies. In 1985, at the Third World Conference on Women in Nairobi violence against women emerged as an issue of serious global concern that needed the attention of the international community. Subsequent UN World Conferences, including Beijing, Cairo and Vienna, have reinforced and expanded on the issue of violence against women as a human rights violation.

Unfortunately, the text of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (CEDAW), does not explicitly address violence against women. Article 2 of CEDAW refers to the obligation of States to pursue by all appropriate means and without delay a policy of eliminating discrimination against women, but there are no provisions which deal specifically with the issue of violence against women or the State's responsibility to act with due diligence to eliminate all forms of violence against women. The only article linked to violence against women is Article 6 which deals with sex trafficking and prostitution. To address this shortcoming, the CEDAW Committee has issued interpretative guidelines in the form of General Recommendations 12, 19, 30 and 35, specifically linked to violence against women. Other general recommendations also make references to violence against women, where relevant.

The Optional Protocol to CEDAW allows for the submission of individual and collective petitions alleging discrimination. In respect of the individual complaints mechanism, approximately 120 cases have been registered since the Optional Protocol came into effect in 2000, with approximately 50% being admissible. The Committee has finalised 14 communications focusing on violence against women. Such decisions cover forced sterilization, domestic violence, rape, sexual harassment, stalking, threats to life and security of the person and abusive conditions in detention, among others. These low statistics are worrying, considering the widespread and pervasive problem that we are dealing with.

In 1993, the General Assembly adopted, by consensus, a Declaration on the Elimination of Violence against Women. The Declaration reflects some provisions found in CEDAW General Recommendation 19, but provides a more thorough and explicit statement on violence against women. But the Declaration does not give rise to legally binding obligations. In addition, the General Assembly, the Human Rights Council and the Security Council have adopted numerous non-binding resolutions specifically dealing with violence against women. The numerous Security Council Resolutions emanating from the Women, Peace and Security agenda, are another example of soft law developments in the UN system. These resolutions have increasingly identified inequality, discrimination, and gender-based violence, as violations of the human rights of women and girls and have referred to the heightened risk of gender-based violence for women who suffer multiple forms of discrimination. Despite all these developments, violence against women remains a pervasive, widespread and



unacceptable reality throughout the world, with the World Health Organisation stating that it is a ‘global public health problem of epidemic proportions, requiring urgent action’.

Developments in the Regional Human Rights Systems

At the regional level, the Inter-American Convention on the Prevention, Punishment, and Eradication of Violence against Women (Convention of Belém do Pará, 1994), is the first legally binding instrument in which State Parties agree to a series of concrete measures and programmes to address this human rights violation. The Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women (Maputo Protocol 2003) aims to protect women's rights in a comprehensive manner. Although not exclusively dedicated to violence against women, the Protocol includes definitions, as well as crucial provisions including female genital mutilation, rape and provisions on the abuse of women in advertising and pornography. The Council of Europe Convention on Preventing and Combating Violence against Women and Domestic Violence, which entered into force in 2014, provides a comprehensive regional legal framework to protect women against all forms of violence, and to prevent, prosecute and eliminate violence against women and domestic violence. The Inter-American Convention is the only violence against women human rights treaty which includes an individual complaints mechanism. The consequence of the absence of formal regional human rights systems in the rest of the world, reflects a lack of normative frameworks for those regions.

State Obligations to Act with Due Diligence

Under international human rights policy developments, it is argued that States' are obliged to prevent and respond to all acts of violence against women. Cases and practice indicate that the basic interpretative elements in respect of State responsibility to act with due diligence include, among others: recognizing the problem; reviewing current policies to identify problem areas; modifying laws and policies to prevent harm or protect a right; ensuring both state and non-state actor accountability; addressing root causes of violence and the sources of discrimination that intersect in the actual experiences of women; punishing and/or rehabilitating the perpetrator; providing compensation and other remedial measures to the victim; reporting to an international body in respect of measures taken towards compliance with human rights obligations; and generally monitoring cases and evaluating practices, in efforts to improve.

In addition, in my reports, I have argued that there is a need to create a framework for discussing the responsibility of States to act with due diligence, through separating the due

diligence standard into two categories: individual due diligence which States owe to individual victims of violence, and systemic due diligence which requires States to create a functioning and responsive system to eliminate violence against women. The obligation to act with due diligence also requires States to hold accountable not only those who perpetrate violations of human rights of women, but also those who fail to protect against and prevent these violations from occurring. There continues to be a lack of response to addressing individual, communal, structural and institutional factors that are a cause and a consequence of violence against women. Thus, we need State responsibility to include both individual and systemic due diligence obligations.

Moving from soft law standard-setting to legally binding obligations

There is growing concern that women and girls who are victims of violence are inadequately protected and served by current human rights law and practice. There is a gap between the human rights standards set out in soft law policy documents at the international level and the adoption of such standards by national governments. For example, more than six hundred million women live in countries where domestic violence is not a crime (UNW Endviolence website). As mentioned, currently an important conversation is taking place about how to achieve a more effective international response to violence against women. My final reports to Human Rights Council and the General Assembly in 2015 reiterate my view of the normative gap and the need for a new international convention, whether a stand-alone treaty or an optional protocol to CEDAW.

During my tenure as the UN Special Rapporteur I initiated a process of consultations and dialogues on numerous issues, including the normative gap in international law in respect of violence against women. The submissions received include information on research and advocacy efforts of civil society broadly, including academics who shared a draft treaty that could be useful to initiate discussions on how to close the normative gap. Proponents of a treaty stress that a legal framework that relies on creative interpretations of general human rights law is inadequate to address the nuance and specificity required to combat violence against women. CEDAW is inadequate because it lacks legally binding provisions on violence against women, including explicit definitions and articulations of state's obligations. Proponents argue that conflating violence against women and discrimination against women results in an inadequate or incomplete description of the legal concept of violence against women as a human rights violation in and of itself. Proponents also argue that addressing impunity is a crucial step to



ending violence against women, and a new treaty could give activists and advocates a tool they need for accountability as well as for State actors to adopt and implement laws. In addition, the argument is made that there is insufficient dialogue within the mandates of legally binding treaty mechanisms specifically on violence against women, and insufficient assessment of State parties' responses.

The current UN Special Rapporteur on VAW has recognized the need to address the gap between international human rights norms and standards and their implementation at the national level. In her first report to the Human Rights Council in 2016, she stated that 'the main task is to close that gap and to accelerate the full incorporation and implementation of international, regional and national instruments, policy documents and recommendations to combat and prevent violence against women.' Subsequently, she has sought views on whether the current legal framework is adequate. She received 291 responses to her request from civil society organizations. A majority of the organizations argued for the adoption of a new treaty, which would be 'specifically on violence against women, comprehensive and legally binding' and reflect 'uniformity, specificity and state accountability.' Some respondents expressed concern about the soft law, and therefore non-binding, nature of the current legal framework. Others recognized the need for a separate treaty monitoring body consisting of experts in violence against women. A few civil society submissions opposed a new stand-alone treaty; others supported a new optional protocol under CEDAW and some offered other suggestions such as creating a sub-committee of the CEDAW committee with specific expertise on violence against women, as we need to work within existing frameworks.

To sum up, proponents of a new international treaty recognize the urgent need to establish uniformity, specificity and State accountability through a binding global instrument, rather than maintaining the status quo with various, incomplete and inadequate standards and obligations for different regions of the world. They argue that there is a need for a binding legal instrument and an expert monitoring body with authority to hold governments accountable for their failure to protect against and prevent harm. Proponents of a treaty also argue that non-binding instruments are insufficient, particularly soft law instruments like DEVAW and CEDAW General Recommendations. They also raised concerns about the inconsistent approach to violence against women across regional systems. The benefit of a legally binding treaty is that it would require States to adopt formal measures (both laws and implementing mechanisms) on the issue of violence against women.

In her conclusions and recommendations, the current Special Rapporteur noted, 'A significant number of submissions pointed out that the lack of a specific global treaty on gender-based violence against women had important symbolic value and further indicated that a new treaty could have an important role in galvanizing implementation at the State level.' Although the Special Rapporteur opposed a new stand-alone convention, she seemed persuaded that a new optional protocol to CEDAW should be considered. She recommended that an open-ended working group be established to analyse the adequacy of the existing international framework, and that the decision related to the necessity of any new instrument should be assessed and discussed through proper inclusive consultations carried out by UN Member States and other relevant role-players.

Conclusion

Despite the values and rights that are included in the UDHR, a document that is over seventy years old, the normative developments to date on the issue of violence against women have been slow, with non-binding soft law developments within the UN system being the practice. There is no comprehensive specific legally binding UN framework on violence against women, with the non-binding 1993 Declaration being the only internationally accepted consensus document. The interpretative work of treaty bodies has contributed to providing standard-setting in the violence against women sphere. Unfortunately, this has not been sufficient to change national level practices, through the acceptance of international standards.

The first Special Rapporteur in her 1996 report noted 'The international community should consider the possibility of adopting an international convention on the elimination of violence against women. There does not at present exist a comprehensive international legally binding instrument on violence against women, and the position of the Special Rapporteur is only an ad hoc mechanism with no avenue of redress.' My view remains that there is a normative gap in international law in respect of violence against women. My conclusion is based on my work as reflected in my thematic reports which have interrogated both international and regional standards, and my country mission reports which have interrogated national level developments. I believe that a legally binding instrument, whether a stand-alone treaty or an optional protocol to CEDAW, with its own expert monitoring body, would provide a targeted and in-depth analysis on the issue of violence against women. It would establish a protective, preventative, and educative framework that would articulate that violence against women is a human rights violation, in and of itself, with discrimination and inequality, being causes and



consequences. It is encouraging to see the discussion moving forward about how to close the normative gap, and my hope is that at some point we will honour the international law principle of 'universality' through the adoption of a global treaty on violence against women.

Thank you for your attention.

2. オプションツアー報告

女性ネットSaya-Saya 竹口和子

「高雄少年及家事法院」

オプションツアーで、高雄少年及家事法院を見学しました。市街地から高速道路で30分ほどの緑の多い所にあり少年や家庭事件を扱っています。

DV 関連では、日本で言う同行という考え方の発展型があつて社会福祉士が裁判所の中まで被害者に付き添うことができるそうです。裁判官が事情聴取する場に居られるということで、日本では弁護士だけに許されているようなことを「心に寄り添う」ことの重要性を国が認識しているようです。社会福祉士の地位は高いと感じました。裁判所の説明では社会資源との連携、協働という言葉が頻繁に聞かれました。

裁判所内には親が裁判中に子どもを預ける保育室やカウンセリングルームもありました。こういう部屋で遊びながら親の用事が終わるのを待って、遊んでいたおもちゃやぬいぐるみは持ち帰っても良いそうです。保育士が子供を観察して記録を取ります。日本も、こんな心配りのある対応が出来るように国会で決めればよいのに、と思いました。大抵のことは法律が出来るとサクサク動きますから。



保育室



法廷内の様子の模型があり、人形を動かせる



事情聴取する部屋 堅苦しさは少ない



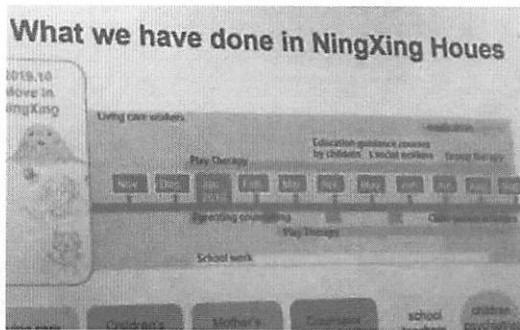
3. 分科会報告

女性ネットSaya-Saya 野本美保

「DVを目撃した子どもとの関わり」

私が参加した分科会の一つ、シェルターにおける子どもとの関わりについて報告をします。2団体の発表があり、一つは今大会の開催を担った The Garden of Hope(GOH) のシェルター、『Ning Xing House で行っている DV を目撃した子どもとの関わりについて』

2018年10月入所のケース、2か月後から子どもにはプレイセラピーが行われ、学校が始まります。同時並行で母にはペアレンティングとカウンセリングがおこなわれ、母も4か月後からプレイセラピーが行われています。6か月後から子どものソーシャルワーカーによる教育ガイダンスがあり、入所後9か月くらいしてからはそれぞれグループセラピーと、子どもと親のアクティビティが行われています。たくさんの専門職が母子に関わり、子どもはリラックスする方法を見つけて、不安を減らし、自尊感情を蓄積し、言葉で感情を表現するように変化し、母も多くのサポートを得て、自分自身を愛し子どもに近づけるようになるとのことでした。子どものプレイセラピーのための8つの原則も話されました。



子どもはリラックスする方法を見つけて、不安を減らし、自尊感情を蓄積し、言葉で感情を表現するように変化し、母も多くのサポートを得て、自分自身を愛し子どもに近づけるようになるとのことでした。子どものプレイセラピーのための8つの原則も話されました。

* GOHは台湾の15の都市で15のシェルター(280ベッド)を持ち、DV被害女性と子ども、性暴力被害者、女性の移民労働者、若年妊産婦のための緊急保護、カウンセリング、就労支援、法律援助などの様々なサービスと、DV性暴力をなくすための啓発活動、を行っている団体。2018年度の個別対応ケースはのべ316,048件。

もう一つは、オランダのBlijf groepの『DVを目撃した7～11才の子供のためのグループを中心とした介入プログラム』It is my turn..! 私の出番!』。最初に、違った表情の子どもが書かれたカード4枚が配られて、自分に合ったものを選び、それがなぜかを話すワークを行いました。また、それぞれ選んだ風船を膨らませて目を閉じて抱えて、先がとがった竹ひごを持ったインストラクターが参加者の間を静かに歩き回るというワークも行い、子どもが持っている不安や恐れ、他人を信じられない気持などを体感しました。

子どもたちのグループのテーマは、<・彼らの感情の和解と調整を学ぶ、・恐怖と罪悪感に取り組む、・信頼と安全計画の構築に取り組む>。

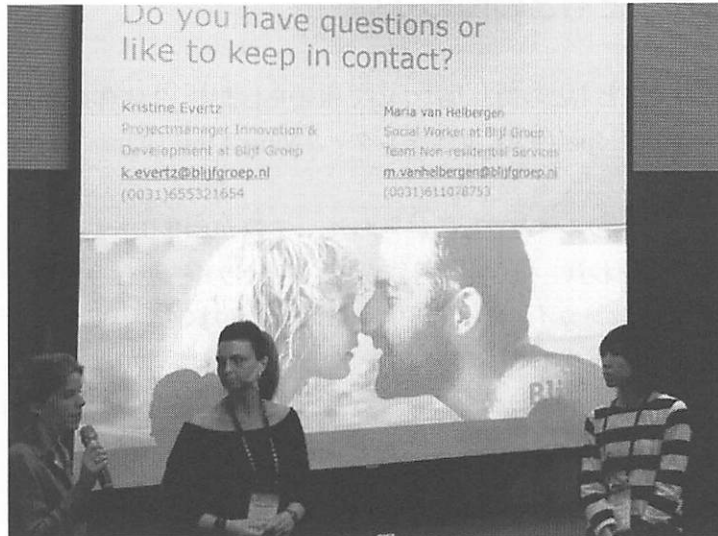
親たちのグループのテーマは、<・子どもたちが彼らの経験に対処するために何を提供するかを学ぶ、・信頼と安心の基盤として、相互の予測可能性に取り組む>

それぞれ9回(9週間)のプログラムを行っています。

* Brijf Groepは、1974年からDVをなくすため、シェルターを増やして活動してきた団体。出てもすぐに家に戻る女性がいることや、「夫との関係ではなく暴力を終わらせたいのでシェルターにはいかない」と言った女性との接触、従来の安全対策(シェルターを秘密にして絶えず移動させること)の失敗により短期間で二人の女性が殺された経験を踏まえ、家族全員のための効果的な介入と援助の形としてオレンジハウスアプローチを開発。シェルター内の居住条件(生活環境とケアを分離)と、介入のアプローチ(すべての家族を巻き込み～安全性を確保できた場合には加害者も参加～、プログラムの多様性を高め、両方のパートナーは安全性の確立などにそれぞれの役割と責任を持つ)を変化させた。オレンジハウスのアプローチの効果は、現在オランダで行わ



れているDVパターンの世代間移転に関する大規模な研究(2016-2020)の一環としての、オランダ語を話せないがオレンジハウスにとどまっている移民の背景を持つ女性対象の小規模研究(2018)の中で、彼らが言葉の壁にもかかわらず、安全を感じ尊敬と自信と独立を取り戻していることが専門家によって認められた。



世界中で、女性への暴力を無くす運動が綿々と続いていて、まだまだ足りないけれど、できる限りのたくさんのサポートが被害女性と子どもたちに向けられていることに大きな感動を覚えました。

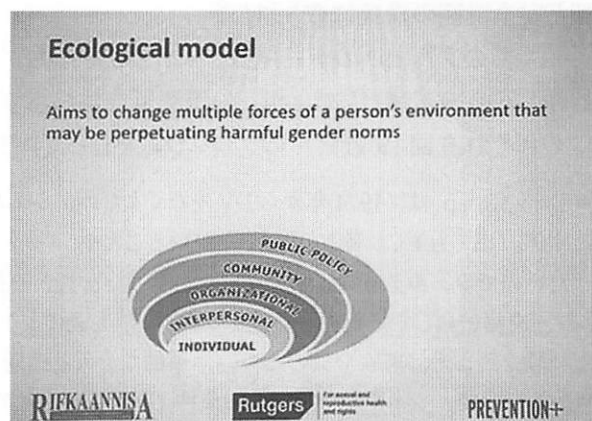
そして、世界共通の女性と子どもたちの辛い経験からそれぞれが学び、それぞれの運動や当事者との関わり方をさらに発展させていっていることに、目を開かされ、大きな希望とエネルギーをもらいました!

4. ワークショップ参加報告

女性ネットSaya-Saya 竹口和子

オランダに拠点を持つ Rutgers のワークショップに参加しました。この団体は主に性別にかかわらず対等に暮らすための活動を世界18カ国で行なっています。DVに関連しても様々なプログラムを持ち、若者向けや男性向けの教育プログラム、被害者支援等があります。

ワークショップの中で紹介された「環境意識をもったモデル」では有害なジェンダー規範を永続化する可能性のある、それぞれの人の周りにある複数の力を変えることを目的とする図が紹介されました。近頃、日本でもソーシャルワーカーやカウンセラーがクライアントにかかわる時にクライアント本人を取り巻く環境をよく見ることが言われています。図では円の中心に個人が居て、その人の周りで影響を与えるものとして対人関係、そして組織的な関係(会社・学校等)、地域社会、公共政策と続きます。これらの環境課題をいっぺんに変化させるのは難しいとしてもどの部分も取り残さずに変えていかなくてはならないと説明がありました。サヤサヤで行なっている若い人向けのデートDV予防教育でも、なぜ「暴力の木」が育つかをイラストで説明していますが、この図も個人をとりまく一番狭い環境からだんだんに円が大きくなるので理解しやすいものでした。





5. 分科会報告

女性ネットSaya-Saya 波多野 律子

「アートを通じた運動は主体性を生み出し、 アートを通じた主体性は運動を生み出す」

私が11月6日(水)に参加した分科会は「アートを通じた運動は主体性を生み出し、アートを通じた主体性は運動を生み出す」です。

最初は提案者のシェルターでの活動の様子が映像やパワーポイントで紹介されました。そこからワークショップ形式で、6～7人単位の各グループに渡された「文言」を、グループ全員で意見を出し合い、一つの形にして表現してみる。周囲のしている他のグループからクイズのように当ててもらおうというゲームのような進行でした。次にグループの中で簡単な自己紹介。どこ(国)から来て何をやっているか、それぞれがどんな問題意識を持っているかわかった段階で、その中からグループで発表するテーマを選び、表現方法を見つけていき、実際にかたちにして発表するのです。

アート関連なら、英語も台湾語も覚束ない私でもみているだけでもある程度はわかるのではないかという甘い期待は見事に外れて、言葉の壁の前で困り切っていたところに、アイリス法律事務所の笹 泰子弁護士が参加されておられ、助けていただきました。

内容的には、被害者が自分の体験を語って、それを文章や詩や歌、ダンス、音響効果等を 当事者を中心に皆で工夫して一幕の演劇にチームで創作していく。演じたうえで観客と経験を分かちあうというもの。経験自体が持つ事実のパワーを、訴え分かちあう表現のパワーに変換していく。当事者のエンパワーメントや観客自身の気づきの力にしていく圧倒的な表現のすごさを感じました。

実際にアメリカのシェルターで行われている手法であることにも希望を感じました。私は、身近に、亡くなった仲間、故あい宏枝さんと交わした会話を思い出していました。あいさんは当事者であり、支援者でもあり、女優でもあって様々な独自の活動をしていました。彼女と「トークバック」を見たあとで、「日本でもこれをやろうよ! DV 被害女性たちで…」勢いあまる会話でしたが実現しないまま、あいさんは病気で亡くなりました。そのため、私の脳裏には明確に「トークバック」が想起されたのですが、実際あとで主宰者に質問すると、「トークバック」を下敷きをしているということで、合点がいき、改めて感じりました。日本で実現出来たら、あいさんとの約束が果たせるような気がしました。

6. イスラエル、エチオピアからの報告(概要) アジア女性センター 本号 須美子

1) イスラエルからの報告

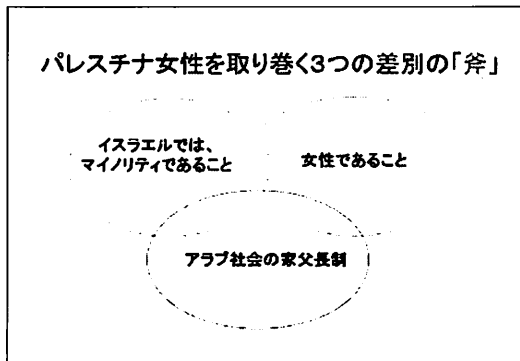
～個人的なことは政治的なこと、イスラエルのシェルターでアラブ・パレスチナ人 DV 被害当事者と行うフェミニストアプローチ～

暴力被害者支援センターでの勤務経験を持ち、現在はアラブ・パレスチナ人シェルターのディレクターでソーシャルワーカーのスヘイレさんが報告した。

①目標

イスラエル強姦救援センター協会、個人的地位の平等推進委員会、パレスチナ女性地位向上委員会、シェルター代表者会、シェルター組織管理者会、「サルマネットワーク」*では、情報照合の活動を行っている。その目標は以下の通り。

1. アラブ・パレスチナ系女性の地位向上
2. 女性への暴力をなくすこと
3. 政策決定の場や地域でのリーダー的役割に、女性の参加を促し、意見を反映させること
4. どのような場面においてもアラブ・パレスチナ女性が平等に扱われるように、あらゆる社会構成を組織化、活性化させること



*北アフリカから中東に及ぶアラブ諸国のアラブ・パレスチナ女性グループで組織するネットワーク

②イスラエルにおけるアラブ・パレスチナ女性への差別とジェンダー意識

アラブ・パレスチナ女性には、「斧」のような大きな3つの差別が立ちふさがっている。まず、ユダヤ人に占領されているイスラエルでパレスチナの人たちがマイノリティであること、それから女性であるということ、最後にアラブ社会の家族は強固な家父長制であることが挙げられる。

また、ジェンダーに関する統計では、「性行為の強要はレイプである」ことに賛成する男性は35%、女性は47%という数字がある。さらに、「子どもの面倒をみない女性をたたいてよい」と答えた男性は33.3%、女性では40.1%に上る。「女性を殺すことは理解できる」とする男性は37.9%、女性でも21.1%はいた。実際過去20年間に183人のアラブ女性が殺されたが、その70%以上は解決に至っていない。「名誉殺人」という言葉は使われなかったが、これを指していると考えられた。

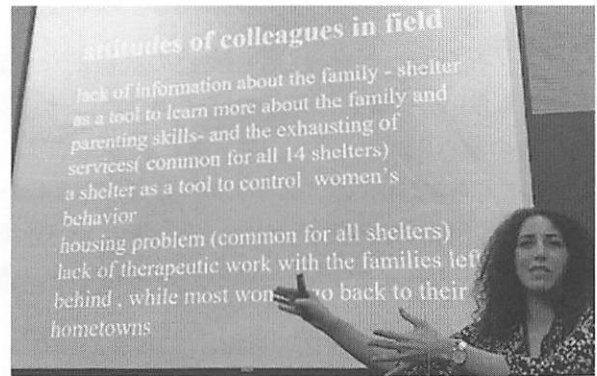
③シェルター活動

イスラエルでは、女性への暴力を単なるサービスや援助の提供に終わるだけでなく、女性の問題(支援、防止、政策の改正、闘争、運動)をとらえ、1992年には「性的身体的暴力支援センター」を開設した。1993年には暴力被害女性と子どものシェルター、女性のための中間施設を作ったが、2003年に当時の社会福祉省の政策転換により、閉鎖に追い込まれたことがある。報告者スヘイレさんも4WCWSでの報告後の12月「政治的な問題のため」シェルターを解雇された。



国内には14の女性シェルターがあり、そのうち2つがアラブ・パレスチナ系女性専用シェルター。10のシェルターはユダヤ女性とアラブ女性の両方を支援対象としているため、専用シェルターが満員の場合、他のシェルターを利用することができ、常時12のシェルターが利用可能である。

年間約700人の女性と1000人の子どもたちがシェルターを利用する。多くの子どもを連れて避難してくる。子どもの性別、年齢制限はないため、30代の女性が当事者の子どもとして利用することもあった。シェルター利用者の46%がアラブ女性で、約60%が加害者のもとには帰らない選択をする。



④利用者とその経由媒体

シェルターについての統計では、あらゆる社会層の女性が利用しているが、高学歴の女性、専門的な職業を持つ女性はシェルター以外の選択肢を選んでいる。女性が経済的に自立することへの選択肢は非常に限られている。既婚女性、離婚した女性、子どもがいるいないに関わらずあらゆる女性が利用していることがわかる。多くが初等あるいは中等までの教育を受けた人たちだった。ほとんどが無職であるか、仕事をしていても軽労働で、職場で虐待を経験していた女性もいる。「国民安全手当」*を得ている女性、福祉事務所、学校、銀行などで働いていた女性もいた。シェルター利用後に国民安全手当を得た女性もいた。

当事者はDV防止センターのソーシャルワーカー、福祉事務所、コールセンターからつながってくる。あるいは地域のソーシャルワーカー経由で警察から、病院から照会される場合もある。当事者本人が駆け込むケースもあった。

イスラエルには、入植地とパレスチナ自治区を隔てる分離壁や多くの検問所がある。シェルターに行くまでにはいくつもの検問を超えなければならない場合があるが、シェルターへの移送には問題なく検問を超えられる理解がある。

*失業手当のこと。イスラエルの市民権を持っていれば、パレスチナ人も得られる。

⑤到着時の課題

シェルターに到着したばかりの当事者は、精神疾患や薬物乱用を抱えている場合不安定な状況に陥ることがある。命の危険を脅かされる状況に長期間とどまらざるを得なかったことも起因するが、トラウマや適応障がいを抱えた女性もいる。さらに、満員状態のシェルターに滞在することに新たなショックを受けている当事者もいる。虐待環境下にいた女性は、適切な子育てをするのが困難なこともある。

⑥シェルターでの支援

14全てのシェルターは同等のサービスを提供している。週7日24時間スタッフが常駐し、寮長が指導員の立場で利用者の支援を行っている。当事者の抱えるトラウマ視点のソーシャルワークを心掛けている。

施設内プログラムとして、ダンス、スポーツ、陶芸、美術、刺繍などのアクティビティがあり、適切な子ども養育のしかたを心理劇で表現し体験するグループセラピーもある。子どもたちには学習支援も行う。さらに、メンタルヘルス、医療支援のほか、国民安全手当の申請援助、3つの宗教裁判所や家庭裁判所が利用できるように法的支援を行っている。当事者、子どもたち、スタッフ全員が楽しみにしていて盛り上がるパーティーの様子が写真で紹介された。

⑦仲裁支援

アラブ社会では職を持たない女性の経済的な自立は大変困難であり、そのために夫の元に戻る選択をする女性も多い。当事者の安全な帰宅のために、加害者のいるコミュニティと当事者との仲裁を行うこともある。当事者の親や家に残している子どもに連絡を取り、夫の様子を探ったり、コンタクトを取ってもらったり、間に入ってもらうりする。スタッフが夫側とシェルターから離れた町で面会することもある。

支援、連携には関係機関とのコネクションが必須。一方、シェルターを退所する女性に対しては、2次的サポートとして経済面、メンタル面でのサポート、情報提供を綿密に行っている。

⑧課題

当事者側の課題として、多くの女性が、女性と家族、ジェンダーについての情報、困ったときの福祉事務所や暴力防止センターの存在を知らないことが挙げられる。また、運よくつながったとしても、シェルターが統合失調症などの精神障がい、未受診の問題を抱えている女性のニーズに合うかどうかの情報がないまま入所に至り、さらに困難を抱えることになる。

支援者側の問題として、当事者家族についての情報不足によりその後の支援が難しくなることがある。

健全な家族のあり方や子育てについて学ぶ機能も果たすシェルターであるが、支援者が疲弊しており、女性の行動をコントロールするだけに陥っていることにも問題がある。住居設定の困難さに加え、女性たちは家には帰りたいがらないため、退所先のない家族がシェルターにとどまっている実態がある。

⑨解決に向けて

シェルター内部では、過去の支援事例から得られた知識を駆使し、当事者に心理教育的アプローチを試みるのが重要である。スーパーバイザーとともに全スタッフで定期的にミーティングを開き、介入方法や選択肢の設定など具体的な支援について共有している。一方、外部機関としての警察署、ソーシャルワーカー、DV 事案捜査官、判事などとの相互協働、ネットワークによりより良いサービスを提供できる。実際には、なかなか動かない警察に対し警察署長に直接抗議することもあったという。よりよい支援のためには、関係機関とともに継続的にケースをフィードバックすることが経験値となる。

シェルターは、当事者の体験を届ける役割を担っており、彼女たちの個人的な体験は社会が男女平等を推進していくうえで意義がある。法的に結婚年齢を引き上げること、行政的には行政手当の拡充、市民権のない人の銀行口座開設などの手続きの問題、さらにはシェルターへの助成を含めた提言と要請は欠かせない要因である。最後に、必要なのは男性教育だと強調した。

2) エチオピアからの報告

～女性シェルターネットワーク活動について

首都アジスアベバにある7つのシェルターのネットワークグループのコーディネーターが報告した。

①法律について

エチオピアはほとんどの国際条約に署名しており、条約や協定に基づいて家族法と刑法が改正された。国内9つの州のうち、7つの州が連邦家族法に従って家族法を準拠している。一方、エチオピアには87の民族があり、それぞれの特徴のある社会、文化を持っている。なかには有害な伝統的慣習が多くの地域に現存している。



②女性の地位と暴力

女性の社会的地位は低く、ほとんどのコミュニティにおいて女性は従属的で、自身の意見や意思、将来を持ってない状況にある。男性のニーズにサービスする立場としての存在に甘んじている。したがって、経済的地位も低く、教育、雇用、相続、情報などのエンパワメントの機会から遠ざけられている。

2016年エチオピア人口保健統計によると、女性の23%が何らかの身体的な暴力を、10%が性的暴力を受けたという数字がある。さらに、既婚女性の34%が配偶者から身体的、性的、経済的暴力のいずれかを受けた。精神的な暴力を受けた女性が最も多い。しかし、暴力を受けた女性と少女の66%が暴力を報告していないという実態が問題を極めて深刻にしている。有害な伝統的慣習には、女性器切除、早期結婚、誘拐など女性と少女の命に関わるものが横行している。

また、58%の女性が18歳以前に結婚し、15歳から49歳の女性の65%がFGMを経験した。

③女性団体の取り組み

警察署には女性子ども部があり暴力防止を担っているが、民間女性団体の比ではない。主な活動は、下記の通り。

1. 女性と少女に対する暴力の防止、保護
2. 法制度、政策の実施を促し、支援する
3. 法制度における不備を精査し、提言する
4. コミュニティに働きかけ、協働する
5. 支援サービスの提供

④シェルター活動と支援

国内には、17以上のシェルターがある。対象となるのは、ジェンダーに基づく暴力(GBV)のサバイバー、人身売買被害当事者である女性と子ども、有害な伝統的慣習の被害当事者などである。各シェルターは定員が30人から50人程度。2段ベッドが並んだ居室が写真で紹介された。

シェルターは、基本的な必需品として食事、宿泊、衣類、衛生用品を提供する。また、医療サービスは欠かせない。シェルターにはクリニックが併設、看護師、助産師がいる。湾岸諸国から帰国した女性も多く、治療のほか、HIV検査とその後のフォローアップ、産前産後、緊急出産など多くのケアを行っている。トラウマ治療が必要な場合は外部の専門医療機関と連携して支援している。

精神的社会的サポートとして、個別やグループでのカウンセリングの他、各種講座を提供している。アートや音楽をはじめ、自己防衛のためのライフスキルのワークショップなど多岐に富んでいる。法的手続きが必要な場合には、司法制度が利用できるよう援助している。経済的自立を目指すためには、職業訓練は欠かせない。アートセラピーで描かれたカラフルな作品が写真で紹介された。

⑤ネットワーク支援

エチオピアのシェルターの90%は民間市民グループにより設立されたもので、ほとんどのシェルターがほぼ同一の必要な基本支援サービスを行っている。ネットワークのシェルター間では、情報共有により連携を密にしている。支援経験の長いシェルターが新しく設立されたシェルターに実務経験と手法を指導することも、ネットワークではユニークな取り組みだ。最近の取り組みとしては、サバイバーによる自助グループの活動が挙げられる。

会場には、そろいの鮮やかな民族衣装を着たネットワークの女性たちが参加し、報告者を応援する姿が見られた。

「複数機関の協力、リスク評価、セイフティ・プラン、女性のシェルターや
その他の女性支援サービスに関するフェミニストの視点」

時間：11/06/2019-13:45 から 11/06/2019-15:15 ルーム：303e

担当団体：ドメスティック・バイオレンス・インターベンションセンター・ウィーン（連絡先：Rosa Logar）

ワークショップ/プレゼンテーション：

発表者は、アメリカとカナダから Global Rights for Women のお二人が報告をし、オーストリアの Domestic Violence Intervention Center Vienna の Rosa Logar さんが解説や司会を務めた。ワークショップの目的は、世界のさまざまな地域の専門家を集めて、これらの質問について話し合い、リスク評価と複数の機関の作業の文脈で、暴力の女性被害者とその子供たちに対する安全で力強い支援を確立する際の課題と成功を特定することである。

1) アメリカからの発表

Global Rights for Women の使命は、法律改革と構造的・社会的変革を通して暴力を振るわれないという女性と少女の人権を促進することである。この間、DVに関する法律改革と構造的・社会的変革が世界各地で展開され、DV防止法などDVについての法律がない国はガボンとエチオピアの2か国となり、現在の大きな課題は、そのようなDV法の履行（実践運用）の課題となっている。今もなお、現実と理想には大きなギャップがある。

アメリカ・ミネソタ州の‘Duluth Model’の歴史として、40年以上前から、女性のシェルターや女性センターは、暴力の被害者である女性とその子どもたちの安全に焦点を合わせてきた。活動の初期の頃は、加害者は逮捕されず、十分に捜査も起訴もされないという現状があり、自分たちだけでは女性と子どもたちに安全を提供できないことを知って、警察、司法制度および地域の他の機関と協力して働き始めた。このようにして誕生した「コーディネイト・コミュニティ・レスポンス」（CCR）は、ミネソタ州ダルースの家庭内虐待介入プログラムとカリスマ的なエレン・ペンス（Ellen Pence）によって1980年代に誕生した。エレン・ペンスは、Powerとcontrolの車輪の創始者でもある。「コーディネイト・コミュニティ・レスポンス」では、安全、自律（autonomy）、説明責任（accountability）を原理にして活動をしてきた。Powerとcontrolの車輪に従って、被害者の現実を支援に反映させてきた。このような視点や価値観を多職種チームにおいて共有することは簡単ではなく多くの苦勞があったが、私たちは、Powerとcontrolの車輪こそが支援の中心にあるべきと考えて、これを常に示して共有できるようにしてきた。

協調的コミュニティ対応のダルースモデルは、ウィーンの家内暴力介入センターなど、世界中の多くの同様のイニシアチブを刺激した主要なモデルの1つになった。長年にわたり、複数の機関の作業は、ベストプラクティスの国際的な文書、報告書、ポリシー、および法律として参照されるコミュニティ対応の標準的な方法になった。このモデルは世界の多くの国で実践されている（ワークショップでは、エチオピア、ジョージア（グルジア）、モルドバでの実践例も紹介された）。また、南アジアの閣僚会議では多機関連携において被害女性の様々なニーズに対応すべきことなどが確認された。なお、国際的な多機関調整に関するリソースとしては下記が有用である。

www.endvawnow.org



2) 司会の Rosa Logar さんからは、加害者の逮捕は多くはなされない中、加害者を、即時に自宅から引き離すことが最も効果的と説明した。これはイスタンブール条約の第 51 条ではリスク評価およびリスク・マネジメントについて言及している。しかし、その使われ方については成功していないものもあり、警察が高リスクケースを選別するのみでは、不十分であるがそのように限定的に使われてしまう例もある。サバイバーとともにリスクと安全計画の特定が作業の中心にあるべきである。被害者/サバイバーを中心に据えた人権アプローチが必要であり、これをどう共有して満たすことができるかが重要である、と述べられた。

3) 後半のカナダ・アルバータ州の odyssey house の Ebony Rempel さんからは、 Jacquelyn Campbell による危険評価ツール (danger/risk assessment tool) などのリスク評価ツールが開発された。多機関のイニシアチブとリスク評価ツールは、家庭内暴力およびパートナー暴力の女性サバイバーの安全性を向上させたかについて、必ずしも成功していない。リスク評価は、セーフティー・プランへのステップとして使用する場合に重要になりうるものであるが、サバイバーへのサポートのレベルを「ダウングレード」するためにも使用されることもある。「リスク評価のリスク」と「高リスクチーム」の視点のアセスメントツールによって、ハイリスクとローリスクに分類され、ひとたびローリスクと分類されると様々な刻々と変化するリスクについて無視されてしまう。高度に個別化された警察の対応が本来は必要である。

被害者の権利とニーズが業務の中心に据えられるならば、複数機関の業務が被害者をエンパワーすることができる。しばしば強力な機関の範囲が集まって、サバイバーが彼女の声とは無関係に何をしなければならないかを決定してしまうためにサバイバーの力を奪ってしまうこともある。多機関連携での仕事がシステムではなく、確実にサバイバーに役立つようにしなければならない。

4) 各国の参加者からの意見交換がなされた。このモデルがどう生かされるかについては、各国の民主主義や人権状況にも依拠するとの意見も出された。

以上。

DANGER ASSESSMENT

Jacquelyn C. Campbell, Ph.D., R.N.

Copyright, 2003; www.dangerassessment.com

Several risk factors have been associated with increased risk of homicides (murders) of women and men in violent relationships. We cannot predict what will happen in your case, but we would like you to be aware of the danger of homicide in situations of abuse and for you to see how many of the risk factors apply to your situation.

Using the calendar, please mark the approximate dates during the past year when you were abused by your partner or ex partner. Write on that date how bad the incident was according to the following scale:

1. Slapping, pushing; no injuries and/or lasting pain
2. Punching, kicking; bruises, cuts, and/or continuing pain
3. "Beating up"; severe contusions, burns, broken bones
4. Threat to use weapon; head injury, internal injury, permanent injury
5. Use of weapon; wounds from weapon

(If **any** of the descriptions for the higher number apply, use the higher number.)

Mark **Yes** or **No** for each of the following. ("He" refers to your husband, partner, ex-husband, ex-partner, or whoever is currently physically hurting you.)

- 1. Has the physical violence increased in severity or frequency over the past year?
 - 2. Does he own a gun?
 - 3. Have you left him after living together during the past year?
3a. (If have *never* lived with him, check here)
 - 4. Is he unemployed?
 - 5. Has he ever used a weapon against you or threatened you with a lethal weapon?
(If yes, was the weapon a gun?)
 - 6. Does he threaten to kill you?
 - 7. Has he avoided being arrested for domestic violence?
 - 8. Do you have a child that is not his?
 - 9. Has he ever forced you to have sex when you did not wish to do so?
 - 10. Does he ever try to choke you?
 - 11. Does he use illegal drugs? By drugs, I mean "uppers" or amphetamines, "meth", speed, angel dust, cocaine, "crack", street drugs or mixtures.
 - 12. Is he an alcoholic or problem drinker?
 - 13. Does he control most or all of your daily activities? For instance: does he tell you who you can be friends with, when you can see your family, how much money you can use, or when you can take the car? (If he tries, but you do not let him, check here:)
 - 14. Is he violently and constantly jealous of you? (For instance, does he say "If I can't have you, no one can.")
 - 15. Have you ever been beaten by him while you were pregnant? (If you have never been pregnant by him, check here:)
 - 16. Has he ever threatened or tried to commit suicide?
 - 17. Does he threaten to harm your children?
 - 18. Do you believe he is capable of killing you?
 - 19. Does he follow or spy on you, leave threatening notes or messages, destroy your property, or call you when you don't want him to?
 - 20. Have you ever threatened or tried to commit suicide?
- Total "Yes" Answers

Thank you. Please talk to your nurse, advocate or counselor about what the Danger Assessment means in terms of your situation.



GLOBAL RIGHTS for WOMEN

Justice for

Safety and Justice Reform (SJR) Process

What Is a Safety and Justice Reform (SJR) process?	A Safety and Justice Reform (SJR) process is a way of analyzing how institutions and systems work, and how safety for domestic violence victims and accountability by offenders are incorporated into the daily routines and practices of criminal justice agency workers. The purpose is to identify gaps in safety for victims and accountability for offenders.
Why Conduct a Safety and Justice Reform (SJR) process?	A community's criminal justice agencies are committed to creating a safer community. Is our community safer for domestic violence victims and their children? Have our good intentions and reforms helped? The Safety and Justice Reform (SJR) process will help determine that. Our study will focus on our collective efforts to enhance the work of the coordinated community response (CCR).
How Is a Safety and Justice Reform (SJR) process conducted?	A Safety and Justice Reform (SJR) process is a community-based process, implemented by a local group of practitioners with assistance from Global Rights for Women. Global Rights for Women will assist by collecting data through interviews, focus groups and observations along with analyzing files and other documents involved in processing a domestic violence case.
Who Is involved?	The following agencies will be part of our Safety and Justice Reform (SJR) process: local women's NGO, police, prosecution, justice, probation, local training groups for criminal justice agencies, and possibly UN Women (possible funding source)
Why Would an agency be selected for an interview or observation?	Interviews and observations with practitioners - workers in the systems within the scope of the Safety and Justice Reform (SJR) process - provide important information about how domestic violence cases are processed and how victim safety and offender accountability are built into that process. You are a "co-investigator" in the process, providing perspectives and insights into your own job. The Safety and Justice Reform (SJR) process is not a review of any one person's individual job performance, but a review of systems. It looks at how work is organized and coordinated to respond to domestic violence.
Where Can I learn more?	For more information, please the staff of Global Rights for Women: Cheryl Thomas - cthomas@grwomen.org and Melissa Scaia - mscaia@grwomen.org

The Safety and Justice Reform (SJR) process is an adapted form of the Praxis Safety and Accountability process created by the late Ellen Pence, PhD, of "the Duluth Model." www.theduluthmodel.org

2. 第22回全国シェルターシンポジウム

午後の部 パネルディスカッション

「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに！
～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～」

ファシリテーター：生魚 かおり 氏 (NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員
ウイメンズセンター大阪事務局／アロマセラピスト)

登壇者：加藤 治子 氏 (阪南中央病院産婦人科医師
性暴力救援センター・大阪SACHICO代表)

山本 恒雄 氏 (社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員
性暴力救援センター・大阪SACHICO理事)

雪田 樹理 氏 (弁護士 性暴力救援センター・大阪SACHICO理事)

プログラム趣旨

セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツ「性と生殖に関する健康と権利」は、憲法13条(幸福追求権)で保障されている権利です。それは、女性がいつ何人の子を産むか産まないか、妊娠するかしないか、更にはいつ、誰とどのような性行為をするか、しないかを自己決定し実行する権利で、それが安全に安心して実行できることが保障されるべきであるというものです。セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス／ライツとい



う概念は、1994年カイロの国際会議で提唱され、1995年世界女性会議において女性の権利として定義されました。日本においては翌年の1996年に、優生思想の優生保護法から現在の母体保護法に改正されましたが、この概念については触れられず、人工妊娠中絶における女性の自己決定権は認められないままの法律となり、現在に至っています。

2000年に出された男女協同参画基本計画から女性施策の基本としてリプロの考え方がうたわれました



が、社会に浸透しないままに終わっています。本年(2019)5月28日、仙台地裁で「旧優生保護法は違憲である」という判決が出ました。「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づき不妊手術を強制した旧優生保護法は、憲法13条に違反し、違憲である、すなわち、リプロダクティブ・ライツ「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」という概念は、「性と生殖に関する権利」をいうものとして、個人の幸福追求権を保障する憲法13条に照らし尊重されるべきである(朝日新聞判決要旨より抜粋)、という内容の判決でした。すなわち、セクシュアル/プロダクティブ・ライツは、憲法でまもられている権利である、ということをお私たちにあらためて認識させる、画期的な判決文でした。

性暴力は、「性と生殖に関する健康と権利」に対する最も重大な侵害行為です。国連が性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義していることと、刑法において強制的性交等を「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交(以下「性交等」という。)をした者は、強制的性交等の罪とし、・・・」と定義していることの間には、大きな開きがあるのが現実です。憲法でまもるべき「性」への侵害行為に対し、刑法はどう対応できるのかが問われています。同時に、国は「性」をまもるための施策、すなわち性暴力の被害者支援のための法的な整備をする必要があります。セクシュアル/リプロダクティブ・ヘルス/ライツを私たちのものにするために、今わたしたちが取り組むべきことをともに考えましょう。

生魚:本日のテーマは、「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに! ~性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて~」です。

「日本の性暴力被害の現状と性暴力被害者支援法の必要性」

加藤 治子



加藤:こんにちは。大阪の性暴力救援センター・大阪 SACHICO から来ました加藤治子です。大阪の様子は一つの日本の現状だということで皆さまに報告にきました。私どもは性暴力救援センター・大阪 SACHICO を2010年に阪南中央病院内に開

きました。開設後9年間の報告をします。

まず理念としては、

- ①24時間体制で被害直後からの総合的支援、そして中長期的な支援に取り組んでおります。
- ②「自分で選ぶ」ということを大切にされた支援。どんなささいなことでも自分で選ぶ、自分で決めるという行為を繰り返していくことがエンパワーメントにつながると考えております。
- ③そして、性暴力のない社会実現のための活動を目指してきました。

9年間で電話件数は3万件余り、来所の延べ件数が7,900件、実人数にしまして2,130人が来てくれています。

わたくしどもは性暴力を、同意のない・対等でない・強要された性的行為は全て性暴力であると定義し、誰からかで分類しております。

分類1 他人からの場合。親しい間柄であっても、関係性からいうと他人からの被害、いわゆる強制的性交等として扱われることになるような被害です。

分類2 家族からの被害。監護人からの性的行為は性虐待となりますが、兄からとか、祖父からとかも含めて家族からの被害として分類しています。

分類3 パートナー、夫、あるいは内縁関係、非

常に親しい恋人からの性暴力をDVとして分類しています。

分類4 その他。今、非常に増えていますSNSなどを通じての不特定多数からの性的な行為。被害を受けるのは、子どもが多いのですが、ほとんどの子どもたちは被害意識があまりなく児童相談所から連れてこられています。性的搾取と言えるような被害です。



いずれの分類も、被害者である女性の性を踏み
にじり、人間とし
ての尊厳を脅か
すという意味で
人権問題であり、
医療問題であり、
全て性暴力と考え
られます。

1 2018年度の現状から

2010年～2018年の9年間にSACHICOで対応した総数は2,130人ですが、2018年度は、1年間で339人の新しい人が来ています。毎日1人新しい人が来所している状況です。もちろん、同じ人を何度も見ますので、1カ月に130人ぐらい来所しています。

(1) 2018年度、分類別の人数と特徴

分類1の他人からの被害については、警察で認められたら強制性交等として捜査が始まります。SACHICOに来ている被害者の半分ぐらいは警察経由で来ていますが、大阪府警が把握している年間の強制性交等の数はだいたい100件から百数十件、それを上回る168件という数が来ています。分類2の家族からの被害は、ほとんど児童相談所から性虐待として連れてこられるケースで89件です。分類3はDVの被害で28件。性的な暴力が中心ですが、その半分は妊娠の相談で来られています。分類4は54件。SNSでつながった性非行として、これも児童相談所からが多いです。

(2) 9年間の年齢別割合

19歳以下が60%、20代が23%、合わせて30歳までの若者の被害が83%を占めております。一

方で、高齢者の被害も少ないですがあります。高齢者施設の中でなどの被害が偶然にわかってこられている状況です。他人からの強制性交等についても、子どもの特徴が見えます。2018年度1年間で168人来所していますが、若い世代が多いです。10代は61人ですが、被害に遭ったという意識を持って連れてこられている子どもたちの数です。SNSでつながって性非行として連れてこられる子どもたちは含まれていません。ですから、この61人とは別に、家出をして、あるいはSNSでつながって被害に遭った子どもたちがいます。

(3) 他人からの強制性交等168人の暴行・脅迫の様相

168人はどういう被害だったか、どういう暴行・脅迫の様相だったかをみます。

- ・背後から口をふさがれて押し倒された。
- ・手足を縛られてアイマスクをされて動画を撮られた。
- ・バイト帰りに見知らぬ男にいきなりレイプされて妊娠。
- ・包丁を突きつけられた。
- ・監禁・強迫・殺されかけた。
- ・路上でいきなり羽交い締めにして連れ込まれた。
- ・マンションの裏に連れ込まれて「殺すぞ」と言われた。
- ・宅配便で入ってきて「殺すぞ」と言われた。
- ・電話で「夫の借金を返せ。出てこい」と言われて出ていった。

これらは、警察に行ったら、暴行・脅迫という被害として認めてくれるかなと思えるものを列挙しましたが、これは168人中たった13件程度なんです。そのほかは「嫌だ」とか「No」を、身体や言葉で拒否の気持ちを示しているのに不同意の性交をされています。刑法暴行・脅迫要件の問題というのが出てきます。

2 データからみる現状とのギャップ

(1) 内閣府の調査からみえる被害の現状

2017年に内閣府が1807人の成人女性を対象に



調査した結果を紹介します。

このデータは3年ごとに調査されているのですが、2017年の調査で「異性から無理やりに性交された経験はありますか?」という問いに「ある」と答えた割合が7.8%でした。これを国勢調査の女性の人数から成人女性を割り出し、調査対象の平均年齢を60歳とすると、実に1年間に6万人～7万人の女性が強制的性交等の被害に遭っているという数になります。

(2) 警察庁発表データ

警察庁の発表データを紹介します。警察庁が捜査をして検挙した数を、強制的性交等として認知している人の数で割った検挙率は、平成15年ごろの60%台に比べて、最近では92.6%と非常に高くなっています。しかし、よく見ますと、平成15年ごろは認知件数が2,500件前後と多いのですが、以降はさがってきて最近では1,000～1,500件程度に抑えられている。一方、検挙件数を見ると、あまり変わっていません。結果として検挙率が上がっているという数字のマジックが起こっているように思います。

(3) 警察が認知しているのは氷山の一角

警察は検挙率を誇っているかもしれませんが、どうも認知をしないようにハードルを上げていることによって検挙率が上がっているように思えてなりません。警察が認知しているのは氷山の一角、2%強ぐらいのものなのですね。この2～3%に関しましては、犯罪被害者等基本法という法律で、支援はしてくれていると思います。この被害者の人たちもわれわれの支援センターに来られることは結構ありますが、残りの97%は誰が支援するのかということ。これには根拠法がありません。

DV法ができれば、DVの人がすごく増えてきたと言われます。それはDVが増えたとも言えるけれど、相談に行く先ができたから増えてきたということです。虐待も、虐待防止法ができてからけた違いに増えてきました。虐待も増えているとは思いますが「189(いち早く)」という番号が普及したことによって間違ってもいいから通知しようという流れが出てきました。しかし、性暴力の被害者は

相談に行くところがありません。それが現実です。

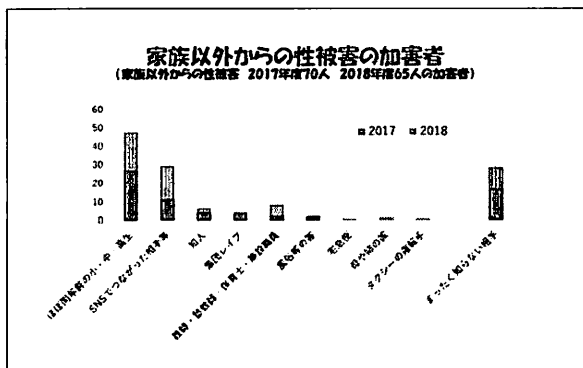
3 性虐待について

(1) SACHICOでの対応(2017年4月～2019年3月)

2年間で性虐待の被害者161人、家族以外からの性被害児135人いました。それらを年齢別に分けて、家の中で被害に遭っている子どもと、家族以外のもので被害に遭っている子どもを比べると、中学生年齢はいずれの場合も同じくらい多いですが、幼い間は家の中で被害に遭っている子どもたちが多く、高校生ぐらいになると家族以外の人から被害に遭っている事例が多いという傾向が見られます。子どもたちは、まず家の中で被害に遭っているということがわかります。家族の中で形成されていくべき境界線というものが築けず、中学生年齢になると家族以外の人からも被害に遭うという状況が見えてきます。

(2) 家族以外からの性被害の加害者

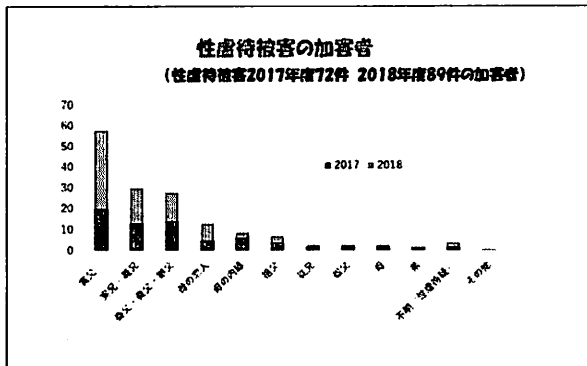
①家族以外からの性被害の加害者は誰かということ、中高生は同じ中高生からの被害が多いです。同じ学校の子から被害に遭う、あるいは他校の子からやられるということです。学校の先生たちはどう動いていいかわからず、苦悩しているというのが現状で、教育現場でどう動けばよいかということ。を支援センターで相談に乗る事案が増えています。
②SNSでつながった相手からの被害。被害意識のない子どもたちは別に「その他」として分類し、後述します。ここでは被害意識のある子どもたちですが、かなりの数います。また、教師・塾教師・



保育士・施設職員など、子どもたちにとって安心なはずの相手から被害に遭っている場合が結構あることがわかると思います。それから全く知らない相手からも相当数あります。

(3) 性虐待被害の加害者

家の中での性虐待被害の加害者は、実父が一番多いです。それから兄、実兄とか義兄。また、義父・養父など再婚の相手から、あるいは母の恋人、内縁の相手などからの被害もあります。母の恋人の場合など、誰を目的に母と付き合っているかと思えるぐらい、急速に子どもに近寄っているといった場合もあります。



4 性暴力としてのDV

2010年～2018年の9年間でDV被害でSACHICOに来所した方は、203人でした。先ほどの強制的性交等と比べると年齢層が少し高くなっており、けっこう高齢の方も来られます。

(1) DVとしての性暴力の特徴

DV被害者の方で、救済センターでの相談とすると性暴力の被害が多いです。その半数は妊娠です。DVとしての性暴力の特徴は、夫婦間の性交は当たり前のこととして行われていること、同意は要らないと加害者は思っているのです。被害者も夫婦だったら仕方がないと思って、つらい性交を受けていたり、相手の機嫌を取らなければという気持ちで受けている場合が結構あり、それが、繰り返し何年もの間、続きます。そして、性のことは相談に行きにくいのです。警察に相談に行っても「まあまあ二人で話し合いなさい」みたいなかたち

で帰されることがあります。結局「密室の出来事だから」と言われ、性暴力として証明するのは困難とされがちです。そして一番大きな問題として、妊娠中絶に配偶者の同意が必要であるという母体保護法の問題があります。

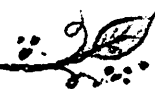
(2) DV被害者は妊娠の相談が多い

203人中99人、48.8%が妊娠して相談に来られています。ようやくシェルターに飛び込んだものの、そこで生理が飛んでいることに気が付いて、産婦人科に行き、妊娠の診断がつきます。医師に中絶せざるを得ない事情を説明すると、医師は、「わかりました、大変ですね。では、中絶の手術をしましょう。つきましては、この同意書にあなたのサインと夫のサインを書いて持ってきてください」と言われて、同意書を渡されます。ご本人は途方に暮れてSACHICOに相談に来られます。母体保護法では、配偶者がいなければ相手の同意は要りません。親しく付き合っている相手であっても、相手の同意は要りません。日本の家父長制度から出てきているものとしか思えないのですが、夫の子を夫の同意なく妻に中絶させないという考えが、この法律に現れているのです。

「産む・産まないは本人に決める権利がある」ということは、憲法13条で認められている」という判決が出ましたが、そのことが母体保護法では認められていないという重大な問題があります。私どもの対応としては、①すぐに離婚する、②無理なら接近禁止を出してもらう、あるいは、③暴力の様子をカルテに書いて、相手に近づくことは危険であるという状況をカルテに残します。それは母体保護法の中に「ただし、相手の意思を表明することができない場合には、それに当たらない」というただし書きがあるからです。それに当たるとカルテに書いて中絶の手術をしています。多くの産婦人科医師は、この状況は非常に問題だと思っているのですが、まだ法律が変わらない。「少なくともDV被害が明らかであれば、中絶は本人の同意だけで可能である」という法改正が必要です。

5 その他に分類された子どもたち

児童相談所より「性非行」として連れて来られ



た子どもたち 138 人についてお話しします。

(1) 2010 年 4 月～2019 年 3 月の 9 年間に来た 138 人の子どもたち

ほとんどの子どもたちは家出をしています。14 歳 15 歳という中学生年齢が多いです。高校生年齢になると、数としてはもっと多いはずですが、児童相談所も保護できない状況です。中学生年齢が家出をしたら、だいたい親が捜索願を出しますので、警察が保護をして性非行というかたちで児童相談所へ送致されます。2018 年度に来所した「性非行」の 12～17 歳 (38 人) は、家が面白くなくて家出する。そこへネットで優しいささやきが来るわけです。「うちへ来るか」あるいは「そっちへ行くか」という誘いが来て、この前の事件のように、大阪の子が栃木まで連れていかれるということが起こってしまいます。ほとんどは性的な関係を持っています。被害意識がないし、優しい言葉掛けがあるから、本人も性的な関係をしたからといって、それが被害だとはとても思えないわけです。話をする中で「ああ、被害だったんだ。相手は私の身体を目的に近づいてきたんだ」ということがだんだん分かってきますが、その時は、そうは思わずに行っているのです。15 歳～17 歳に関しても家出が結構多く、みんな SNS でつながっています。かなりの人数の子たちは不特定多数とも接触をしています。その中で性感染症、クラミジアとか淋菌とか、今は梅毒が結構広がっています。

性非行として連れて来られる子どもたちは家庭に居場所がありません。それから、ほとんど SNS でつながっています。ここに 13 歳性交同意年齢の問題が出てきます。警察経由で児相が保護しても、自宅に帰すことが多く、家庭の状況があまり変わっていないのでまた家出を繰り返すのです。子どもは「よく来たね」、そして話をできるだけ「そうなんや」と聞いて、「またおいで」と言って帰します。そうしたら、また来てくれますので、そういう場所としての救援センターが必要だと思っています。

(2) 子どもたちに必要なもの

地域の子どもにとってよりどころと言えるような場所になることが必要だと思います。そういうこと

ができる拠点病院が必要です。身体も診るので病院ではなければできません。性虐待を受けた子どもたちは、自分の身体が壊れてしまっている、汚くなっていると思っているので、そうではないということをお伝えします。そして、性虐待を開示できたことを「よく言えたね」と讃えることが大事です。

それからもう一つは、自分が話すことでお父さんが捕まるのではないかと心配しています。私が言ったばかりにと、自分を責めます。ですから「あなたが言えたのはすごく良かった。お父さんが大人としてどう責任を取るのかということはあなたが考えることではないから」と、自分を責めないということをしかりと伝えることのできる場所が、病院拠点型のワンストップセンターです。

そして今、子どもに被害の状況を何度も聞かないよう、まず検事さんが聞く三者協同面接が広がってきています。その前段階で医療的な診察があるということはとても大事です。今後は診察所見を把握したうえで、三者協同面接をするシステムになってくれることを願っています。また他機関、特に学校との連携はいろんな意味で非常に重要です。

6 まとめ

第 4 次男女共同参画基本計画の中に「安全・安心な暮らしの実現」をめざし、女性に対するあらゆる暴力の根絶として、8 項目あげられています。すべて女性に対する性暴力です。性暴力被害者支援法ができれば、すべてを含めたかたちで関わるができるようになっていくと考えます。

女性と子どもの性の尊厳をまもり、育てるためには、性教育と人権教育が重要です。同時に性暴力被害者支援法、刑法のさらなる改正が必要だと思っています。

セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに！
～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～

日本の性暴力被害の現状と
性暴力被害者支援法の必要性

2019/12/08
性暴力救援センター・大阪SACHICO
阪南中央病院産婦人科
加藤治子

1) 性暴力被害の現状

性暴力救援センター・大阪SACHICO
Sexual Assault Crisis Healing Intervention Center Osaka
(性暴力危機治療的介入センター大阪)

2010年 4月1日 阪南中央病院内に開設
2013年 7月NPOに
日本で初めての性暴力被害者支援のためのワンストップセンター

- 被害直後からの総合的支援
24時間体制のホットラインと支援員の常駐による心のサポート
24時間の産婦人科救急医療体制と継続的医療（病院拠点型）
警察・弁護士・カウンセラーなど必要な機関への連携
- 当事者が「自分で選ぶ」を大切にした支援
- 被害からの回復と性暴力のない社会の実現のための活動

性暴力救援センター・大阪SACHICO

性暴力救援センター・大阪SACHICO
9年間の概要 (2010年4月～2019年3月)

電話件数 34117件
来所延べ件数 7940件

初診人数 (実人数) 2130人
(=カルテを作った人の数)
(面談のみの初来所者数 72人)

性暴力救援センター・大阪SACHICO

性暴力とは (SACHICOの定義)

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力

- 強制性交等（膣性交・口腔性交・肛門性交）
強制わいせつなどの性暴力（他人からの被害）
- 子どもへの性的虐待（家族からの被害）
- DVとしての性暴力（パートナーからの被害）
- その他（性的搾取・不特定多数・避妊のない性交など）

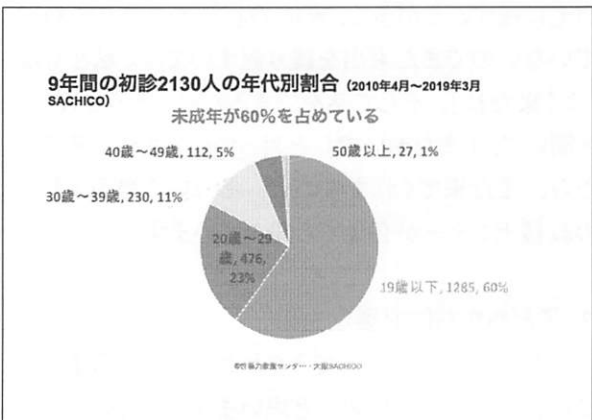
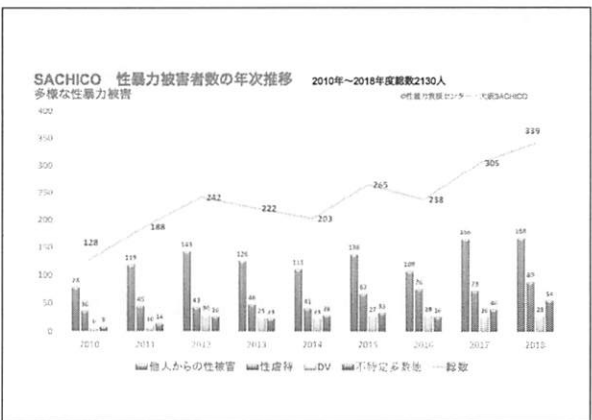
これらは、「被害者である女性の性を踏みにじり、人間としての尊厳を奪ふ」という意味で、人権問題であり医療問題である

性暴力救援センター・大阪SACHICO

9年間初診2130人の性被害内容 (2010年4月～2019年3月)

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
レイプ・強制わいせつ(他人から)	78	119	143	126	111	138	108	166	168	1157
性虐待	36	45	43	48	41	67	76	73	89	518
DV	6	10	30	25	23	27	28	26	28	203
その他	8	14	26	23	28	33	26	40	54	252
計 (0～19歳未成年)	128	188	242	222	203	265	238	305	339	2130 (1285 60%)

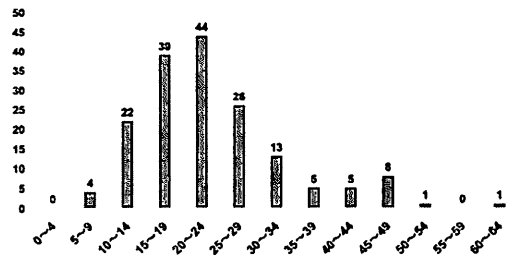
性暴力救援センター・大阪SACHICO





2) 他人からの強制性交等と性的虐待

他人からの強制性交等168人の年齢分布 (2018年度)



他人からの強制性交等168人の暴行・脅迫の様相 (2018)

- 背後から口をふさがれ、倒された
- 手足をしばられ、アイマスクされ動揺を煽られた
- バイト帰りに見知らぬ男にいきなりレイプされ妊娠
- 包丁をつきつけられた
- 監禁・脅迫・殺されかけた、恐くて警察に言えない
- 路上でいきなり羽交い絞めにされ、連れ込まれた
- マンションの裏に連れ込まれ「殺すぞ」
- 宅配便を名乗り入り込み、「殺すぞ」
- 電話で「夫の借金を返せ、出てこい」といわれ、出て行った
- バイト中に客からナイフをつきつけられた

上記のような暴行・脅迫は168人中 13件程度 (7.7%)
 多くは、「いや」「やめて」と拒否の気持ちと態度を示しているのに
 不同意の性交をされている⇒ 刑法暴行・脅迫要件の問題

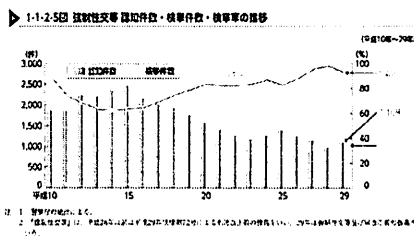
成人女性の7.8%が強制性交等の被害に遭っている！

▶2017年内閣府の調査 (1807人成人女性対象)
 「異性から無理やり性交された経験がありますか？」
 ⇒ 「ある」という答え=7.8%

日本の人口：12700万人 (2015年10月国勢調査)
 女性の数：約6350万人
 0歳～19歳までの女性の数：約1200万人
 成人女性の数：6350万人-1200万人=5150万人
 5150万人×7.8%=4017000人
 調査対象の年齢構成は60歳以上が40%であることより
 平均年齢を60歳とすると (60年間生きて来て1回被害に遭っている)
 4017000人÷60=66950人

1年間に6～7万人の女性が強制性交等の被害に遭っている！

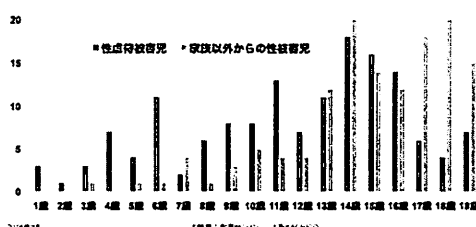
警察庁発表データ (平成30年版犯罪白書)



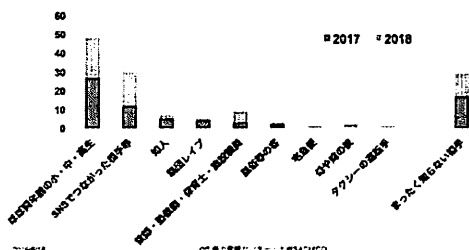
警察が認知しているのは氷山の一角

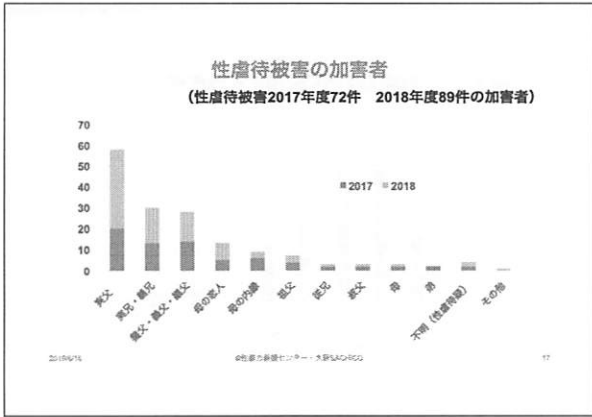
- 警察庁の強姦認知件数は年間1500件程度
 1500件/6～7万件=2.1～2.5%
 (内閣府調査の無理やり性交された人のうち警察に相談した人は2.8%にほぼ一致)
- 警察は実際の発生数の2-3%を認知して、犯罪被害者等
 基本法 (平成16年成立) に基づき支援している
- では、残りの97%の被害者は誰が支援するのか？
 そのための相談機関がない、根拠法がない
 ⇒性暴力被害者支援法 (仮) が必要

性虐待被害児161人と家族以外からの性被害児135人の年齢分布 (2018年3月)

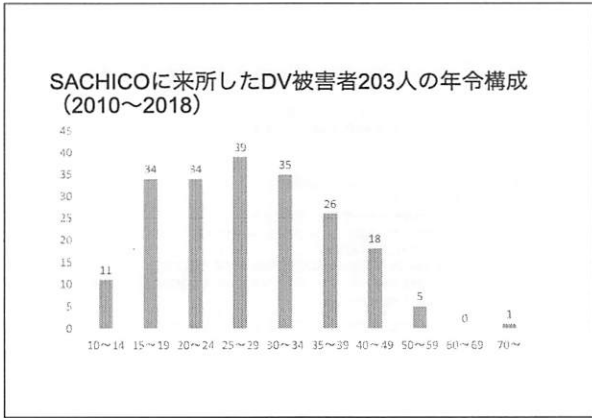


家族以外からの性被害の加害者 (家族以外からの性被害 2017年度70人、2018年度65人の加害者)





3) 性暴力としてのDV



- ### DVとしての性暴力の特徴
- ①夫婦間の性交は当たり前のこととして行われる、同意は要らないと社会も当事者(加害者も被害者も)も思っている (⇒寝ている間に性交される)
 - ②繰り返し、何年もの間、続くことが多い
 - ③性のことを役所の相談窓口や配暴センターや警察に相談しにくい
 - ④密室の出来事を性暴力として証明しにくい
 - ⑤妊娠中絶に配偶者の同意が必要(母体保護法)
- 性暴力相談センター 大野SACHICO

DV被害者は妊娠の相談が多い

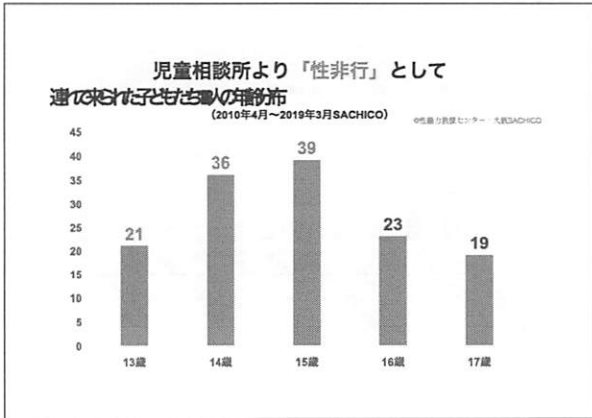
2010年4月~2019年3月
DV被害者203人中99人(48.8%)が妊娠して来所している

- ← 暴力の状況把握
- ← 母体保護法指定医師による診療と面談
- ← 中絶についての判断 (母体保護法第14条1項又は2項に基づくが、本人と配偶者の同意が必要)

妊娠継続するかどうかは女性の性的自己決定権の問題
本人の同意があれば中絶が可能とする法整備が必要
セクシュアル&リプロダクティブ ライツ !!

性暴力相談センター 大野SACHICO

4) その他に分類した子どもたち (性非行として連れて来られる子どもたち)



- ### 「性非行」の12~17歳 (38人 2018年度)
- 12グループラインで画像を盗撮
 - 13チャット複数と性交
 - 13性非行の相談
 - 13中学男子の家に家出、避妊なしの性交
 - 13家出、SNSでつながった相手と性交
 - 13家出、17歳の彼氏の家に
 - 14SNSで知った相手と多数
 - 14チャットで複数と性交
 - 14家出、SNSで知った相手と性交
 - 14中高生複数と多数回性交、ゴムなし
 - 14家出 SNSでつながった相手の家に滞在
 - 14家出 4~5回複数と性交、ゴムなし
 - 14家出、4人と性交 ゴムなし
 - 14親戚の洋服盗撮
 - 15家に居づらく祖母の家、知人と性交
 - 15家出、SNSで知った男の家にいる
 - 15複数と性交
 - 16ツイッターで知った相手と性交



「性非行」の12～17歳 (38人 2018年度)

- 15ツイッターで知った相手6人と性交
- 15SNSでつながった相手に悪戯をされた
- 16知的障害あり、既婚者との性交
- 16連絡なしの性交
- 16SNSでつながった相手と
- 16駅出を繰り返す、ネットで知った男の家に滞在、避妊なし
- 16叔父とのセックス、ゴムが破けた
- 16駅出、SNSで知った男の家にいる 避妊と性交
- 16多数と性交
- 16駅出を繰り返す、アプリで知った相手と
- 16SNSで友人以上
- 16駅出 アプリで知り合った
- 16兄の友人と避妊なしの性交
- 165～6人と性交 避妊なし
- 16SNSで知った男と性交し妊娠
- 17不特定多数
- 17ネットで知り合った複数の相手と
- 17複数と性交
- 17駅出 ネットで知った目撃者とゴムなし 被害者被害者
- 17支援者から 親戚の男からの性行為いせつ

「性非行」として連れて来られる子どもたち

- ① 家庭に居場所のない子が多い
- ② 殆どSNSでつながる。
加害者は、性的な目的で近づいてくるが、子どもたちは相談相手と思っているので、被害者意識がない
支援学校の子も少ない (13歳性交同意年齢の問題も)
- ③ 警察経由で児相が保護しても、自宅に帰すことが多く、
家庭の状況はあまり変わらないので、又繰り返す

5) 何が必要か?

性暴力被害者を診る産婦人科=拠点病院

1. 心と身体に対する影響と治療 (被害対応と健康回復の重要性)
 - ・ 産後抑うつ (産後4週間以内・産後12週間以内)
 - ・ PTSD (性暴力) の治療と予防 (産後1週間以内)
 - ・ 身体的影響 (出産後、2週間後、4週間後、13週間後検査)
 - ・ 身体的影響 (出産後、2週間後、4週間後、13週間後検査)
 - ・ 妊娠した場合は対応
 - ・ 心のケア
 2. 加害者対応
 - ・ 加害者対応 (外部の機関、被害対応の担当者取りと対応)
 - ・ 保護命令 (院内警察・県・市) と被害
 - ・ 被害者の被害が及ぶが警察への通報、警察検出
 - ・ 被害者支援センターの作成やカウンセラー (警察からの依頼により)
 - ・ 被害者支援センターと連携が必要
 3. 産科、外科、産科外来などへの紹介、弁護士・カウンセリング等への紹介
児相との連携、児童、学校との連携
- 24時間対応、夜間に応答が必要、時間がかかる
かつ、被害者のセクシュアル&リプロダクティブ・ヘルスの回復のための
医療と支援を担うことが求められる
- ⇒ 病院拠点のワンストップセンターでなければならない
- 産科医療センター... 産科医療センター

他機関との連携

- 1) 大阪府警：ウーマンラインとの日常的な相談
年1回の府警との協議会
- 2) 児童相談所：府下6児相との協議会年2回
大阪市児相との協議会年1回
堺市児相との協議会年1回
- 3) 登録弁護士：運営委員の同行支援、裁判支援
協議会年1回
- 4) 学校：必要により担任・養護・生徒指導・管理職等
と、被害者対策、加害者対応、学内性教育の
取り組み等について協議
- 5) 検事からの相談・供述書作成・証人出廷の依頼など
産科医療センター... 産科医療センター

第4次男女共同参画基本計画 II 安全・安心な暮らしの実現

- 2) 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ① 配偶者からの暴力
 - ② ストーカー被害への対策
 - ③ 性犯罪への対策
(この項のみワンストップ支援センターの設置促進がある)
 - ④ 子どもに対する性的な暴力への対策
 - ⑤ 売買春への対策
 - ⑥ 人身取引対策
 - ⑦ セクハラ防止対策
 - ⑧ メディアにおける性・暴力表現への対策
- ⇒ すべてセクシュアル&リプロダクティブライツの侵害
⇒ 性暴力被害者支援法が必要！！
- 産科医療センター... 産科医療センター

女性と子どもたちの 性の尊厳をまもり、育てるためには

- ▶ 性教育と人権教育
セクシュアル リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
の確立！
(性と生殖に関する健康と権利)
- ▶ 性暴力被害者支援法の制定！
多様な性暴力被害者支援のためには
病院拠点型のワンストップセンターが必要
連携型から病院拠点型へ！
- ▶ 刑法の更なる改正に向けて！

「子どもの性暴力被害の現状と課題」

山本 恒雄



山本：皆さん、こんにちは。山本と申します。私は児童相談所で長いこと仕事をしておりまして、子どもの性暴力被害の実態について、皆さまとイメージを分かち合いたいと思っております。

1 子どもの性暴力被害の実態

子どもの性暴力の被害の一番の問題は社会的に隠れているということです。特に年齢が低い子どもの場合には、自分に何が起こったのかよく分かっていないということが頻繁に見られます。また、性の問題は文化の圧力もあり、恥ずかしくて人に言えないというハードルもかかります。周囲の誰かが子どもの性的な被害について何かおかしいなと気が付いたり、相談所が発見したりする性暴力はけっこうあります。しかし、それ以上に周りの人は、大したことではないだろうとか、ちょっと子どもが怪しいなとか思うだけです。そして、はっきりと性暴力があるかどうかまで確かめようとしない人たちが非常に多いです。もしも、誰かがはっきりと子どもの性被害を発見する、気が付くと、まず反射的に被害者の名誉を守るために社会から隠すということが起こります。被害者が烙印を押されること、あるいは、家族がスキャンダルに巻き込まれてトラブルに遭うことについてのおそれがあります。結果的には、ごく限られた関係者だけで問題を解決しようとしています。さらにしばしば背景にDVがあったり、養育機能の不十分さがあったりすることが見過ご

されていたりします。

2 性的虐待・家庭内性暴力被害の特殊性

最近、特に注目されてきたのは、DVがある養育環境において子どもに対する性暴力がかなり隠れているのではないかとことです。

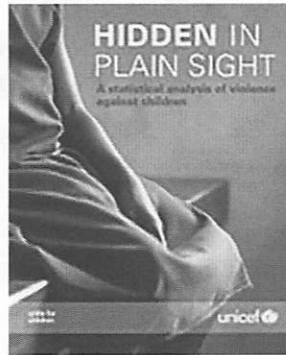
平成23年に全国児童相談所長会が委託した調査のデータでは、加害者が父に当たる人、実父、養父、継父、母のボーイフレンドまで入りますが、そういった加害者からの被害と他の併存する問題とを見たところ、DVと身体的虐待が有意に相関しました。つまり、子どもを殴る親の下で、かつDVがある家庭で、そのDVの加害者が同時に子どもに対する性加害者になる可能性が高いということがいえます。もう一方、父親以外の加害者、つまりは同居人、おおかたはきょうだい間が多いですが、この場合はネグレクトと養育放棄に有意に相関しました。つまり、ほったらかしで子どもの安全を守る責任者がいない環境で、問題が起こっているということです。

このように誰からも守られずに、繰り返し性被害に遭うことにさらされている子どもたちが、自分を生き延びさせるためにどうするかというと、そもそもその出来事自体が大したことではない、いつでもどこでも誰にでもあることだ、というふうにしてやり過ごそうとします。結果として、自分に権利侵害があっても、無関心、無頓着、知らん顔という態度を取って、やり過ごしてしまうわけです。これが将来にわたって残ることで、大人になってからも、非常にたくさんの権利侵害に遭いやすくなるとアメリカのFinkelhorという人の調査で報告されています。調査では、子ども時代に何もなかった人に比べて約5倍の被害経験率があると言われていています。

児童福祉の領域で公式に計上されている性的虐待というのは、親と監護責任者が直接加害者になったものだけです。生活圏内には、ほかにもたくさんの加害の可能性のある人がいますが、それは入りません。他の同居人からの被害問題がどれくらいあるかというと、約同数あります。つまり、今、統計上1,500～1,600の性的虐待件数が数えられていますが、すべてを含めると3,000はあるだろうと考えてよいと思います。



家庭外性暴力になりますと、児童福祉法そのものに計上されない事件がたくさんあり、結局、警察が扱っている数字以外は、はっきりした統計的数字は少ないです。最近のSNSを巡るような被害は子どもが家庭監護から離れてさまざまな場面で被害が発生しており、どこにも計上されてこないという問題があります。刑事統計と内閣府の調査を比べてみますと、刑事統計では顔見知りではない面識なしが60%、面識ありが40%弱、特に親密は5%未満です。内閣府による匿名調査だと、面識なしは20%台、それ以外は全部面識ありで、特に親密圏が7割です。これで、いかに多くの性被害が隠れたままかということが分かります。



3 世界ではどれくらいの子どもの権利侵害被害が発生しているか

2014年にユニセフが大規模な統計調査を公表しました。その結果、男子の被害はついに分からずじまいですが、女子の被害に関しては20歳未満の女性のおよそ10%が直接接触の性被害を経験している可能性があるという数字が出ました。アフリカなどでは30%台、アメリカの大学生への調査は平均25%前後という報告が多いので、この10%はかなり低めに抑えられた数字だと思います。しかし、それを日本の人口に当てはめると累積して109万4,400人になります。20歳になるまでに、それぐらいの人が性被害に遭っている可能性があるという、かなり大きな数字です。

4 児童福祉領域における子どもの性暴力被害・性問題の全体概要

子どもが幼い間は行動圏が狭いので、多くが親族内、家庭内、親密圏内の被害です。ここにDVが併存している可能性が極めて高いことが言われています。子どもの所属場所が広がるに従って、被害の場所が学校や施設、子どもの生活場所内

での被害へと拡大します。問題になっているのが、年齢の近い子ども同士の性暴力の問題です。これも見えていない問題です。さらに、子どもが家庭監護から離れて、そこで性被害に遭うという事態が広がっている。特に今は、単にSNSで呼び出されただけの子どもたち、あるいは何かのキャンペーンで引っ張り出された、呼び出された子どもたちが家庭外のどこかで性被害に遭っているということが広がっています。もちろん、その中には逆の、加害の子どもたちもいます。そういうことが子どもたちの間で起こっているのです。児童福祉がキャッチしているのは、ごく一部です。何らかの理由で発見された子どもたちが対象になりますが、警察は、おそらく児童福祉領域よりは社会的な犯罪の摘発に力点がありますので、児童福祉領域とは少しずれたところで子どもたちを見ているという実態があると思います。

そして最近注目しているのは、医療機関にかかる若年妊娠や性感染症の患者さんの中に、治療のプロセスの中で性被害に遭ってきているということがわかってくる事例がみられている。これらを子ども側から見ると、ちょっと違った視点が必要なが分かります。まず思春期の子どもたちは、性の健康な成熟のプロセスで必ず探索的な性的行動をしているということです。これが今、SNSをはじめとするネット社会につながって、非常に危険な様相になっている。例えば、小学校5年生の男の子の50%以上、女の子の30%以上がネットポルノを見た経験があるという調査がありますが、教育現場はこれに追いついていない。さらに、SACHICOに性非行という分類で来ているような子どもたちというのは性的搾取被害の子どもたちです。明らかに子どものほうからも誤った学習、自分の性をツールにして何かの対価を得ようとする行動を取っている子どもたちがいます。もちろん、自己破壊的な性行動や、性的搾取被害に乗せられてしまっている子どもたちなど、問題がどんどん深化していきます。実は医療機関の患者の中にもこうした行動群が重なって出現していることがあります。そして、本当に怖いのは、分かっているのはこれだけであって、あとはみんな暗数だということです。

5 子どもたちが性被害者である場合の課題

子どもたちが性被害者であった場合、治療的観点からは、①性暴力被害に遭うということについての教育が必要です。子どもが取るべき行動は何か。まず信頼できる大人に話すこと、性的な出来事が起こると妊娠や性感染症のリスクがあるということを実際にわかっている子どもは少ないです。②あるいは強姦性交や強制わいせつの被害に遭った子どもに適切な診察をすることができるお医者さんが全国に何人いるかということです。そのトレーニングを受けたお医者さんはまだまだ少ないです。この点も今後の重要な課題です。③医療機関に関して言うと、妊娠や性感染症で来ている子どもの家族や親族や付添人が、実は加害者や関係者である可能性があるということを医療関係者は理解しておく必要もあります。④緊急避妊の必要性を、いつ、どこで、誰が、どの責任で判断して、どうやってその子どもたちにそれを提供するのかも重要です。⑤性感染症にはかなりフォローが要ります。きちんとつながったプロセスが必要ですし、それが保障されているかというのは大きな課題です。⑥子ども同士の性暴力を中心とした子どもの所属機関内での性問題、これに関しては、学校を含めたネットワークでフォローアップできる社会の体制が必要です。今のところ、法的にも、あるいは刑事司法的にも技術的にも確立されたものがないのが現状です。⑦知的または身体障害のある子どもたちに、かなり性被害が潜っていることがずっと言われています。確かに知的障害の子どもたちは大人になってからも連続的に被害に遭っているというケースもあります。そういう子どもたちをケアできる体制とか、守れるシステムが社会に必要なだと思います。

警察・司法が扱っている性犯罪、これは法律的には犯罪被害者支援法でカバーされていますが、これ以外の部分、つまり今、刑法犯罪被害者と認知されているところまで来ていない被害者がたくさんワンストップセンターには来ています。この人たちへの被害者支援というのは犯罪被害者支援法ではカバーできてないのが現状です。さらに子どもとなると、未然防止と被害対応の周知という部分で、教育を中心として、医療と福祉、ソーシャルワーク

サービスが連携して、その子どもたちにどうやってセーフティーネットを張るかということが重要になってきます。性というのは、本来、健康な、そして喜びに満ちた世界であるべきなのですが、この性の健康発達とそれを保障する自己決定権を医療と教育と福祉、部分的には司法も入って、みなで横断的にサポートする体制をつくるが必要になります。これに関して、犯罪被害者支援法が制定されたのであれば、さらに性暴力被害者支援法という、もっと大きな全体を包み込む立法が必要であると感じております。



セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルズ&ライツを私たちのものに！
～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～

子どもの性暴力被害の現状と課題

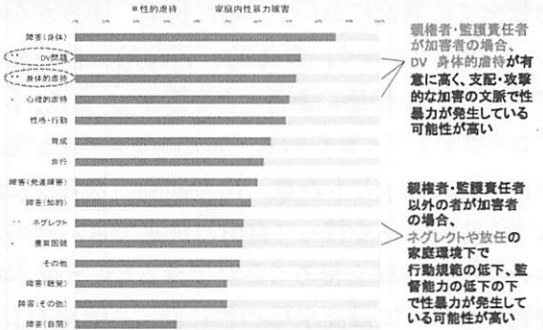
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
愛育研究所
山本 恒雄

子どもの性暴力被害の実態

1. 子どもの性暴力被害の大半は被害申告されず、社会的には発見・発覚しないままとなっている
2. 幼い子どもの場合、被害の認識が無い、何が起きているか分からない、誰に何と言えばいいか分からない、出来事を話すのがとても恥ずかしく言えない といった状態にあることが多い
3. 周囲の誰かが被害の兆候に気づいても、無視、過小評価、子ども自身の態度や行動上の問題へ転換され、結果的に子どもが守られない対応が社会的に優勢である。
4. 誰かが具体的に被害事実を発見したとしても、被害者に烙印が押される。家族がスキャンダルに巻き込まれるおそれから、社会的には明らかにされず、隠されることが多い
5. しばしば、養育放棄や放置・放任といったネグレクト環境、DVによる家族支配のもとで、子どもの性暴力被害、家庭内性暴力被害、性的虐待が発生している。

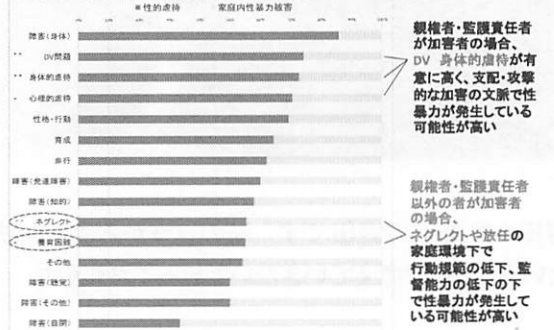
性的虐待・家庭内性暴力被害の特殊性

家庭内性暴力加害者の特徴 相対的な傾向性 平成23年度全国児童相談所長会調査



性的虐待・家庭内性暴力被害の特殊性

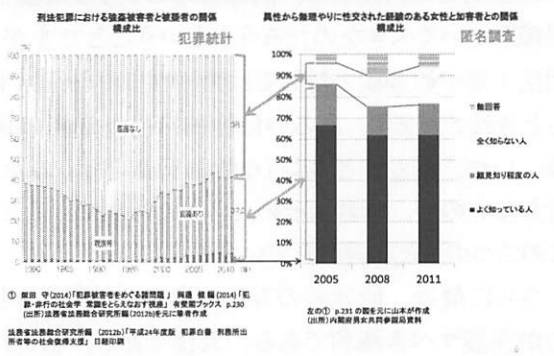
家庭内性暴力加害者の特徴 相対的な傾向性 平成23年度全国児童相談所長会調査



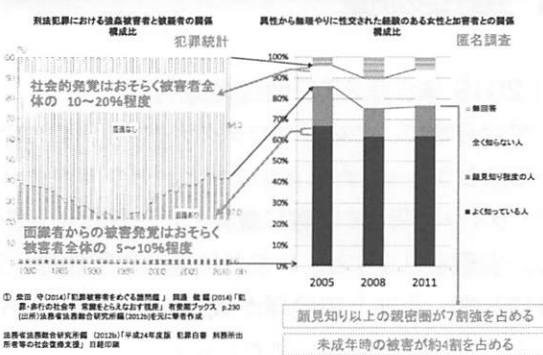
子どもの性暴力被害の実態

7. 誰からも守られず、被害に遭い続けた子どもは、様々な安全や権利を侵害される経験に対して、自分を守るために無頓着・無防備・無反応に被害をやり過ごす態度をとりやすく、結果的にそれ以降の生活・人生で、さらに累積的な多重被害に遭いやすい(被害歴のない一般成人に比べて5倍の被害経験率: Finkelhor)
8. 児童福祉の領域で公式に件数計上されているのは親権者・監護責任者自身による「性的虐待」が主たる相談として発覚した事例だけである。
9. 親権者・監護責任者以外の同居人等による家庭内性暴力被害の実態(監護責任者のネグレクト)は件数把握されていない。
10. 家庭外性暴力被害の実態は警察司法の犯罪統計以外では公式に計上された数値は無く、実態は不明である。
11. 家庭監護から離れたことで発生するSNS等のネット関連の被害と非行に多数の搾取的性暴力被害事案が発生していることが見込まれているがその実態は十分には把握されていない。

状況認識 性暴力被害全体 暗数の大きさ



状況認識 性暴力被害全体 暗数の大きさ



世界ではどれくらいの子どもの権利侵害被害が発生しているか
http://www.unicef.org/publications/index_74865.html

HIDDEN IN PLAIN SIGHT
A statistical analysis of evidence against children

暗数の大きさ

Around 5 IN 10 CHILDREN between the ages of 2 and 14 worldwide (almost a billion) are subjected to physical punishment by their caregivers on a regular basis.

120,000,000人 10人に1人

Around 129 MILLION GIRLS under the age of 20 about 1 in 10 have been subjected to forced sexual intercourse or other forced sexual acts at some point in their lives. Boys are also at risk, although a global estimate is unavailable due to the lack of comparable data in most countries.

平成25年10月1日総務省人口統計推計人口
20歳未満の女性1094万4千人 ⇒ 10%は109万4400人

ユニセフの報告(2014年9月)(日本は信頼性ある数値無し含まれず)2歳から14歳の世界中の子どものおよそ10人のうち6人が養育者からの体罰を受けており、20歳未満の女の子のおよそ10人のうち1人が性暴力被害に遭い、また多くの男児も性暴力被害の危険にさらされていると報告されている。日本もおそらく例外ではない。

「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに！」

雪田 樹 理



雪田：弁護士の雪田です。私のほうからは、司法というところで考えていきたいと思っております。

1 性暴力とは。法はどのような人権を保障すべきか。

性暴力とは何かとは、法律はどのような人権を保障していくべきなのだろうかということですが、司法の場での通説・判例では性的な自由を保障するとされています。あるいは性的自己決定権の保障、いつ、誰と、どのような性的行為を行うのか、行わないのか、それはその人自身の権利であると、この二つのことが言われています。

さらに最近、研究者の方々の間では、性そのものが保護すべき権利である、人権である、あるいは性的人格権という包括的な性に関する権利としての基本的人権としての保障を言われる方もいらっしゃいます。あるいは人格的統合性という考え方、心と体が一体のものとして統合されたもの、その権利の保障という考え方も提示されています。これについての国際的な基準とはいいますと、2009年に国連が出した「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」において、「法は、性暴力は身体の統合性と性的自己決定を侵害するものと定義すべき」という勧告を出しております。これが世界的な基準になろうかと思えます。

2 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

本日のテーマでもあるリプロダクティブ・ヘルス&ライツ、性と生殖に関する健康・権利についてですが、これもこの権利が保障されることが不可欠であることは明白です。このリプロダクティブ・ヘルス&ライツというのは、1994年に国連主催の国際人口開発会議で採択された「行動計画」の中で初めて確認されたことですが、翌年の世界女性会議の「北京行動綱領」の中で、再びその内容が確認されています。

「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」。また、「リプロダクティブ・ライツは、全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、ならびに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康およびリプロダクティブ・ヘルスを得る権利を認めることにより成立している」となっています。

世界人権規約、社会権規約とか自由権規約などがありますが、そういった「人権に関する文書にうたわれているように、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる」とあります。「女性の人権には、強制、差別及び暴力のない性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを含み、自らのセクシュアリティに関する事柄を管理し、それらについて自由かつ責任ある決定を行う権利が含まれている」と明記をされています。

3 現行法の問題

(1) 2019年5月28日仙台地裁判決

では日本で、このリプロダクティブ・ライツについてはどうなったかと言いますと、リプロダクティブ・ライツに関して明確に規定した法律はありません。実態を見ますと、いまだに刑法に堕胎罪、同意堕胎罪、業務上堕胎罪が残っている現状があります。この堕胎罪がいまだに刑法にあることにつ



いては、国連の女性差別撤廃委員会から、削除すべきだという意見も出されています。そのリプロダクティブ・ライツに関して、今年5月28日の仙台地方裁判所の判決によって、憲法13条が保障しているという判断が出されております。知的障害を理由に不妊手術を強制する旧優生保護法はこれを侵害し、違法であったと述べられたということです。ただし実際には、手術から20年たったという除外期間が経過し、また、日本国内でもリプロダクティブ・ライツについて法的議論の蓄積がないことから、国会として立法措置をとっていなかったことが不可欠だというまでは言えないということで、原告の請求が棄却されました。ただ、裁判所、司法が、この憲法13条の幸福追求権に基づく権利と認定した部分は大きな成果ではなかったかと思えます。

(2) 母体保護法14条1項の問題

このリプロダクティブ・ライツに関連する部分で、性暴力被害者の支援に当たっている中で一番問題になっているのが、母体保護法の14条1項の問題です。1項の条文では「医師会の指定する医師(指定医師)は、次の各号の1に該当する者に対して、本人および配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる」となっており、1項目が身体的または経済的な理由等によるもの、2項目は暴行・脅迫等の被害によるものとなっております。母体保護法の規定の仕方は妊娠した女性本人の権利としての規定ではなく、まず医師がどのような場合に人工妊娠中絶を行うことができるかという立場から規定をしております。そして、本人だけではなく配偶者の同意となっておりますので、結果として妊娠した女性自身のリプロダクティブ・ライツが保障されていないという問題が起きているのです。

(3) 嫌疑不十分による不起訴・無罪判決の論理

今、基本的な権利について確認をしましたが、実際の刑法改正等に関連して見た場合に司法の現実はどうなのでしょう。まず、嫌疑不十分による不起訴や無罪判決が多いことは、皆さんの実感に合うのではないかと思います。現在では、強制性交等罪や準強制性交等罪が成立するためには、暴行または脅迫あるいは抗拒不能が必要とされて

おり、それらが認定されず、そのために不起訴になるという事例が多いわけです。この不起訴になっている理由の中で、嫌疑不十分が4割ぐらいです。10年ほど前は2割もなかったのですが、嫌疑不十分による不起訴が増加してきております。

それからもう一つ、不起訴や無罪判決になる理由としては、暴行または脅迫あるいは抗拒不能のようなひどい状態にあり、その実態を裁判所は認定したが、その加害を行った被告人がそのような認識を持っていなかったということがあります。つまり、「そこまで嫌がっているとは思わなかった」「同意をした」と思い込んだ場合、加害者側の故意がないということで立件が難しく、不起訴になる、あるいは起訴しても無罪判決になり、それが無罪の理由になるということが起こっています。

今年3月に4件立て続けに無罪判決が出て、被害者・支援者、皆さんの抗議・批判の声が上がりました。その4件のうち1件は、加害行為自身について、被害者が言っている内容・証言の信用性がないということで無罪になっておりますが、あとの3件については、暴行または脅迫が認められる、あるいは抗拒不能であったことは認められる、しかし加害行為を行った者の認識がない、故意がないというところで確か無罪になっていた事例だったと理解しております。では、なぜこうなるのか。2009年・2011年の最高裁判決で、被害者の証言の信用性について「特に慎重に判断」すべきということが言われました。加害者の証言、被害者の証言、いずれも当然慎重に審議するべきですが、被害者についてのみ「特に」ということが打ち出されたこともひとつの要因です。また、被害者が被害を受けたときに取った行動ですね。なぜ回避しなかったのか、なぜ逃げなかったのか、なぜ大声を出して助けを呼ばなかったのかというような被害者の行動が不自然だとする裁判所の経験則が示されたり、補強証拠という被害者の証言を客観的に立証する物証を要求されるようになり、それ以降、起訴するかどうかの検察の判断がより慎重になっているのではないかと考えられます。昨今の無罪判決をみると、やはり、まだまだ司法関係者、特に裁判官の被害者に関する心理学的、あるいは精神医学的な知見が欠如していると言わざるを得

ないと思っております。

4 更なる刑法改正に向けて

それでは、さらなる刑法改正に向けてどうすべきなのでしょう。もちろん「暴行または脅迫」の要件はなくすべきだと考えております。そもそもの明治40年の刑法が制定された時に、なぜ「暴行または脅迫」が必要とされたか。この当時は、個人の性的な人権が保障されるという考え方は全くなかったわけです。男系世襲制、家父長制の下で、女性は、子どもを産み、家のために子孫を増やす道具であり、結婚する前は父の所有物であり、結婚後は夫の所有物ということで、女性に強い貞操維持義務が課せられていたというところから、強い暴行・脅迫に屈するなといったことから、このような規定ができました。こういったジェンダー平等の視点からすると、この「暴行または脅迫」というのは理念的にもなくしていく必要があるし、性暴力の実態にもそぐわないものです。

(1) 国際的基準との比較

この点、国際的な基準はどうかというところで見ますと、国連のハンドブックでは、性暴力は強制力や暴力を用いてなされるという要件、性器の挿入を証明する要件はなくすべきであると言っています。さらに「明確で自発的な合意」の存在を求め、その立証にあたっては、加害者に対して被害者から同意を得たか否かを確認するための段階を踏んだことの証明を求めるべきであるともされています。あるいは、「強制的な状況」の下で行われたことを要件とし、その強制的な状況は非常に広く定義をするべきなのだと、国連のハンドブックは示しております。実際に「No Means No」、嫌だということは、同意がない、そのことによって犯罪が成立するという諸外国の法制度がありますし、スウェーデンでは昨年、「Yes Means Yes」というふうに呼ばれている新しい法律が制定されていて、自発的に参加していない者との性交等についてレイプ罪とするとされています。さらに、自発的に参加していると思ったけれども、その注意を怠ったという場合は、過失のレイプ罪を導入しているというところまで進んできています。

(2) 性交同意年齢の引き上げ

もう一点、日本の今の刑法の改正の中で大きな焦点になっているのは、性交同意年齢です。SACHICOの具体事案でもわかるように、13歳というのは非常に低すぎます。この刑法定時に13歳と決められた立法経緯は、月経開始時の平均が13歳何カ月であったということで、結婚し妊娠する可能性のある年齢というところから社会的な意味付けで制定されたと聞いています。「同意とは何か」と性的同意についてきちんと理解をし、また、その選択をすることができる場がきちんと設定されている中で合意であったのかどうか、という点こそが必要と思います。

(3) その他の改正すべき点

そのほか、刑法の改正の中で、まだまだ必要とされている部分を項目だけ挙げていきます。

① 公訴時効の停止または撤廃

特に小さい頃に被害に遭った方が成人をし、30代あるいは40代になって、その後、トラウマに苦しんでいる。その方々について、弁護士は「時効でもう無理ですね」としか言えない現状ですが、そこをなんとかするという事です。最近の報道で、幼少期の被害を被害と認識するまでに10年以上かかっている方が2割いるという調査結果も出ていました。実態に即すのであれば、時効の停止あるいは撤廃が必要かと思えます。

② 配偶者間での犯罪が成立することの明示

③ 地位や関係性を利用した性的行為に関する規定

現在では、2017年の改正によって監護者わいせつ罪・監護者性交等罪ということで、18歳未満の者に対する監護者からの規定が設けられましたが、内閣府の調査によりますと、18歳未満で無理やり性交を受けた方の中で、加害者が「監護する者」が約2割、「監護する者以外」が8割という結果が出ております。つまり、現行法でカバーできない被害者の方々がたくさんいらっしゃいます。

④ 刑法改正に伴ってさまざまな証拠に関する手続きも変えていかなければいけない

現在では性虐待の被害を受けた子どもの証言を得るために、検察・警察・児童相談所の三者の協



同面接が行われています。これは法の明確な規定があるわけではなく、運用で行われていて、検察主導で捜査優先になっていることから、被害者の支援の面がおろそかになっているのではないかと指摘されています。それらも含めて、法全体を見ていく必要があるということになります。

5 私たちが求める刑法性犯罪規定改正案(叩き台)

では、どんな刑法改正をすればいいのか。今年の11月29日の院内集会で、刑法改正市民プロジェクトという12の民間団体が集まり、私が所属しております Human Rights Now が叩き台をつくり改正案を発表させていただきました。少しご紹介しますと、強制性交等罪の177条については、「他の者の認識可能な意思に反して、性交、肛門性交又は口腔性交を行った者は、不同意性交の罪とし、3年以上の有期懲役に処す」。そして、「前項の性交等を暴行または脅迫を用いて行った者は、加重不同意性交の罪」として、現行法と同じ5年以上の有期懲役にする。また、性交同意年齢との関係では、義務教育終了年である16歳として、16未満の者に対してそのような行為を行った者については若年者に対する不同意性交の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。こういった基本的な類型として提案をしております。

また、「強制わいせつ」というものも「わいせつ」という曖昧な言葉を使うのではなく、「性的接触罪」にする。これは諸外国では性的接触と性的侵入という法類型がかなり定着してきております。わいせつ概念は使わずに、接触ということにしていくということです。

抗拒不能の場合に関する部分ですが、抵抗できないことについて具体的に、人の無意識・睡眠・恐怖・不意打ち・酩酊、その他の薬物の影響や疾患、障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状態に置かれた状況を利用し、またその状況に乗じて行った者について、同意が不能であること、その人に対する性的接触罪あるいは不同意性交等罪にするということで、178条の提案をさせていただいております。

また179条の2というのは、現在の監護者に対

するもの以外に、監護あるいは介護する者、親族・後見人・教師・指導者・雇用者・上司・施設職員、その他同種の性質の関係にある者が、監督保護支援の対象になっている者に、その影響力があることに乗じて行った場合というような、地位関係利用の性的接触罪や性交等罪を新たに設けてはどうかという提案を叩き台といたしました。

6 性暴力被害者支援法の制定を

刑法の実体法の改正もさることながら、今の犯罪被害者に対する基本法では支援が抜け落ちている性暴力被害者全体を含んで支援をする法律が必要です。被害者の性的な人格権やリプロダクティブ・ヘルス&ライツが保障される包括的かつ総合的なワンストップ支援センターを、立法において制度化する必要があります。内閣府の調査等によっては、現状では、ほとんどの人がそういった支援につながっていないという結果が出ております。しかも全都道府県、性暴力被害者支援のための仕組みの形は一応出来上がっていますが、病院拠点型というのが10カ所程度あるかないかというところで非常に少ない。やはり病院拠点型を基本として、被害直後の心と身体の診断やケア・証拠採取を含む支援、妊娠への対応、子どもや親への支援、それから中長期的な回復支援、そして多言語での対応ができることも含めて、誰もが全国各地でも一定水準の質が確保された支援を受ける権利が、こういった支援法を制定し制度されることによって達成されなければならないと思います。最後に補足ですが、今年の6月にILOが「仕事の世界における暴力とハラスメントの撤廃に関する条約」及び勧告を採択しましたが、やはりジェンダーに基づく暴力とハラスメントというものをきちんと位置付けています。またDV被害者に対する職場の中で被害のケアをし、その影響力を除き、職場の中でDV被害者に対して、いかに働き続けられる環境をつくっていくのかということも提示されております。司法機関、救済機関等の専門性をきちんと確立すべきであるというような勧告も出されていますので、言及させていただきます。

生魚：それでは、少しの短い時間になりますが、登壇者の方三人がそれぞれに、今の発表の中から何か聞きたいことやご意見がありましたらお願い致します。

加藤：特に私は母体保護法の中の、夫・配偶者の同意が必要ということについて、もう少しお伝えしたいと思います。3年ほど前、うちに国連の調査官が来られた時に「日本の法律は配偶者の同意が必要なんです」と言ったら、とてもびっくりされたということがありました。どうも日本だけなのか、夫・配偶者がいる身でレイプ被害に遭い妊娠しても、中絶には夫の同意が要ります。被害に遭ったということを知られたくないケースのほうが多い中で、中絶をしようと思ったら、夫の子でなくても夫の同意が要するという法律です。すると中絶ができないで産むしかないことになってしまう可能性もあります。

なんとかこの法律を変える方向で進んでいくことを望みます。

山本：子どもの被害に関して言うと、法律で性交同意年齢が13歳というのは、見直すべきですよ。同意要件を考えると、全部これに答えられる、分かっていますという13歳の子どもは、日本にそんなにいないと思います。しかし、法律だけがそうなっているのは奇妙なことで、早く見直すべきです。もう一つは、子どもが被害に遭っているけれど、実際は自己責任のように「非行だ」と言われて性的搾取被害に遭っている子どもがたくさんいるのです。この子どもたちを、今のところ、厚生労働省の相談の分類でも性非行とか性的逸脱行動とか不純異性交遊というふうには、当人の過ちであるというイメージで呼んでいます。これは明らかに利益を得ている相手側を匿名化させている呼び方です。性的搾取被害と統一して呼ぶべきではないかと考えています。

雪田：私も、刑法改正と性暴力被害者支援法、二つの法の実現をしなければいけないと思っております。刑法改正については本当にいろいろな論点が言われて、2017年の法制審議会で議論してきま

したが、やはり全体の合意を得ることができなかった、その状況をどう打ち崩していけるかが課題です。その時と今と状況がどう違うか、私なりに考えてみますと、2017年の改正の前の時には、被害事例とか諸外国の本などを委員にお送りしたりと、いろいろな積極的な働き掛けをしましたが、まだまだ被害実態がどうであるのかということが委員の皆さまには理解されていなかったのかなと思います。昨今、日本でも、少しずつではありますが、ひどい判決などをきっかけに声を上げる方々も増えており、被害実態がどうであるのかということを中心にと国に示していく中で、刑法改正を勝ち取っていかねばいけないと思います。

それから性暴力被害者支援法については、これまでも野党が皆さん一緒になって法案をつくり、提示をしてきているところですが、なかなか実現していないところです。昨年度の段階で、被害者支援に関する仕組みが各都道府県に形だけはできましたが、それをさらに一歩進めて、本当に性暴力被害者にとって、安心して相談できる所、そういう制度をつくっていかねばいけない。それは、なんとしても根拠の法律をつくって、そこで支援をする方々も法に基づいて対応できる。そして活動を続けるために、財政的な措置もきちんと確保するというのを、ぜひ実現していくということで、皆さん一緒に力を合わせましょう。

生魚：みんなが、私の心と私の身体は私のものなんだということを感じて生きていけるように、しっかり安心・安全で過ごせる法律を作っていかなければならないということを改めて感じました。ありがとうございました。



☆≡*****☆

私たちが求める刑法性犯罪規定改正案（叩き台）

刑法改正市民プロジェクト
発表 Human Rights Now

2019年11月21日院内集会

☆≡*****☆

改正案

176条 不同意性的接触罪・加重不同意性的接触罪・若年者不同意性的接触罪

- 1項 他の者の認識可能な意思に反して、その者に対して性的接触をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。
- 2項 前項の性的接触を暴行又は脅迫を用いて行った者は、加重不同意性的接触罪とし、3年以上の有期懲役に処する。
- 3項 第1項の性的接触を16歳未満の者に対して行った者は、若年者不同意性的接触の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。但し、16歳未満同士の場合は除く。

（補足説明）

- * 「他の者の認識可能な意思」に関しては177条の説明参照のこと。
- * 現行の性交同意年齢13歳について、性的自由や性的自己決定権が保護法益とされている現在においては、立法当時の女子の妊娠可能年齢という身体的成熟を基準とした考え方は除去されるべきである。
当該性的行為の意味や内容、その行為の結果生じるリスク等に関する知識や理解力を有するであろう社会的成熟度によって設定すべきであり、若年者保護の観点から、義務教育終了年齢である16歳未満が適切であると考え、提案する。
なお、就学前および学校教育における性教育や非暴力の年齢に応じた段階的实施と相俟って若年者の保護を確保していく必要がある。
- * 「わいせつ」はあいまいな概念であるため、構成要件を明確にするため、「性的接触」と定義することを提案する。
「性的接触」とは、性的部位（口、胸、尻、陰部）に接触する行為を指すものとし、性的部位以外の身体（腕や肩・背中など）を執拗になで回す等の行為については、暴行罪の範囲で犯罪とする、あるいは、例えば法定刑を引き下げたセクシュアル・ハラスメント罪を新設して対応することも検討の余地があると考えます。
- * 2項、3項について、行為態様の悪質性及び若年者保護の観点から、但し情状による執行猶予も射程に入れ、法定刑を3年以上の有期懲役として提案する。

改正案

177 条 不同意性交等罪・加重不同意性交等罪・若年者不同意性交等罪

- 1 項 他の者の認識可能な意思に反して、性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」）を行った者は、不同意性交の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。
- 2 項 前項の性交等を暴行又は脅迫を用いて行った者は、加重不同意性交の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。
- 3 項 第1項の性交等を16歳未満の者に対して行った者は、若年者不同意性交の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。但し、16歳未満同士の場合は除く。

*ドイツ刑法を参考に、不同意であることを客観化するために、他の者の認識可能な意思に反した性的行為を処罰とすることとし、認識可能な意思は、明示・黙示（涙を流している場合が典型）に表明された不同意である。

被害者がフリーズして黙示の意思表示が不能だった場合などの扱いは検討課題であり、この提案をまずは叩き台として議論いただきたい。

*量刑について、例えば、不同意性交を5年以上、加重を7年以上とすると、加重の場合に酌量減軽による執行猶予の可能性がなくなる。酌量減軽のある場合を想定するならば、加重を6年以下にする必要があり、「暴行・脅迫」要件のある現行法が5年以上であることから、加重について現行法と同様の5年以上とし、不同意性交罪については3年以上とすべきと考える。

*AV出演強要や売春の強要のような事態も想定し、行った、に加えて「行わせた」を入れることも検討に値する。

改正案

178 条 同意不能等性的接触罪・同意不能等性交等罪

- 1 項 176条1項の性的接触を、人の無意識、睡眠、恐怖、不意打ち、酩酊その他の薬物の影響、疾患、障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を利用し、又はその状況に乗じて行った者は、同意不能等性的接触罪とし、176条2項の例による。
- 2 項 前条1項の性交等を、人の無意識、睡眠、恐怖、不意打ち、酩酊その他の薬物の影響、疾患、障害もしくはその他の状況により特別に脆弱な状況に置かれていた状況を利用し、又はその状況に乗じて行った者は、同意不能等性交等罪とし、前条2項の例による。

*現行法の「抗拒不能」要件は、最高裁判例等で明確な定義がなされておらず、明確性に欠ける。構成要件の明確性確保のためにも、行為者の故意の対象を明確にして自由保障機能を確保するためにも、定義を明確化すべきである。そして、脆弱性に乗じた場合



を網羅的に列挙することにより、被害者を保護する。

これは叩き台であり、これらで網羅されているか、あるいは定義の明確性については、今後の議論・検討が必要である。

* 反対意思を形成あるいは表明できない状況を利用し、あるいは乗じてわいせつ行為や性的行為に及んだ場合には、その者の意思に反するものとみなし、反対意思の形成や表明ができない、又は困難な被害者に意思表示の義務を負わずに保護し、加害者側に同意を得たことの立証責任を負わせる。

* 反対意思を形成あるいは表明できない状況の列挙はスウェーデン法を参考にした。

なお、イギリス法 76 条を参考に、相手を「欺罔」して同意を得た場合について、自由な意思に基づく同意ではないため、一類型として「欺罔」を盛りこむことも検討に値する。

改正案

179 条 監護者性的接触罪・監護者交等罪

1 項 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性的接触をした者は、176 条 3 項の例による。

2 項 18 歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、177 条 3 項の例による。

179 条の 2 地位関係利用性的接触罪・地位関係利用性交等罪

1 項 現にその者を監護又は介護する者、親族、後見人、教師、指導者、雇用者、上司、施設職員その他同種の性質の関係にある者が、監督、保護、支援の対象になっている者に対する影響力があることに乗じて性的接触をした者は、176 条 1 項の例による。

2 項 現にその者を監護又は介護する者、親族、後見人、教師、指導者、雇用者、上司、施設職員その他同種の性質の関係にある者が、監督、保護、支援の対象になっている者に対する影響力があることに乗じて性交等をした者は、177 条 1 項の例による。

* 監護者等性交等罪では、18 歳以上の被害者に対するものや、親族、後見人、教師、指導者、雇用者、上司、施設職員等権力関係にある者が地位を利用した性被害事案に対応できないことから、179 条の 2 を新たにもうける。

参照：現行法

(強制わいせつ)

第七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強制性交等)

第七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強制性交等)

第七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

(監護者わいせつ及び監護者性交等)

第七十九条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じて性交等をした者は、第七十七条の例による。

(未遂罪)

第八十条 第七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第八十一条 第七十六条、第七十八条第一項若しくは第七十九条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七条、第七十八条第二項若しくは第七十九条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。



3. 第22回全国シェルターシンポジウム

午後の部 議員フォーラム

「世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を」

ファシリテーター：高見 陽子 氏 (NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員
ウイメンズセンター大阪事務局)

登壇者：木村 弥生 氏 (自由民主党 衆議院議員)

佐々木さやか 氏 (公明党 参議院議員)

大河原 雅子 氏 (立憲民主党 衆議院議員)

矢田 わか子 氏 (国民民主党 参議院議員)

吉良 よし子 氏 (日本共産党 参議院議員)



高見：まず第1のテーマは、若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについてです。これは現実にワンストップセンターでも起こっていることです。第2のテーマは、困難な問題を

抱える女性への支援のあり方について。これは中間まとめが出来上がりましたので、これについての皆様のご意見をお聞きしたいと思います。第3のテーマは、刑法改正に向けた各党のお考えについて、ご意見を含めてお話をお聞きしたいと思います。

*木村弥生衆議院議員

自由民主党衆議院議員の京都3区、木村弥生でございます。

①若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについて



若年女性に関しては、例えばアフターピルの問題がございます。皆さま、ピルコン(NPO法人PILCON)の染矢(明日香)さんをご存じでしょうか。若年女性への性的な搾取もそうです

が、妊娠・中絶は心と体を傷付けるといったことで、昨年から院内集会を開いております。その際には、大河原先生にもお越しいただき、超党派で進めております。アフターピルのOTC化を進めているところではありますが、今はアクセスがまだまだ厳しいです。何とか進めたいと思っております。



また、児童買春・児童ポルノ禁止法が平成11年に成立致しまして、今回5年ぶりに改正しようと野田聖子先生を中心に進めているところです。まだまだ児童ポルノ禁止法の中で「子どもの性教育」という言葉にするとどうしても抵抗する一部の人がおられます。

「個人の尊厳」「相手とあなたを大切にする教育」「リスクマネジメント」とか、いろいろな言い方があると思いますが、“尊厳をきちんと守る教育”というかたちで進めていくことが必要だと思います。

児童虐待、特に性虐待を受け、自己肯定感を失っている女性がおられる中で、まず「水着で隠すところと口は大切にしようね」ということを、文科省系だけではなく、保育園だったら厚労省、こども園だったら内閣府と、省庁を含めて全部やっていく教育が必要ではないかと思っております。

②困難な問題を抱える女性への支援の在り方について

厚労省でも検討会をやっていますが、ワンストップ支援センターのことなどは内閣府マターなので、省庁の縦割りで漏れているところがあります。このテーマは、政治マターで、厚労省・内閣府共に進めてもらいたいと思っております。

今回、児童福祉法を改正して児童虐待防止に向けての法改正がなされた中、初めてDVのことやシェルターのことが明記されたのはよかったのですが、まだまだ手薄な部分は皆さまもご存じのと

おりです。

そういった中で、自民党の中のワンツー（ワンツー：1is 2many!）議員連盟が、11月28日、性犯罪・性暴力の被害者支援のための予算要望活動で、橋本聖子男女共同参画・女性活躍担当大臣の所に行ったばかりです。まずもって、なぜ被害者が命の危険を感じて逃げ回らなくてはいけないのか、そして、その受け皿が、まだまだ日本は支援が乏しい中で、児童虐待も表裏一体であるということをもっと認識して支援を進めていくべきであると考えております。

③刑法改正に向けて

このテーマについては、先日、院内集会もございました。一般社団法人Spring代表理事の山本（潤）さんはSANE（性暴力被害者支援看護師）という看護師出身でおられて、私も看護師でございますので、その連携もとっております。また、今の法務大臣である森まさこ先生は、こういったことに関して非常に理解をしてくださっていますので、与野党共に超党派で女性の声をしっかり届けていく姿勢で頑張ってもらいたいと思っております。

私の話はここで終わらせていただきますが、どうか皆さん、自民党はおじさんばかりでこういうことには関心が薄いという意識は払拭して、令和の時代は私たち女性議員が一緒になって頑張ってもらいますので、どうぞよろしく願い致します。ありがとうございました。





*佐々木さやか参議院議員

皆さま、こんにちは。公明党の参議院議員の佐々木さやかでございます。選挙区は神奈川県から選出をいただいております。私は弁護士の出身で、弁護士時代からさまざまな性犯罪被害とか、若年女性への性の問題にも関心がございます。議員活動としても一つ政策として取り組ませていただいております。例えば公明党のアダルトビデオの出演強要問題対策プロジェクトチームでは座長を務めてまいりました。



①若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについて

ご参加の皆さまにおかれましては、これまで大変お力を頂いておりますことを心から感謝申し上げます。家庭環境や経済的困窮、性的な虐待を受けていた、また貧困の問題といったさまざまな状況を変えていく必要があると思います。ですから、経済的に困難な子育て家庭への支援とか教育費負担の軽減、また児童虐待の防止、そういったことに総合的に取り組んでいかなければならないと思っております。

それとともに、問題を抱えている女性に対し、早めに問題を発見して適切な支援につないでいく仕組みをつくっていくことも非常に重要ではないかと思っております。例えば、今は学校にスクールカウンセラーさんやスクールソーシャルワーカーさんの配置があります。性的被害に関わっていただくには、まだ課題もあるかとは思いますが、そういった人たちが、家庭の状況を早めにキャッチして必要な支援に連携をしていかなければならないのではないかと思っております。

それから、民間団体の皆さまにお力を頂くこと

も非常に重要です。私はやはり性暴力・性犯罪被害というのは、被害に遭った女性が被害者であり、悪いのは加害者であると思っております。その被害者に対して必要な支援を行っていくことが大事なのだという認識をしっかりと広めていかなければならないと思っております。例えば児童ポルノとか性強要の被害の映像がネットに出ており、これを先生たちが発見をして、高校生に自主退学を迫るといったことが現状まだあるというふうには私は支援団体の皆さんからお聞きしています。教育がきちんとなされるためには、先生方が認識を正しく持っていただくことが大前提ですし、学校現場のみならず、被害者なのだからしっかりと守っていかなければならないのだという認識を広めていくことが必要ではないかと思っております。これは非常に重要だと思っております。

②困難な問題を抱える女性への支援の在り方について

このテーマについては、与党のプロジェクトチームとしてこれまで議論を進めさせていただき、今回、中間まとめをしていただきました。その提言を踏まえて、しっかりと与党として法制度の構築に向けて取り組んでいきたいと思っておりますし、その際には当事者の意思の尊重や、民間シェルターを含む民間支援団体との協力も非常に重要だと思っております。

③刑法改正に向けて

公明党は2019年のマニフェストに「暴行・脅迫要件」について、より実態に即した運用改善または法改正を含めて目指していくと書かせていただいております。この「暴行・脅迫要件」ですが、これからどのように規定していくかということが一番根本の問題かと思っております。実際に岡崎支部判決など幾つか注目されるべき判決がありました。こういったことを踏まえても、やはり現状の監護者性交とか、さまざまなご意見について議論を進めていく必要があると思っております。以上です。

*大河原雅子衆議院議員

皆さん、こんにちは。立憲民主党の衆議院議員の大河原雅子です。東京第21区の総支部長をしています。立憲民主党は、党の綱領に「性別を問わず、その個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等を確立する」ことが明記されています。党の規約としてジェンダー推進本部を設けており現在、私が本部長を務めています。

①若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについて

最近若年女性の被害が増えており、SNSを媒介する被害も深刻化しています。今、被害に遭っている方たちは複雑な家庭環境とか経済困窮の中にいるという問題がございます。こういう方



たちの救済・保護、自立に向けた動きは、ほとんど民間団体しかやっていないという状況を、政府もなかなか認識できなかったのではないかと、あるいは見ているけれども、いわば黙認というようなかたちではないのかとっております。援助交際やJKビジネスと言われるようなものもありますが、性の商品化などは、若い女性だけではなく子どもにまで広がっています。教育現場においても、人権からしっかりと取り組むということをやらなければならないと思います。性の自己決定ということについて言えば、なかなか小さい頃からということが今までできませんでした。包括的な性教育が途上国で行われている、でも先進国の日本では行われていない。それは男性も女性も、そしてまた性はグラデーションですから、一人一人の立場に合った、自分に自信をつけ、高めていける性教育が必要だと思っています。

②困難な問題を抱える女性への支援の在り方について

女性たちの抱える困難な問題は多様化し複雑になっています。女性自立支援の総合的な法律が必要だと思います。

当事者の方々の生育環境からご家庭の中にどのような支援を入れることができるのか、それから当事者本人にとってどのような支援が必要なのか。一般的には、やはり社会の中に根深く刷りこまれているジェンダーバイアスをどれだけ取り除いていくのかということが重要だと思っております。これから先、メディアも含めて、世界水準ということで、ジェンダー中立という視点で全ての施策を見直す必要があります。相談事業や公的機関と民間支援団体との連携などなど課題はたくさんあります。

さらに、この春、児童虐待防止法改正があり、そこでDVの観点から虐待とDVが表裏一体になっているという視点も持ちましたので、DV法にも抜本的な改正が必要だろうと思っております。立憲民主党では先月からDV法改正に向けて、座長は私、事務局長は打越さく良さんで、ワーキングをしております。来年の通常国会、予算が終わる3月ごろには中間の取りまとめを党内で致します。DV法の改正に向けて皆さんとも連携していきたいと思っておりますので、よろしくお祈りいたします。

③刑法改正に向けて

立憲民主党ができた17年12月にジェンダー平等推進本部発足集会を開催し、女性団体の皆様から刑法改正に向けてヒアリング・意見交換をさせていただきました。2018年2月には法制審議会の刑事法(性犯罪関係)部会を再開し、附則の3年後見直しにむけて検討を始めるよう政府に申し入れております。その後山花郁夫衆議院議員を座長に、池田真紀衆議院議員を事務局長にした党刑事法(性犯罪関係)改正検討ワーキングチームを立ち上げ、研究者や被害者支援団体の皆様からご意見を伺い暴行・脅迫要件の緩和などを盛り込んだ素案をまとめました。女性団体の皆さまとも意見交換させていただいた上で、2019年6月に、再度法制審議会の開催と改正を求める申し入れを法務大臣に行いました。立憲民主党は、法律を被害当事者の声を聞いてつくるということを基本に、取り組んでおります。



*矢田わか子参議院議員

皆さん、こんにちは。国民民主党の参議院議員、矢田わか子と申します。私は長く一般の企業で働



いてきまして国会議員になったのは3年前ですが、このシンポジウムには、3回目の参加となります。皆さまの熱を感じながら国会の中でしっかりと頑張っていきたいと思っております。

①若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについて

最近では「パパ活」といったような問題も浮上してきています。これも原因となる背景になるものを私はしっかりと考えていかなければいけないと思っています。母子家庭や単身女性の相対的貧困率は今40%を超えています。貧困状態にある女性たちが増えている中で、貧困家庭の女性たちが安易に援助交際には走らないように、やはり仕組みを強化していかなければいけないと思います。一つには就学・就園・就労への公的支援を充実させるということ。二つ目には何と言っても賃金を上げていくこと、最低賃金の引き上げです。三つ目には、やはり女性に非正規労働者が多いという問題です。非正規ではなくて正規で働ける、そんな世の中を目指さなければいけないと思っています。

皆さま、新宿や渋谷区に、今、「Tsubomi Café」という巡回バスが回っているのをご存じですか。私も一度訪ねたのですが、家出した女性たちをそのバスに呼んで、スマホの充電をさせたり、「ちょっとコーヒー飲んでいきや」と声をかけたりしていく。ピンクの大きなバスです。待っているだけでは駄目なので、街の中に出て活動をしている方々で、素晴らしいなと思います。国がやれないところを、NPOや市民団体が協力していただいているのだと思いますので、そういった方々と協力をしな

がら、支援をしながら、予算も付ければ、もっと彼女たちの本当の悩みに寄り添えるのではないかなと思っております。

②困難な問題を抱える女性への支援の在り方について

今回、中間取りまとめが出たことを私は高く評価しなければいけないと思っています。私も厚労省から、説明を受けました。特に皆さま方が一生懸命に携わっていらっしゃる婦人保護事業ですが、人・もの・金、よく3資源と言いますが、どれも足りていませんよね。相談員の数も足りないし、施設も足りない、予算だって付けていません。複雑になってきているいろいろな悩みの相談にあたって、今までの延長線上だけでは、もう解決できないと思っています。

特に中間報告書では、新たな女性自立支援法の根拠法の必要性の明確化が求められています。従って、今までの延長線上、売春防止法だけでは足りないんだということは、一つ明らかになっていると思います。立法府の立場にいますので、皆さんと連携しながら、ぜひ立法を進めていきたいと思っています。

③刑法改正に向けて

ここでの問題点は、皆さまとずっとお約束している被害者支援法についてです。法案は今回も内閣委員会につるしのまま、結局、開いてもらえませんでした。とにかく本丸である被害者支援法、せっかく野党共同で提出しているものを国会で8回スルーされていますし、ほかにも皆さんから、この3年間で新たに頂いている課題もあります。それをしっかりと受け止めて、バージョンアップして、また野党連携で再提出をしていきたいと思っています。最後に、先日フラワーデモに初めて参加しました。声を出したくても出せない人がこんなにいるのだと実感しましたので、そういう方々がしっかりと声を上げていけるように頑張っていきます。今後ともよろしくお願ひします。

*吉良よし子参議院議員

皆さん、こんにちは。日本共産党東京選出の参議院議員、吉良よし子です。

世界では台湾をはじめ取り組みが進んでいる一方で、日本ではなかなか取り組みが進んでいないことを突きつけられて、また、なくなる被害の実態に本当に悔しい思いを新たにしているところです。



①若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みについて

AV・JKビジネスに共通するデジタル性暴力被害、これを防ぐ対策が本当に急がれていると思っています。画像や動画の削除は今ではできるようにもなっているのですが、相談に行っても削除方法を教えてもらうだけで、実際の削除は被害者自身がやらなくてはいけないのが現状です。見たくない画像や動画を見なくていけない、そういう被害もあることをPAPS（ポルノ被害と性暴力を考える会）の皆さんから聞きました。こういった課題も解決しなくてはいけないのです。

②困難な問題を抱える女性への支援の在り方について

若年女性の被害の根本にあるのは、貧困・虐待だと思います。この問題に対して、最低賃金引き上げ、非正規の正規化、あと学費の問題もあります。学費を値下げしていくこと、奨学金の給付を増やしていくこと、今、返済している人たちの救済をもっと抜本的に増やしていくこと。いざ奨学金を返すとなって返せないときに、自分の体を売る道に走ってしまうような子が多いという話も聞いていますので、対策が絶対に欠かせないと思っています。

問題は、こういう困難に追い込まれた女性が支援にたどり着かず、孤立してしまうことだと思います。とりわけ売春防止法により、支援が必要な対

象者であるにもかかわらず、違法行為を行った者と見なされてしまうことは本当に問題です。中間まとめで、この売春防止法というのを廃止し、新たな女性支援の根拠法が必要だという動きがありますが、それは進めていきたいと思っています。その立法化にあたっては、支援にあっている皆さんの声をきちんと取り入れる作業が必要だと思いますし、同時に、性暴力被害者支援法の成立も目指したいと思っています。

③刑法改正に向けて

2017年に110年ぶりに改正されたにもかかわらず、今年相次いで無罪判決が出されている現状にとっても悔しい思いをしています。フラワーデモ、私もずっと参加し続けていますが、あの判決はひどい内容だったと思いますが、結局、裁判官の経験則に左右されすぎる現状の刑法では、もう限界で、改正待たないだというのは間違いないと思います。

日本共産党としては、この夏の参院選で、この刑法については暴行・脅迫要件を撤廃すること、同意要件を新設することを政策として掲げております。一刻も早くこれを議題にし、これを持って法務省に刑法改正を迫っていきたく思うだけです。併せて、公訴時効の撤廃問題や、被害者目線での刑事手続の改正という問題など。課題は山ほどありますが、一つ一つ改善していきたいと思っています。何より保護法益は、やはり人間の尊厳、心身の完全性であり、それに対する侵害行為が性暴力であるということ捉えて、そういった視点での刑法改正は何より必要だと思っています。最後になりますが、皆さんの声が政治を動かす力です。フラワーデモに参加する中で、27年前に被害に遭ったけれどもこのことを初めて話す、話した自分を誇りに思うと言った方のスピーチに私は心を打たれました。この言葉は、今まで言えなかった、言っても聞いてもらえる場がなかったことを示していると思います。だからこそ、困ったときにSOSが出せる社会、個人の尊厳、自己決定権、自分自身を大切にできる社会に変えていくことを目指して力を合わせて頑張りたいと思います。



*福島瑞穂議員からのメッセージ

(読み上げ)

まず若年女性の性的搾取の予防に向けた取り組みですが、やはり教育の現場で人権教育、性教育、そして自分をリスペクトできる教育が必要です。またメディアや広報など、女性を性的対象として扱うことをやめていきたいと思います。野党は性暴力被害者支援法案を国会に提出しています。子どもシェルターを見学したり、若草プロジェクトの話を知ったりしました。若い女性のためのさまざまな取り組みをしている人たちがいます。そのことをもっと支援する仕組みをつくっていきます。

次に女性の包括的な支援制度をつくる必要があります。厚生労働省の中間まとめは、売春防止法そのものの問題点や婦人保護事業の見直し強化など、多岐にわたる点についてまとめをしています。売春防止法そのものの見直しとともに、婦人保護事業に関して、法制度を含め、改善していく必要があります。医療的ケアや精神的ケア、長期的な支援を含めた包括的な支援制度をつくっていきます。売春防止法の改正、DV防止法の改正に皆さんと一緒に取り組んでいきます。

高見：それではここで、性暴力救援センター大阪 SACHICO の代表と理事も登壇させていただき、議員の皆さんと一緒に議論を進めていきます。

加藤：さきほどの話の中に、「パパ活」の話題がでました。この「パパ活」は、中学生にすごく広まっているものです。一応、「パパ活」なので、性的なことは何もしない、手を出さない、ご飯を食べて、話をして、時には映画を見るだけ。そういったスタンスでいけるよという話が友達の間で広がって、それを信じて乗ってしまう子どもたちが結構多いのです。そのうち、当然ですが襲われる、そして「嫌だ」と言ったら殴られたりといった被害に遭う子どもたちが増えています。実際に、妊娠してしまう例もあります。

今回出したのは、二十歳を過ぎている女性で、かなり本格的にそういう交際をしている人です。彼

女は5万円の契約で出会って、ホテルに行って、性的なことをされて嫌な思いをしたんだけどもしようがないと思って、「じゃあ帰る」と。帰り際に「じゃあ、これ」と言ってもらう。彼女は何か変だなと思ったわけです。そこで、すぐさま目の前で開けたのです。なかなかしっかりと縛ってあって、なかなか開けなかった。そのうち相手が逃げそうになったので、とにかく慌てて出したら手紙と10円が入っていた。それで、「ちょっと待ちなさい。約束が違うでしょう」と言ってひっ捕まえたけれども、振り払って逃げられてしまった。そして、しわしわに破れた紙が残っていたわけですね。この文章。もう悔しくて、うちへ来たんです。「本当に悔しいね」と言って、何とかならないかなと。文章を読みますね。

売春お疲れ様、マンコ美味しく戴きました。交通費込のお手当て「10」を同封していますので、お受け取りくださいませ☆だとならないので、倍の10入れておきましたよ。パパカツでは性交をする前にお金を受け取らないと、パパは絶対にお金を払いません。警察に駆け込まれても売春そのものが違法行為なのでお手当ては支払わなくてもパパ側が処罰を受けることも一切ありません。パパカツと言えども、あなたがやっていることは援助交際の売春婦(慰安婦)です。家族・友人にばれたら軽べつされることです。あなたの顔写真ほメクラでアップロードしてサーバーに保存済み、SEX映像もCCDカメラで盗撮されているが流出しないので自己責任の授業料と思って引き下がるようにね。体を売るしか能のない貴方はせいぜい、臭いおじさんに体を売る援助交際「障ドカタ」を頑張ってね。若さしか価値のない貴女の健闘を祈る！！

パパ活女子からしるし 福島のグループ共通書式

こういうのがネットで出回っているらしいです。実際に、「パパ活」で被害にあい、あげくに契約金ももらえなかった事案もあり、警察につなげたこともありますが、強行犯係でも「やっぱり難しいなあ」という返事だったのです。警察的にも法律的にも今の段階ではどうしようもない、難しいというのが現状です。この問題には、やはり貧困がペー

スにあります。バブルがはじけて以降、30～40代の親が貧困なので、その子どもたちの世代はそのまま貧困を引きずっています。大学も、そういった援助交際的なことをしなければ学資もうまくいかないし、クラブ活動もできないといったような状況があります。そして、今の中高生がそれに引き続く部隊として同じような活動をしているわけです。そういった子たちに、性教育が必要ですが、まずは現状からこの子たちにどう関わり、その子どもたちの力を付けていくのかという問題を考えないといけないと思っています。その入り口として、渋谷のバスで今必要なものを提供するという活動があります。アメリカでもカナダでもそういうことをしています。とにかく要るものとは何か。コンドームと食べるものと、もう一つは薬を使うための安全な針を出すといったこともしているようです。

日本にもそうして集めると、子どもたち、あるいは若者たちがぎっしりいます。SACHICOに来る子どもたちだけでもかなりいます。そういう人たちをどう見つけて、どう支援につなげていくか。支援するという中身はその子どもたちの自立の力を付けていくことです。ですから、その場だけのものでは駄目です。そういった意味での入り口の一つは、私は性暴力の被害者のためのセンター、性暴力救援センターが入り口の一つになると思うのです。そこから次へどうつながっていくのかなどなども、しっかりと考えていく必要があるのではないかと思います。



雪田:先ほどの「パパ活」で性被害にあい契約金ももらえないという事例において、被害者の女性はだまされている

わけです。そういう欺罔(ぎもう)による場合は、それは本来の同意ではないというところで、きちんと盛り込むかたちにしていくべきではないかと考えております。

それと、ぜひ、国会議員の皆さまに考えていた

だきたいと思っているのは、今日出された論点の一つで、困難な問題を抱える女性たちに対する新たな制度・時期ということがございます。その資料の中で支援の将来のイメージが揭示されているのですが、残念ながら、性暴力救援センターというものの位置付けがどこに向いてくるのかということが不明確なのです。SACHICOからの報告にもありましたとおり、性暴力救援センターに駆け込んでこられてつながってきている子どもたち・大人を含め、本当に困難な問題を抱えている女性たちへの支援が、そこに集約をされているという現実があります。それを踏まえた枠組みというものも、ぜひ検討していただきたいと思っております。



高見:短い時間ですが、問題提起をしていただきました。ぜひご回答、ご意見などをどうぞ。

佐々木:ありがとうございました。これからの新しい制度をしていくにあたって、支援センターをどのように位置付けていくかというのは大事な視点だと思いますので、ご指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。最初にご紹介いただいたパパ活の事例については、そういう欺罔による合意という場合について規定をするということがないと、現行法では、おそらく解決はできないだろうと思いますので、そこも重要な視点かなと思います。

それから、そういう売春のような行為をする女性が悪い、それが責められるべきなのだという思想がこれまで日本の社会にあります。それが根強く、男性の側はそれを自分の都合のいいように理屈として使う。こういう人たちが出てくるというのも、私は根本の問題として変えていかないと



ないと考えております。売防法の改正の課題もありますが、性被害に遭うような状況に陥った女性にはいろいろな背景があり、支援されるべき被害者

なのだということを前提として、いろいろなことを発信していく、また改正して議論していくことに私は努力していきたいと思っております。

大河原：若年の子どもたちへの性暴力というのは、あってはならないことです。男女平等参画施策の中に女性への暴力禁止、根絶をする、それと同時に別の章立てがあって、子どもへの性暴力をなくすということがありました。親のところには社会政策としていろいろな政策を打つことができると思いますが、その子どもというところは、中々見えにくく届かないところだと思います。加害をした人に対する対応（法整備）をしっかりとやることで、こうしたことは犯罪であり許されないのだということを社会的に認識させていく。そういうメッセージを強く発信することが必要だと思います。児童買春や児童ポルノの問題や、どのような人権教育が必要なのか。自分を大事にする自尊教育といったものも大事だろうと思っています。リプロ教育がなかなか一般的にも行われていない中で、アサーティブ教育などが、特に欠けてしまうのではないかと思いますし、一般的には、やはり社会の中に根深く刷り込まれているジェンダーバイアスをどれだけ取り除いていくのかということが重要だと思っております。

上履きが買えないとか、本当に今どうしても必要なわずかなお金が欲しい時、子どもが自分でお金を借りられるようにする、グラミン銀行の子ども版みたいなものが民間の力でつukれないかなと、今、ひらめきました。

矢田：やはり売防法の盲点であるところの法整備を私たちは急がなければいけないのだなと自覚しました。法律は時代とともに変わっていくと言われ

ますが、女子中学生、13～15歳の子たちがする「パパ活」など、想定していない時代に売防法はできていますので、今の時代に合った法体系整備をやっていかなくてはいけないと思います。今、生きていくだけでも大変な子どもたちもたくさんいます。学校にも通えない。また友達がある程度好きにファッションを楽しんだり、スマホを持っていたりすると、自分も同じようにしたいと思うわけですね。そうしたときに、それを満たしてあげるためにはどうすればいいのか。

例えば、勉強したい子どもたちに勉強させられるような環境づくりが必要だと思いますし、せっかく大学に行っても、借りた奨学金で首が回らなくなって、返すだけで精いっぱいの子もたくさんいるわけです。安倍政権になって給付型奨学金を増やしましたといっても、たかが2万円です。本当に勉強したい子どもたちにはしっかりと給付型の奨学金を増やすとか、そういう取り組みが必要だと思います。

また、時間軸で見ると、これから先を見たときに、支援センター、SACHICOさんをはじめワンストップセンターの存在は素晴らしく大きくなっていくと思います。ただ、今年は腹が立つことに予算が削られたんです。執行率300%までいっているにもかかわらず、といった矛盾を、私たち野党も指摘していきますが、ぜひ皆さま方と一緒に声を上げないと変わりません。また、「Tubomi Cafe」巡回バスといったような、自主的に少女たちを救おうという出先の支援センターみたいなもの。ああいった活動をしている方々にもしっかりと予算配分をして、皆さんで支えていかなくてはいけないのではないかと思います。

中間取りまとめは今出てきたばかりなので、これからです。これが本当に実効性が上がるように、私たちも議論に参画していきたいと思っております。

吉良：先ほどお話があった欺罔をして同意を得た場合も同意不能等性的接触罪等々にすべきだというのは、すごく重要な指摘だと思っています。先日、日本共産党として、性暴力被害支援団体のみなさんと懇談をして、性的同意の話題になった際、AV被害の場合は契約書にサインしただけで同意ありと見なされてしまうこの矛盾は何なんだというお

話もききました。そういうところを考えると、こういうAV被害も、「欺罔をして同意を得た」という範囲に含めていくことも可能になっていくのかなと思いました。こういった点を法の中に位置付けていくことは非常に重要なことだと思ったしだいです。あと、この性暴力救援センターをきちんと位置付けるというのは大事だと思っています。この問題で言えば、政治が間に合っていないところを民間の皆さまが何とか網の目で支えている、というのが実態だと思います。

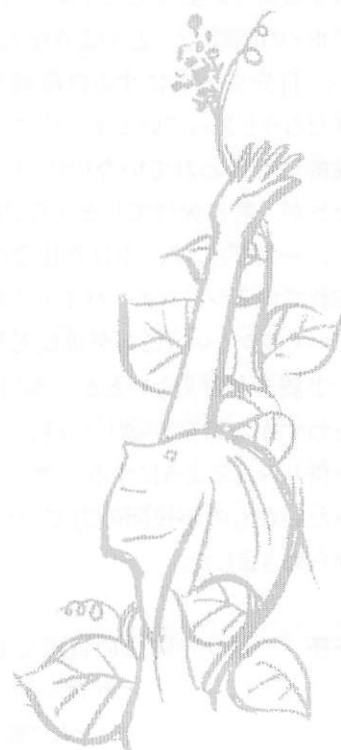
私は『東京貧困女子。』や『本当の貧困の話しよう』などの本を読んだ時、そうだなと思ったのは、当事者の力という話です。被害に遭った女性自身、男性自身が被害を乗り越えていったとき、一番当事者力が発揮できるのが、そういう被害に遭った人たちの支援に回るときだと。「実体験、自分も経験しているからこそその目線、立場で、今、困っている子たちに寄り添い、支えるアドバイスができていく」みたいなお話が書いてあったのは、非常になるほどなと思いました。そういう意味では、民間の支援組織は被害に遭った当事者が、この社会で自分らしさを取り戻して生きていく大事な雇用の場にもなり得る場所の一つだと思うわけです。そういうところに対しても、もっと公的支援を充実させたいと考えております。

今朝、台湾でしたか、月3,000万円の公的支援ということでびっくりしましたが、それぐらいの支援をきちんとすることで、取りこぼされている人をなるべく減らしていく、孤立させない。声を上げられる、困ったら「助けて」と言える社会をつかっていかなければいけないと思います。共に頑張りましょう。ありがとうございます。

高見：ありがとうございました。ものすごく熱い思いをお聞きしてうれしかったなと思います。10代の子どもたちと話をしますと、「どこの党がよくなったら日本はよくなるの」とか、「私たちの将来がいいの?」とか聞かれます。どこの党と言われると、ちょっと返事に困ったりして、結局、自分たちがしっかり見極めるという目を持っていくということしかないわけです。これだけ学校に行くにも何をするにも貧困の問題があり、そういうゆとりもない生活の中



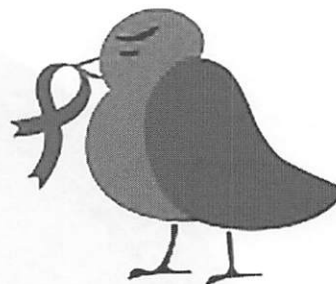
で、どこまで政治に興味を持っていくのかというのは、日々私たちが活動をしながら感じているところです。こうして与党・野党関係なく、こういう会で私たちの声を聞いてくれる、現場の声を聞いてくれる所に参加していただくことが、もう本当に一番うれしいことだと思っています。どうもありがとうございました。





NPO 法人全国女性シェルターネットとは

女性や子どもに対する暴力の被害を受けた当事者を支援する全国のシェルター等を運営する団体の相互連携協力を促進し、暴力のない社会の実現に寄与することを目的として1998年に設立された支援団体のネットワーク。アジアシェルターネットワーク（ANWS）の理事団体として、直接支援から国への提言までを担う。



第4回世界女性シェルター会議参加報告集

（第22回全国シェルターシンポジウム2019 in東京）

NPO法人 全国女性シェルターネット

2020年3月発行

<http://www.nwsnet.or.jp/>

office@nwsnet.or.jp

後援：内閣府、厚生労働省、外務省、文部科学省

この事業はWAN基金から助成を受けています

平成31年度東京ウィメンズプラザDV防止等民間活動助成対象事業

Wait No More







私たちは、もう待たない



Wait
No
More

～世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を～

第22回
全国シェルターシンポジウム
2019 in 東京

当日配布資料

日時：2019年12月8日(日)
場所：東洋学園大学フェニックスホール
主催：NPO 法人全国女性シェルターネット



目次

大会タイムテーブル	2
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長からのメッセージ	3
主催者挨拶	4
シンポジウム	5
「第4回 世界女性シェルター会議報告」	
会場近くの飲食店・コンビニmap	18
会場内のお昼ごはんmap	19
パネルディスカッション	20
「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに！ ～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～」	
議員フォーラム	23
「世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を」	

シェルターシンポジウムご参加にあたってのお願い

- 参加者のみなさまには一切の撮影、録音をご遠慮いただいております。「撮影許可」の腕章をしたスタッフおよびメディア関係者のみが、参加者が特定されない範囲での撮影を行います。シンポジウムの記録につきましては、別紙にてご案内の報告集をご活用ください。
- シンポジウムのチラシや当日プログラムなどを含むすべての配布物は、コピーやスキャンによる無断での転記、転載、二次利用をご遠慮いただいております。
- 携帯電話・スマートフォンなどはマナーモードにさせていただくか、電源をお切りいただきますようお願いいたします。
- フェニックスホール客席での飲食はご遠慮ください。
- 議事・運営の円滑な進行を妨げる言動が確認できた場合は、主催者側の判断で、退去を求めるとともに、損害賠償責任を負って戴くこともあります。さらに場合によっては業務妨害罪として刑事訴追することもあります。

大会タイムテーブル

10:00~12:00 シンポジウム

「第4回世界女性シェルター会議報告」

ファシリテーター：北 仲 千 里

(NPO法人全国女性シェルターネット代表理事)

報 告 者：山 崎 菊 乃 さん

(NPO法人女のスペース・おん代表理事/北海道ウイメンズ・ユニオン副執行委員長)

松 本 和 子 さん

(NPO法人女性ネットSaya-Saya 代表理事/社会福祉士/精神保健福祉士)

沼 崎 一 郎 さん

(東北大学大学院文学研究科教授)

12:00~13:30 休 憩

13:30~15:00 パネルディスカッション

「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに!
～性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて～」

ファシリテーター：生 魚 か お り さん

(NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員/
ウイメンズセンター大阪事務局/アロマセラピスト)

登 壇 者：加 藤 治 子 さん

(阪南中央病院産婦人科医師、性暴力救援センター・大阪
SACHICO代表)

山 本 恒 雄 さん

(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員/
性暴力救援センター・大阪SACHICO 理事)

雪 田 樹 理 さん

(弁護士)

15:00~16:00 議員フォーラム

「世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策をつくるために」

ファシリテーター：高 見 陽 子 さん

(NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員/
ウイメンズセンター大阪事務局)

登 壇 者：超党派の国会議員のみなさま



文部科学省総合教育政策局男女共同参画 共生社会学習・安全課長からのメッセージ

まず、台風第19号をはじめ、本年発生した災害によって被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された方々が一日も早く平常の生活に戻れますよう、心からお祈り申し上げます。

本日は、「全国シェルターシンポジウム2019 in 東京」が多くの方の参加を得て開催されることを心よりお祝い申し上げます。本シンポジウム開催にご尽力された実行委員の皆さまをはじめ、日頃からDV、性暴力等の被害防止、被害にあわれた方の支援活動等を全国各地で行っていらっしゃる皆様に、深く敬意を表したいと思います。

文部科学省では、第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりや対策等の推進に取り組んでおります。今年度もJKビジネスやアダルトビデオ出演強要問題等の若年層に対する対策の強化に向けて、関係省庁との連携により相談窓口の情報や事例等をまとめた啓発資料を作成し、教育委員会や大学へ配布するなど、広く取組を推進しているところです。

今後とも、若年層を含む女性への暴力の根絶に向けて、教育や学習振興の観点から取組を進め、男女共同参画社会の実現を図ってまいります。本シンポジウムの成功と皆様のご健勝を心より祈念しております。

主催者挨拶



ひとりじゃない!

NPO法人全国女性シェルターネットワーク代表理事

北 仲 千 里

前回、シェルターシンポジウムのお会いしてからの1年間、皆さまどんなふうにお過ごしだったでしょうか。昨年の時も、シンポジウム開催地北海道の地震や、西日本の豪雨や関西の台風被害などの自然災害を目の当たりにしながらの開催でした。その後のこの一年、また全国で多数の、広範囲の災害が起きてしまいました。国内外で、建物や産業の破壊、人命が失われただけでなく、私たち多くの人の心にも、災害によって受けたダメージが重なり続けているように感じます。

そしてまた、私たちにとっては、DVと児童虐待が重なった、非常に残虐な、悲しい事件がいくつも起きた1年でした。千葉県野田市の事件について、当初の報道が母を虐待の加害者としてのみとらえることが多かったことに、私たち支援関係者はいてもたってもいられず、シェルターネットとして「これは、DV事件です」という声明を2月に公表しました。その声明はかなりの反響を呼び、その他の事件についても、「DVと児童虐待」という切り口から報道されたり、考える催しがもたれるようになり、法改正や、虐待対策の見直し、統計の把握などの動きが作られました。

同時に、これほど問題の重要性が注目されているにもかかわらず、財政難・人材難から民間シェルターが活動を停止したり、縮小するところが出てきました。そんな中、政府も「民間シェルターは重要な社会的資源」としての位置づけを初めて表明し、支援の方針が作られました。そして、永年、日本のDV政策、とくに被害者相談支援の土台となってきた、売春防止法に基づく婦人保護事業の見直しも、政府においてとうとう着手されました。全国女性シェルターネットは、これら内閣府・厚生労働省の検討会において意見を表明し、また、厚生労働大臣あてに要望書を提出して、現在のDV対策では十分ではなく、地域によってはむしろ劣化しているということを訴えてきました。

さて、今回のシンポジウムは、11月に第四回世界女性シェルター会議(4WCWS)があり、日本からも100名を超える人が参加したため、国内大会は1日だけの開催です。東洋学園大学のご厚意により、会場を使用させていただきました。感謝申し上げます。

4WCWSでは120ヶ国からの人が集まり、たくさんの元気や勇気、刺激をもらいました。世界会議を通して、また、DV虐待事件や#me, too、性暴力問題への多くの方の関心、反響をみても思うこと。それは、私たちは、ひとりじゃない、ということ。被害を受けている女性は、あなたひとりじゃない、私ひとりじゃない。そして、そのことを許されないことだ、なんとかしなくては、と思っている「私」もひとりじゃない、ということ。つながらなくちゃ。つながって、ともに考え、行動すれば、命は守られる、状況は変えることができる。強くそう思います。



シンポジウム (10:00~12:00)

「第4回世界女性シェルター会議報告」

●プログラム趣旨

このプログラムでは、2019年11月5日~8日に台湾・高雄市にて開催された第4回世界女性シェルター会議について、当法人代表理事・北仲よりその全体像について解説し、そのあとで参加した3名の報告者からお話を聞きます。現地での様子がわかる動画もご用意しておりますので、台湾の熱気を感じてください。

●登壇者紹介

ファシリテーター：北 仲 千里

(NPO法人全国女性シェルターネット代表理事)

プロフィール▶ 1998年、名古屋大学大学院文学研究科博士後期課程修了。専門は社会学。1997年ごろより「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク」設立にかかわる。2007年から広島大学ハラスメント相談室准教授。NPO法人性暴力被害者サポートひろしま代表理事を務める。共著に『アカデミック・ハラスメントを解決する』（寿郎社 2017年 横山美栄子 共著）などがある。

報告者：山崎 菊乃さん

(NPO法人女のスペース・おん代表理事／北海道ウィメンズ・ユニオン副執行委員長)

プロフィール▶ 女のスペース・おんは1993年、女性の人権団体として札幌で発足しました。名前の由来は女（おんな）から名（な）を取り除いた、名のない女たちのネットワークという意味です。1997年に民間シェルターを立ち上げました。私は1997年にサバイバーとしてシェルターに避難し、2004年から女のスペース・おんのスタッフになりました。現在は代表理事として、DVシェルターと労働組合を活動の両輪として女性に対する暴力根絶を目指して、相談・保護・自立支援・啓発・調査研究等の活動をしています。昨年は札幌で第21回全国女性シェルターシンポジウムを開催しました。



【メッセージ】

私は一昨年、台湾で開催されたアジアシェルター会議に参加しました。私にとっては初めての国際的な会議で圧倒されっぱなしでした。その時に、日本は性暴力被害女性への支援制度がなんて貧弱なのだろう、と強く感じました。しかし、日本では現行法や制現制度が世界的に遅れているという認識が、行政にも私たちにもありません。このため、昨年札幌で行った全国

シェルターシンポジウムでは、世界のスタンダードを紹介させていただきました。

今年は国際大会ということで、欧米諸国も加わり各国の情報を知るにつれ、さらに日本の法制度の改革の必要性を感じました。しかし同時に世界的な女性運動に対するバックラッシュが押し寄せていることもわかりました。



私の大会報告はバックラッシュに関するワークショップに関して行います。本ワークショップでは主に中絶に関する特にヨーロッパの事情を学びました。また、質問のコーナーでアジア・アメリカの状況についても知ることができました。

様々なバックラッシュに対して、私たちは何ができるのか、考えたいと思います。

報告者：松本和子さん

(NPO法人女性ネットSaya-Saya 代表理事／社会福祉士／精神保健福祉士)

プロフィール▶ 精神科ソーシャルワーカーとして勤務後、2000年6月、DV被害女性と子どもの支援団体として、女性ネットSaya-Sayaを設立。2008年NPO法人化。現在、DVカウンセリング、グループワーク、母子同時並行心理教育プログラム「びーらぶ」、などを担当。他に、各地域での、DV被害者支援養成講座講師、びーらぶインストラクター養成講座講師。千葉市ケース検討会議スーパーバイザー、内閣府DV等の被害者のための民間シェルター等に対する支援の在り方に関する検討会に構成員として参加。



【メッセージ】

「平等と経済的エンパワメント」

11月7日(木) 本会議9:15-10:15でのシンポジウムを分かち合いたい。

シェルターを出た後の女性たちの自立支援について、企業とのコラボ、若年女性の支援など各国の取り組みを紹介。日本においても、シングルマザーの生活支援は困難なものがある。各国の取り組みを参考にしながら、私たちに何ができるかを模索したい。

併せて、面会交流のシステムや、支援者のセルフケア、表現活動など分科会の分かち合いで感じたものなどを分かち合っていきたい。

**報告者: 沼崎 一郎 さん**

(東北大学大学院文学研究科教授)

プロフィール▶ ミシガン州立大大学院修了 (PhD)。東北大文学部講師、助教授を経て、2004年より現職。専攻は文化人類学、東アジア研究、男性性研究。著書に、『「支配しない男」になる 一別姓結婚・育児・DV被害者支援を通して』(ぶねうま舎、2019年)、『改訂増補版 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント対応ガイド—あなたにできること、あなたがすべきこと』(嵯峨野書院、2005年)、『なぜ男は暴力を選ぶのか—ドメスティック・バイオレンス理解の初歩』(かもがわブックレット、2002年) など。

**【メッセージ】****シェルター運動と「男性」**

2日目および3日目に行われたワークショップのなかで、特に、カナダのアルバータ女性シェルター会議が行っているスポーツ選手とスポーツ少年向けのジェンダー暴力防止教育プログラム、台湾のガーデン・オブ・ホープの「V-Men」プロジェクト、アメリカのドメスティックバイオレンス・ナショナルリソースセンターが行っている「ACE-DV」プロジェクト、そしてオランダのラトガースという組織の支援の下でインドネシアで行われている男性加害者プログラムに注目し、私が学んだこと、私が問題だと思ったことを報告します。スポーツとジェンダー暴力の関係は、日本でも問題になっており、カナダの取り組みは参考にできることが多いと思いましたが、果たして日本の学校スポーツに取り入れられるものかどうか、皆さんと議論したいと思います。台湾のガーデン・オブ・ホープの男性プロジェクトは、とてもおもしろいものです。どうおもしろいかは、当日のお楽しみにしてください。アメリカの「ACE-DV」プロジェクトは、子ども時代にDVを体験した大人たちが社会に向けて発言しようとするもので、特にDV体験を「活かして」非暴力な社会人になった経験の語りというのは、DVに晒されている子供たちへのロールモデルを提供するという点で、とても有意義だと思いました。最後に、インドネシアの加害者プログラムについては、大いに問題だと思うことが多く、それはなぜかをお話したいと思います。

第4回世界女性シェルター会議 (4WCWS) 報告

北 仲 千 里

○世界女性シェルター会議とは

主催 / グローバル・女性シェルターネットワーク (GWSN)

現地主催団体 / Garden of Hope Foundation (財団法人 励馨社会福祉基金会)

台湾実行委員長 紀恵容 (Garden of Hope 理事長)

今回、初めてアジアで開催。今回、世界120ヶ国以上から1400人を超える参加者があり、3日間の会議(全体会議、分科会、懇親会)とサイドイベントが開かれた。学者や政府関係者による会議ではなく、世界各地でDVや性暴力などの被害者支援に関わっている現場の人どうし、つながろうということを目的とした会議。今回も、(専門家や政府関係者も来たけれど) 被害者による証言や、活動家、支援者がたくさん参加して、報告や発言をしていた。

今回の大会テーマは、「Impact * Solidarity (インパクト、連帯)」。

① (大会の報告に入る前に)

「女性に対する暴力」対策～世界の主なトレンド

(1) 全般的な傾向

加害者処罰「DV罪」など・・・処罰の枠組みの上での加害者「処遇」や「教育」

保護命令 「通常保護命令」「緊急保護命令」

リスク評価・リスクマネージメント

24時間ホットライン

シェルター: 「緊急」から「中期」(ステップハウス)、その後の住宅政策まで

(「遠くに逃げる」「隠れる」はあまりやらなくなっている)

支援の担い手: 「DVアドヴォケイト(アドヴォケイト)」とか、「ソーシャルワーカー」と呼ばれる。民間シェルターへの行政の委託が主流。

相談センターのタイプ: ワンストップ型(ファミリー・ジャスティス・センター方式)、各地域拠点、裁判所内

(2) イスタンブール条約

2014年に発効した欧州評議会の「女性に対する暴力およびドメスティック・バイオレンスの防止及び根絶に関する条約」(Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence)は、女性に対する暴力およびDVの予防と根絶に関する協定で、女性に対する精神的暴力、ハラスメント、身体的暴力、性的暴力、性的嫌がらせに対する法的拘束力を持ち、予防、被害者の擁護と加害者の告訴に関する最低限の基準を定めたものです。条約の署名式が行われたトルコのイスタンブールにちなんで「イスタンブール条約」と呼ばれています。



この条約では、女性性器切除 (FGM)、強制婚、ストーキング、中絶や不妊手術の強制などを犯罪とすることとし、女性に対する暴力やDVに対応するあらゆる段階の関係機関やサービスが連携して取り組むことを求めています。つまりNGO (民間団体) だけが取り組んでいけばよいのではなく、各機関が協働して取り組む手続きを作ることを求めています。

この条約は年齢、人種、宗教、社会的出自、移民であるかどうかそして性的指向などにかかわらず、全ての女性と少女を対象とします。

条約では、国家に以下のことを犯罪とするか、少なくとも罰を与えることを求めています。

- ・ドメスティック・バイオレンス (身体的、性的、心理的、経済的暴力)
- ・ストーキング ・性暴力 ・セクシュアルハラスメント ・強制婚
- ・女性性器切除 (FGM) ・中絶と不妊手術の強制

この条約は、女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスは決して個人的な問題ではないというはっきりとしたメッセージを打ち出しています。むしろ、家庭内での犯罪がトラウマを生むという影響の深さを認識し、とくに配偶者やパートナー、家族のメンバーに対する暴力の加害者にはより重罪とすべきとしています。

この条約は、国に、以下のことを行うことを求めています。

【防止 PREVENTION】

- ・女性に対する暴力を容認する態度、ジェンダー役割やステレオタイプを変えること。
- ・被害者支援の専門職の育成
- ・トラウマを与えるような様々な形態の暴力について、意識啓発活動をすること。
- ・あらゆる教育レベルのカリキュラムに平等の問題についての教材を組み込むこと。
- ・広く人々に伝えるために、NGO、メディアそして民間セクターと協働すること。

【保護 PROTECTION】

- ・被害者のニーズに応え、被害者の安全を確保することを全ての対策の中心に置くこと。
- ・医療的支援、心理・法的相談を被害者と子どもたちに提供するための専門的な支援体制を構築すること。
- ・十分な数のシェルターを無償で提供し、また24時間電話相談を提供すること。

【訴追 PROSECUTION】

- ・女性に対する暴力を犯罪とし、適切に処罰するようにすること。
- ・文化的背景・慣習・宗教あるいはいわゆる「名誉」などによる、いかなる暴力を弁解しようとするようなものを受け入れないこと。
- ・捜査と司法手続きの間、特別な保護措置を被害者が受けられるようにすること。
- ・法執行機関は、助けの求めに対してすぐに対応し、危険な状況に適切に対処できるようにすること。

【統合された政策 INTEGRATED POLICIES】

上記の対策は全て、包括的で、連携した諸政策のとれた一連のセットとして、女性に対する暴力とドメスティック・バイオレンスに対する包括的な対応ができるものでなければならない。

(「欧州評議会」ウェブサイト、「イスタンブール条約」パンフレット英語版より)

※欧州評議会 (Council of Europe, CoE) とは

欧州評議会は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関。伝統的に人権、民主主義、法の支配等の分野で活動しており、最近では薬物乱用、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品対策、女性に対する暴力などの問題に対応しています（外務省ウェブサイト <https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html> より）。加盟国は47か国。日本は、オブザーバー国として各種会合への参加及び財政支援を行う他、CoE 作成条約の署名・批准等を行っている。

(3) 昨年(2018)年第21回シェルターシンポジウム2018 in 札幌 Rosa Logar さんの講演から

ヨーロッパ発 (でもヨーロッパ以外でも批准できる) 2018年10月時点で33カ国が批准。

- ・身体的、性的、精神的暴力のDVは「犯罪」として禁止
- ・性犯罪：(暴行が用いられたことではなく)、同意がなかったことで定義される
- ・ストーカー行為や、(職場などの地位を利用した) セクシュアルハラスメントも犯罪

<イスタンブール条約で求める被害者支援の水準>

- ・暴力の被害を受けた全ての女性と子どもには専門的な支援サービスを受ける権利
- ・各地域に適切に配置された、即時的、短期的および長期的な支援サービス
- ・母親に対する暴力を目撃した子どもが年齢にふさわしいカウンセリング
- ・女性のための電話相談：24時間365日匿名で無料でかけられる電話相談窓口少なくとも全国に1つ。
- ・すべての地域に女性シェルターがあること (最低基準：住民10,000人に対して1か所)
- ・性暴力センターを含む女性センター (住民20万人に対して1か所)

②第4回世界女性シェルター会議 (4WCWS) 北仲の勝手な報告

(1) 魔女 (Feminist) の決起集会だった!

KAMLA 婆の「ソリダリティ(連帯)!」「アザディ! (Azadi 自由)」

(2) 女性の台湾総統が来た!

(3) 今回は、アジアからたくさんみんな来て、うれしい。

(4) アートや演劇、ダンス、ポエム、そして思想/フィロソフィ/理念の大切さを認識。

ラップソングも聞いてみてね。

(5) 香港、そしてフィリピンで起きているできごとについて



◆オランダの女性サバイバーの人たちが
ラップ (Rap) を作りました。
歌詞と日本語訳はこちら。

Ask him why

I'll be honest with you, so listen to me
We women, we need more solidarity
I remember my mum, I was just a little girl
Dad used to beat her up and yell at her
I managed to hide, she believed I didn't hear
I never talked about it, but my heart was full of fear
He used to say she's stupid, he used to call her dumb
I swore that I would never ever be like my mum

Me too, you too
we had a man like that
he was my sweetie
but a hitman too!
(2x)

Yes me too, I had a man like that
From the moment we got married, I belonged to him he said
He thought he owned my body, he thought he owned my soul
He wanted to show that he was in control
My freedom had gone, I kept asking why
My self-respect faded, my soul started to die
Whatever went wrong, I was blamed
I was lazy, crazy, ugly, and I felt so ashamed

なぜかは彼に聞いて

正直に言うから、私の言うことを聞いて
私たち女性はもっと連帯すべきなの
私がまだ小さかったころの母のことを覚えてる
父は母を痛めつけ、怒鳴り散らしてた
私はなんとか隠れようとし、母は私が気づいてないって
信じてた
こんなこと話したことはなかったけど、私の心は恐怖で
いっぱいだった
父は、母はバカなんだって言って、母のことをのろまと呼
んでいた
だから私は母みたいには絶対にならないと誓った

私も、あなたも
そういう男に会ったことがあるでしょ
私の愛しい人だったけど
ヒットマンでもあった
(2回続ける)

ええ、私にもそういう男の経験がある
結婚したその時から私は彼のものだって、彼は言った
彼は私の体を彼の所有物だって思ってた
私の魂すら彼の所有物だと思ってた
自分が支配しているんだって見せつけたかったのね
私は自由を奪われ、なんでこんなことになって問いかけ続
けた
自尊心が消え、私の魂も死にかけてた
悪いことが起これば、私が責められた
私はだらしなくて、頭がおかしくて、醜くいんだって、自
分が恥ずかしくてたまらなかった

Wait No More

Defend our rights
No victim blaming
No victim shaming
Are you listening?
(2x)

Don't ask me why I stay with him,
listen to my suggestion
Ask him why he abuses me,
that would be a better question
Why my in-laws temper him
Why society protects him
Why he rapes me when he's drunk
and I have to satisfy him

I want to share my story
I want to share my pain
I want to hear your story too
I'm sure we felt the same
I'm sure we felt the same
I'm sure we felt the same

2 x chorus "Defend our rights"

Proud to be me again
Strong again and free again
No more veiling of my feelings
Proud to be me again
Strong again and free again
We decided to speak out, to speak out, to
speak out

私たちの権利を守ろう
被害者を責めるのはやめて
被害者を恥とするのはやめて
ちゃんと聞いているの?
(2回繰り返す)

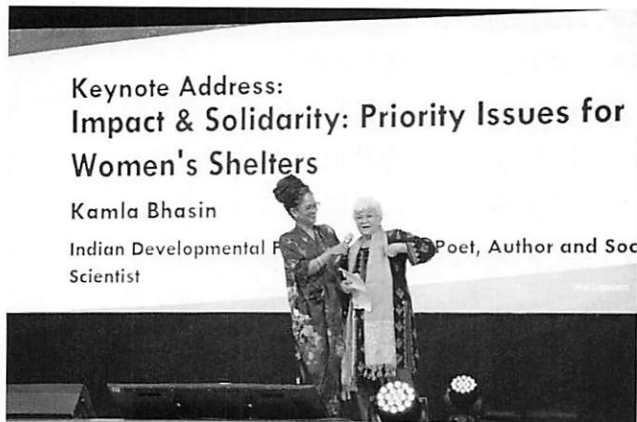
なんで彼のもとにとどまったかなんて私に聞かないで
私の提案を聞いてよ
なんで彼が私を痛めつけたのかは彼に聞いて
そっちの方がいい質問でしょ
なんで義理の家族が彼を鎮めようとするのか
なんで社会は彼の方を守ろうとするのか
なんで彼は酔って私をレイプするのに、私は彼を満足さ
せなきゃいけないのか

私のストーリーを分かち合いたい
私の痛みを分かち合いたい
あなたのストーリーも聞きたいし
私たちきっと同じように感じたはずよ
私たちきっと同じように感じたはずよ
私たちきっと同じように感じたはずよ

(「私たちの権利を守ろう」からのサビを2回繰り返す)

「私」を取り戻したことを誇りに思う
また強い私に、また自由な私になれた
もう自分の気持ちを覆い隠したりしない
「私」を取り戻したことを誇りに思う
また強い私に、また自由な私になれた
私たちは声を上げようと決意したの
私たちは声を上げる
私たちは声を上げる

Production and copyrights: Canto Libre Films, www.cantolibrefilms.nl, the Netherlands/
Lyrics: Women Survivors Rap Group, with the input of ideas from women's shelters all over
the world/ Lyrics support: Sanne te Pas/ Original music: Gerard Jan Heering/ Performance
backing track: Josephine te Pas, Martine Bier, Cara Boerwinkel, Irma Dulmers, Gerard Jan
Heering / Arrangement of the music: Sanne te Pas/ Sound recording and mixing: Studio
Peggy51, the Netherlands/ Direction and camera: Sanne te Pas/ Editing: Johan Twigt / Idea
and production coordination: Suzanne van den Biggelaar



Keynote Address:
Impact & Solidarity: Priority Issues for
Women's Shelters

Kamla Bhasin

Indian Developmental Poet, Author and Soc
Scientist

Kamla Bhasin

(インドの発展的な [developmental])
フェミニスト、アクティヴィスト、詩人、著述
家、社会学者。著作は30近い言語に翻訳
されている。「One Billion Rising」キャン
ペーンの南アジアのコーディネーターでもあ
り、家父長制に対し「Azadi (自由を)」と詩
を読み、声をあげるパフォーマンスをインド
国内や世界で30年近く続けている。

Kamla Bhasinスピーチ (概要)

この壇上からの眺めは素晴らしいです。120ヶ国から、1,400人！

友よ、私たちの連帯自体がインパクトを生むのです。一緒にフェミニストの騒音
(ノイズ) を出しましょう。フーフー！！ ピーピーピー！

この素晴らしい会議を主催した台湾のガーデン・オブ・ホープの皆さんに敬意を
表します。誇らしいことに、初めて、アジアで世界会議が開かれました！アジアと環
太平洋の皆さん、大きな声をあげましょう。カモーン！

アジアは日出づるところ (the continent of the rising sun) です。しかし、いまで
は、ここは娘たちが立ち上がる所です！ (rising=立ち上がる、sun → son (息子)
→ daughters (娘))

忘れないで。この女たちは不死鳥のようです。燃えかすの灰の中から飛び立ち
ます (rise)。

家父長制が私たちが強く抑えればおさえつけるほど、私たちは、高く飛び立ち
ます (rise)。

友よ、まともな世界には、女性のためのシェルターは必要ないはずで
す。すべての家庭で、すべての人は愛を感じ、安心を感じるべきです。しかし、残念ながら私
たちはそんなまともな、人間的な世界に住んでいません。私たちは家父長制的な世界
に住んでおり、ここでは女性と少女たちに向けた差別、暴力、侮辱があるのです。
家父長制は家庭を、学校を、大学を、職場を、通りや道路を、戦場にしてしまいま
す。家父長制の世界では、女性や少女にとって平和な時はありません。一番身近な
人々との関係ですら。過去3年の間に、何百万もの女性たちが職場で “me, too.”
と言いました。

家父長制はまた、人種、階級、カースト、宗教的狂気による軍事化などとも近い関係を持っています。“いわゆる”リーダーたちは、平和の橋を架けることをせず、戦争や憎しみを煽っています。そして、あらゆる種類の難民が生み出され、誰もが傷つき、侵害され、シェルターを探しています。むちゃくちゃな状況です。私たちフェミニストは、勇気ある女性や男性は、この無茶苦茶な状況に対処し、シェルターの中に何か希望や喜びを作ろうとしています。友よ、私たちはこの無茶苦茶な混乱を掃除しなくちゃいけません。人々の精神や心から恐怖や憎しみを取り除き、愛や包摂に基づいた関係性を生み出さなければいけません。

私たちのシェルターを植物を植える苗床のようにしようではありませんか。そこに種をまき、何か生命力の強い草を育てて、残りの世界に広めるのです。私たちのシェルターをフェミニストの苗床にしましょう！台湾にあるように、希望の園（ガーデン・オブ・ホープ）にしましょう。コンゴに作られたように、シティ・オブ・ジョイにしていきましょう！LOVEのスローガンをみんなで叫びますよ、用意はいい？ We are maker of love! — Love love!!

シェルターで平等や民主主義、人権や尊厳を教えるだけでは不十分です。少女たちは、自立性、自由を求めています。私たちのシェルターでは、少女たちに「女性
は人間なのだ」という過激なフェミニスト思想を教えて、育てなければなりません。これは世界中での大きな戦争です。

そして友よ、この会議のテーマが「solidarity (連帯)」です。ネットワーキングと連帯がその土台にあるべきです。「ソリダリティ！」と叫びましょう。We love solidarity! 女性の労働者と、家事労働者と、セックスワーカーと、LGBTQの人々と連帯して！今の私たちのように、女たちが一つになって団結すれば、もう、潰されることはありません。はい、「負けないぞ！」と叫びましょう！ We'll never be defeated!

Unity (一致団結) は「みんな同じであること」(uniformity) を意味しません。連帯は、ダイバーシティ (多様性)、多元性、多様な経験を含むことができるのです。

少年や男たちもまた、ジェンダーの檻に押し込められて苦しんでいます。家父長制は、家庭を暴力の場所にします。男たちよ、あなたが暴力を振るわなければ私たちは安全なのです。

友よ、この会議を通して、エネルギーをもらって、エンパワーされましょう。私はアジアから来ました。最後のスローガンは、私たちの言葉“Azadi” (自由) を叫びたいのです。



用意はいいですか？

We women want -Azadi!
Our daughters want -Azadi!
From endless violence-Azadi!
From helpless silence-Azadi!
from discrimination -Azadi!
From subjection -Azadi!
From patriarchy -Azadi!
From all hierarchy -Azadi!
For singing loudly -Azadi!
For dancing madly -Azadi!
For self-expression -Azadi!
For celebration -Azadi!
We love it madly -Azadi!
We like it badly -Azadi!

私たち女性に「自由を！」
私たちの娘にも、「自由を！」
終わりのない暴力からの「自由！」
救いようのない沈黙からの「自由！」
差別からの「自由！」
支配からの「自由！」
家父長制からの「自由！」
あらゆるハイアラーキーからの「自由！」
大声で歌う 「自由を！」
狂ったように踊る 「自由を！」
自己表現の 「自由！」
祝福する 「自由！」
「自由！」 狂おしいほどに欲しい
「自由！」 本当にどうしようもなく欲しい

ありがとうございました。アザディ。



*

2019年4月 NPO法人 全国女性シェルターネット

「ドメスティック・バイオレンス (DV) 対策の改善についての要望書」 (抜粋)

① 支援の「切れ目」

現在の日本の配暴センター・公的シェルターでは、一時保護につなぐか、傾聴し続けるかに2極化した対応となる傾向がある。一時保護の前（あるいは一時保護に至らない解決の方法をとるケース）での支援、一時保護後の支援などが、断絶している（「切れ目」がある）。また、「一時保護」=公的シェルター等の施設への入所=暴力環境からの隔離という狭い発想でDV被害者支援をとらえ、一時保護は宿泊滞在施設業務であるかのようにとらえる傾向がみられる。婦人相談所のスタッフは滞在期間中に（治療や保護命令の申請など）何らかの支援「情報」を提供するだけで、具体的な支援をしているところは多くない。さらに、退所と同時に支援活動は終了、というような対応に陥っている。

② 一時保護がなされない

身体的暴力などの命の危険があるような“緊急性”がある場合のみ婦人相談所が一時保護し、所持金があるなどの場合は保護できないと言われたという経験を、民間の支援関係者は全国各地で数多くしている。前者は、DV法での一時保護の要件を不合理に高く設定するものであり、まるで裁判所が出すDV法での保護命令の要件並みである。また、警察や福祉事務所からの経路のケースのみ一時保護につながりやすいという話は、DV法施行後、あちこちで言われてきた。

【シェルターネットに寄せられた一時保護をめぐる事例】

- ・夫がDVのために逮捕・拘留されると、「相手は拘留中だから危険ではない」として、保護を断ったり、一時保護していても解除したりする。しかも、相手が釈放されてきたときに備えるための保護命令の申立手続きなどの支援もしない。
- ・「緊急性がない」という理由で、支援の必要があるにもかかわらず一時保護をしない。
- ・年齢・国籍・障がい・疾病その他属性を理由に一時保護しない。精神疾患や障がいがある場合、施設の都合や先入観に基づく集団生活への適応困難を理由に一時保護を渋る。
- ・「本人の意志が固まっていない」との理由で保護しない。
- ・現金や貯金があるので保護しない。
- ・退所後の見通しが立たないので保護しない。
- ・遠隔地から来た相談者だから保護しない。
- ・実家や親せきの家に行かせようとする。
- ・受付経路の偏り（警察からの経路を優先し、民間団体からの避難受け入れにはあれこれ条件を付けて難色を示す）、受付時間の問題、受理決定に時間がかかりすぎる等。



③ 公的シェルターは牢屋のよう?

配暴センターや公的シェルターで「一時保護」した場合のケース対応の考え方・方針に問題が多い。

(中略) まず、住んでいる自治体から離れている遠くのシェルターに一時保護し、一時保護中は、隔離して外部と接触をしなければ安全という考えを持っており、個別事情の違いを考慮せず、当事者の権利や自由への尊重はなく、一方的に一律に当てはめている。

(一律に携帯は預かり使用禁止、外出禁止などのルールがある)

④ 都道府県や市町村それぞれに支援内容や方針の格差がみられる

DV対策のための予算化、人的な配置や相談窓口の設定の仕方、一時保護後の生活再建の際の支援の仕方等に格差がみられる。また、住基ロックの申請(1年後の再申請・更新)の時に、警察に行つて証明を受けることを求めている市町もある(国の通達に反する)。

⑤ 支援内容に不満がある場合の苦情や検証の仕組みがない

⑥ 全体に、民間団体と配暴センターとの関係が対等ではない

現行の一時保護委託関係は、すべての決定権が配暴センターにあり、当事者の意思を無視しており、民間団体の関与を認めず、一時保護委託先はまるで貸し室業であるかのような位置づけをされているところが多い。

▶ 抜本的な法改正、法整備の他、現行法制度下でも改善を

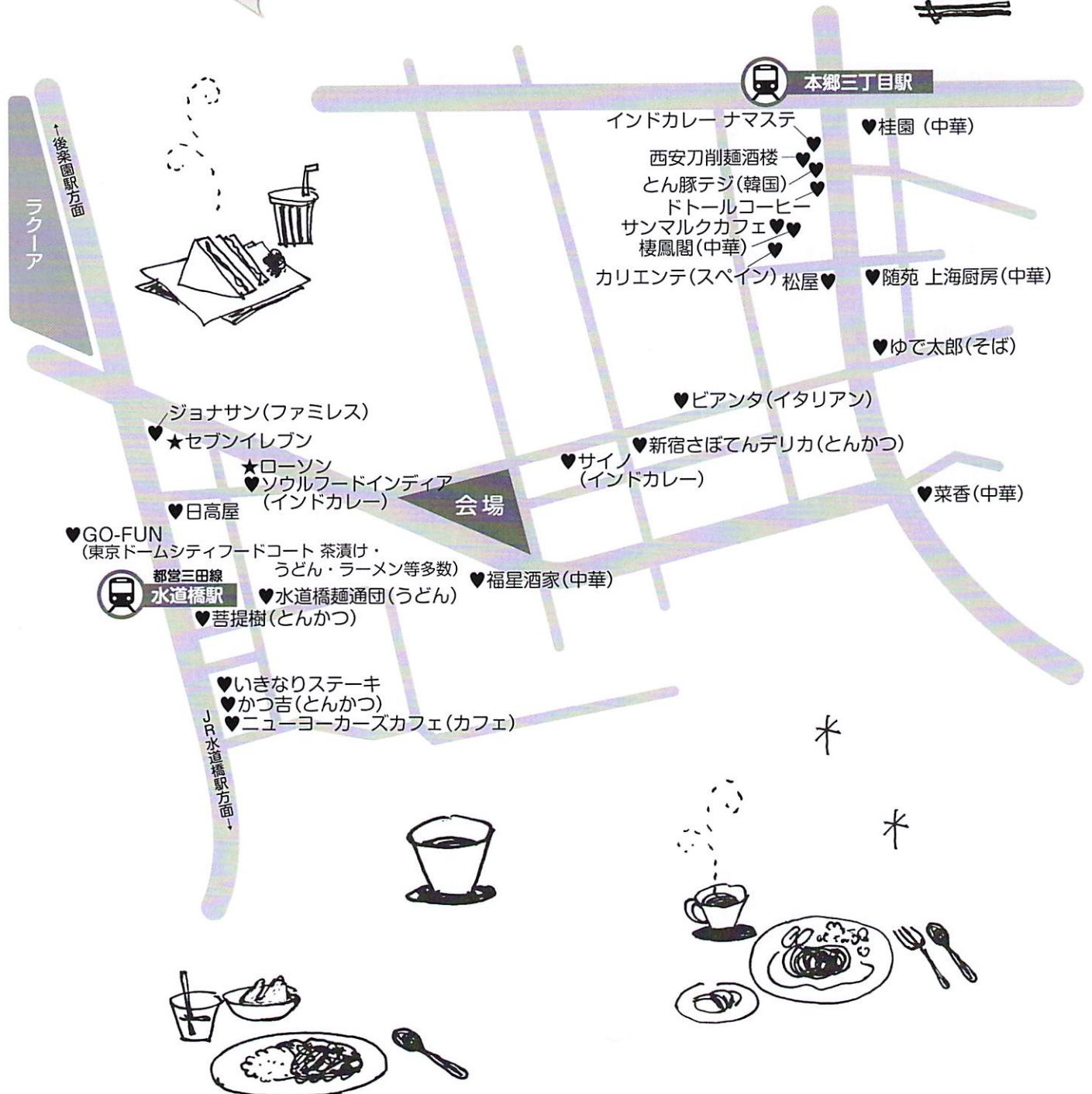
- ① 配偶者暴力相談支援センターの一時保護基準等を見直し、明確にすること
 - ・ 避難を求めてきた当事者はまずは一時保護すること
 - ・ 一時保護基準を見直し明確にすること
 - ・ 個別事情を勘案して避難先を選定すること
- ② DV加害者のリスク判定や被害の深刻度判定のための統一(各都道府県共通)枠組の検討
- ③ 公的シェルターでの一時保護中の安全確保や生活におけるルールの見直し
- ④ 各地域における専門家との連携の構築
 - (「公的機関だから特定の弁護士や医師を紹介できない」という消極的な方針をやめる)
- ⑤ 民間団体を対等なパートナーとして扱うこと
- ⑥ 被害者相談対応の実態を把握・分析できるような統計把握の見直し

ここでは、要望書の一部を抜粋・編集して紹介しています。全文はNPO法人全国女性シェルターネットのウェブサイトに掲載しています。 <http://www.nwsnet.or.jp/>

会場近くの飲食店・コンビニmap

お好みの味に
出会えますように!

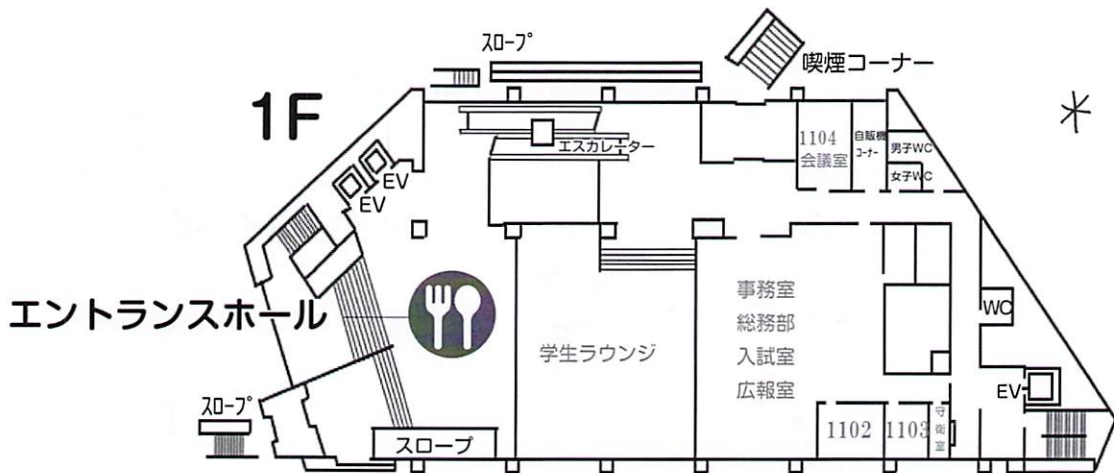
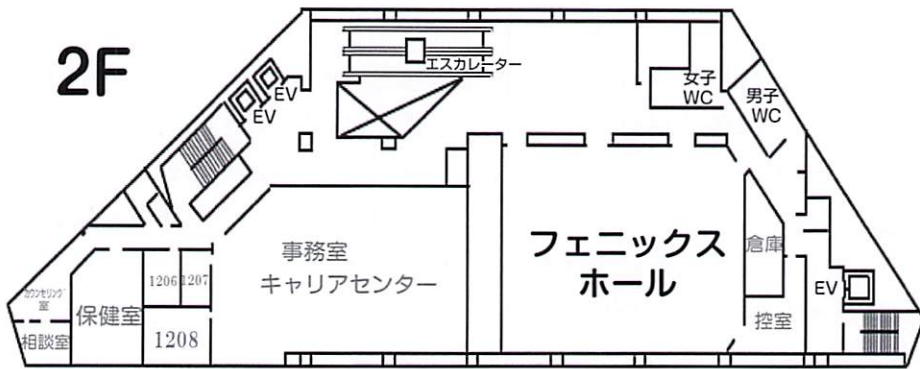
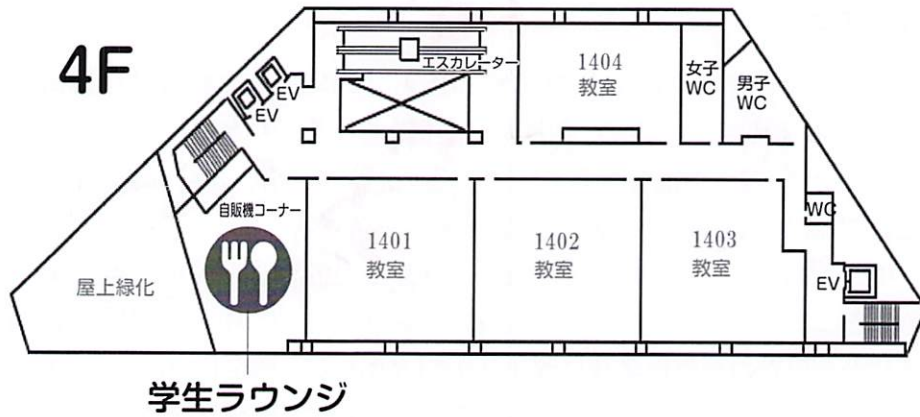
★ コンビニ
♥ レストラン




お昼ごはんmap



昼食は4階学生ラウンジ、1階のエントランスホールに持ち込んで食べることも可能です。





パネルディスカッション (13:30~15:00)

「セクシュアル&リプロダクティブ・ヘルス&ライツを私たちのものに!
~性暴力被害者支援法の成立と更なる刑法改正に向けて~」

●プログラム趣旨

セクシュアル リプロダクティブ ヘルス/ライツ「性と生殖に関する健康と権利」は、憲法13条（幸福追求権）で保障されている権利です。それは、女性がいつ何人の子を産むか産まないか、妊娠するかしないか、更にはいつ、誰とどのような性行為をするか、しないかを自己決定し実行する権利で、それが安全に安心して実行できることが保障されるべきであるというものです。

セクシュアル リプロダクティブ ヘルス/ライツという概念は、1994年カイロの国際会議で提唱され、1995年世界女性会議において女性の権利として定義されました。日本においては翌年の1996年に、優生思想の優生保護法から現在の母体保護法に改正されましたが、この概念については触れられず、人工妊娠中絶における女性の自己決定権は認められないままの法律となり、現在に至っています。2000年に出された男女協同参画基本計画から女性施策の基本としてリプロの考え方がうたわれましたが、社会に浸透しないままに終わっています。

本年（2019）5月28日、仙台地裁で「旧優生保護法は違憲である」という判決が出ました。「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づき不妊手術を強制した旧優生保護法は、憲法13条に違反し、違憲である、すなわち、リプロダクティブ ライツ「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」という概念は、「性と生殖に関する権利」をいうものとして、個人の幸福追求権を保障する憲法13条に照らし尊重されるべきである（朝日新聞判決要旨より抜粋）、という内容の判決でした。すなわち、セクシュアル リプロダクティブ ライツは、憲法でまもられている権利である、ということ私たちにあらためて認識させる、画期的な判決文でした。

性暴力は、「性と生殖に関する健康と権利」に対する最も重大な侵害行為です。国連が性暴力を「身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの」と定義していることと、刑法において強制性交等を「十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、・・・」と定義していることの間には、大きな開きがあるのが現実です。

憲法でまもるべき「性」への侵害行為に対し、刑法はどう対応できるのかが問われています。同時に、国は「性」をまもるための施策、すなわち性暴力の被害者支援のための法的な整備をする必要があります。

セクシュアル リプロダクティブ ヘルス/ライツを私たちのものにするために、今わたしたちが取り組むべきことをともに考えましょう！



●登壇者紹介

ファシリテーター：生魚 かおりさん

(NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員/ウィメンズセンター大阪事務局/アロマセラピスト)

プロフィール▶ 2006年より「女・からだ110番」電話相談員として、女性のからだ性と性に関する相談に対応。ウィメンズセンター大阪が開催している「女のからだ相談員養成講座」の講師をつとめる。SACHICO運営委員として、アドボケーター養成講座の講師をはじめ、各地の男女共同参画センター等の依頼で、女性の心とからだ性と性に関する講座の講師や、学校からの依頼により、性教育の講師もつとめている。アロマセラピストとして、病院施設などでのヒーリングにも関わり、ウィメンズセンター大阪でのアロマトリートメントを実施している。看護師、HCPS認定臨床アロマセラピスト®、女性のための身体と性の認定カウンセラー。

登壇者：加藤 治子さん

(阪南中央病院産婦人科医師、性暴力救援センター・大阪SACHICO代表)

プロフィール▶ 「女性の一生を生活背景も含めて診ることのできる科」を目指す。診療現場でDVやレイプ被害者に接する中で、性暴力は女性の心とからだを深く傷つけ、人間としての尊厳を脅かす、人権問題であり、医療問題である、と認識するようになった。09年6月、「女性の安全と医療支援ネット」準備室を立ち上げ、ネットワークの拠点として、2010年4月、産婦人科・精神科医師・法医学者・弁護士・ウィメンズセンター大阪などの草の根の女性活動家達と阪南中央病院内に「性暴力救援センター・大阪SACHICO」を開設、代表をつとめる。



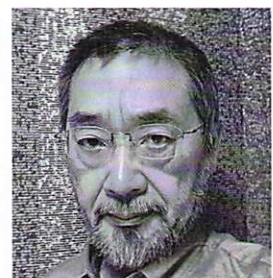
【メッセージ】

性暴力救援センター・大阪SACHICOには、未就学の子から成人女性まで、数多くの性的被害を受けて傷ついた方が支援を求めて来所されています。9年間の活動の概要と、特に「子どもたちの性をまもり、育てるために、性的自己決定の力をつけるために、今必要なこと」を考えます。

登壇者：山本 恒雄さん

(社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所 客員研究員/性暴力救援センター・大阪SACHICO理事)

プロフィール▶ 1975年 同志社大学心理学専攻卒。同年より大阪府児童相談所(子ども家庭センター)に勤務。2008年 大阪府中央子ども家庭センター次長兼虐待対応課長を退職し、日本子ども家庭総合研究所 部長に。2015年 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部長を退職、現職に。その他、日本子ども虐待防止学会 副理事長、性暴力救援センター大阪SACHICO理事など。臨床心理士。



【メッセージ】

日本の子どもに関する性暴力問題はそのほとんどが隠れたままであるとみられる。

まず、若い年齢の子どもは性暴力被害にあったとしても、自分に何が起きているか理解できていない。やがて年齢があがってきて、性の問題を認識し始めたとしても、子どもにとって重要な依存や愛着の対象となるような年長者からの搾取的な性暴力被害を識別して認識することは難しい。多くの子どもは自分が関わった性的トラブルの責任を自分の身に引き受け、自分を被害者とは捉えず、自分が悪いことをした、自分が悪い子になったと考える。やがて思春期に入る頃から一部の子どもは性暴力被害の事実をほぼ事実通りに認識し始める。しかし、それで性被害を誰かに訴えることはめったに無い。性暴力被害を開示すること自体が強い恥と尊厳の危機をもたらす。さらに家族を深刻な社会的トラブルに巻き込みかねないとおそれる。もしも性暴力が家庭内・親族内のトラブルであった場合には、自分が家族に害をなしてきたことを周りの人に知られ、非加害保護者との重要な絆を失うことになるかもしれない。

これらの事柄が解決され、子どもの正当な権利、健康と安全が守られるようになるためには、教育と福祉、それを支える法の整備が欠かせないと考えられる。

登壇者：雪田樹理さん

(弁護士)

プロフィール▶ 弁護士。2002年1月に女性共同法律事務所を開設し、主としてドメスティック・バイオレンスや性暴力・セクシュアルハラスメントの事件を扱っている。また国際人権NGOヒューマンライツ・ナウの理事・関西グループ事務局長を務め、2011年には国連「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」を翻訳出版。大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチームにて「性暴力と刑事司法」(2014年)を出版。2017年「特定非営利活動法人いくの学園」理事長に就任。「性暴力救援センター・大阪SACHICO」の立ち上げから関わり、現在は理事を務めている。



【メッセージ】

性暴力の被害者を支援するため、今、私達に求められているものは何なのか。

国際的な人権基準に沿った被害者支援、そして刑法の更なる改正の実現に向けて、私達が軸とすべきセクシュアル・ライツ、リプロダクティブ・ヘルス&ライツの基本理念を確認しながら、2017年改正につづけて獲得すべき刑法改正の具体的な内容および被害者支援法の制定に向けた課題について議論を深めていきたいと考えています。



議員フォーラム (15:00~16:00)

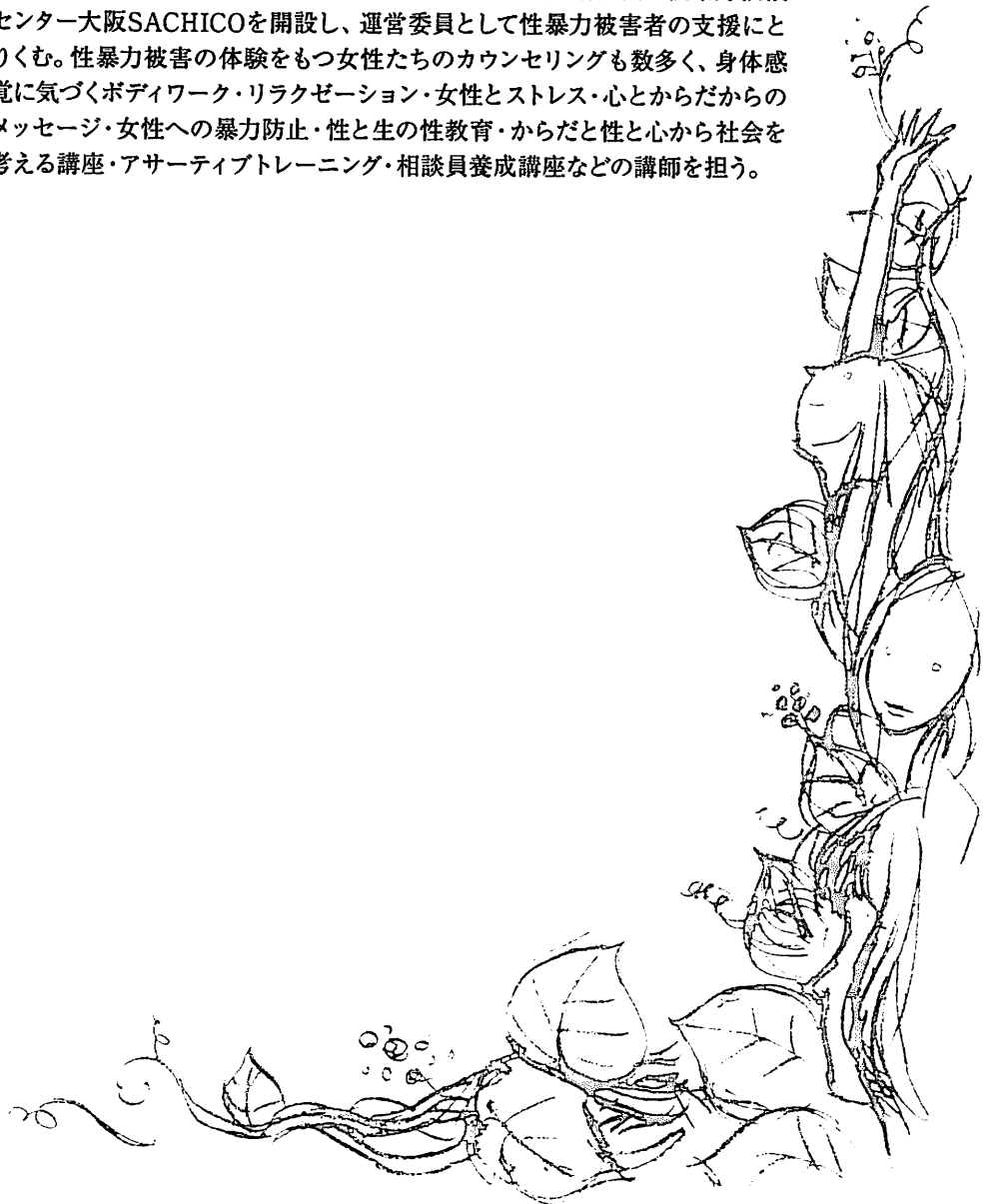
「世界基準に沿った日本のDV・性暴力対策を」

ファシリテーター：高見陽子さん

(NPO法人性暴力救援センター・大阪SACHICO運営委員/ウィメンズセンター大阪事務局)

＊

プロフィール▶ 1984年「女のためのクリニック準備会」としてのスタート時より、ウィメンズセンター大阪の運営にたずさわる。女性が生涯を通じてかかえる様々な悩み、女性が体験するからだと性、性と生殖に関わる問題は個人的なことだけでなく社会問題であり、女性が生きやすい社会づくりのために参画する仲間がふえることを願って活動を展開。2010年4月からは、阪南中央病院内に性暴力救援センター大阪SACHICOを開設し、運営委員として性暴力被害者の支援にとりくむ。性暴力被害の体験をもつ女性たちのカウンセリングも数多く、身体感覚に気づくボディワーク・リラクゼーション・女性とストレス・心とからだからのメッセージ・女性への暴力防止・性と生の性教育・からだと性と心から社会を考える講座・アサーティブトレーニング・相談員養成講座などの講師を担う。



NPO 法人全国女性シェルターネットとは

女性や子どもに対する暴力の被害を受けた当事者を支援する全国のシェルター等を運営する団体の相互連携協力を促進し、暴力のない社会の実現に寄与することを目的として1998年に設立された支援団体のネットワーク。アジアシェルターネットワークの理事団体として、直接支援から国への提言までを担う。



第22回全国シェルターシンポジウム2019in東京 当日配布資料
NPO 法人全国女性シェルターネット
2019年12月2日発行
symposium2019tokyo@nwsnet.or.jp

後援 内閣府、厚生労働省、文部科学省、外務省
この事業はWAN基金から助成を受けています
平成31年度東京ウィメンズプラザDV防止等民間活動助成対象事業

